

令和 7 年 第 8 回
川西市教育委員会（臨時会）議事日程表

会議日時 令和 7 年 3 月 2 8 日（金） 午後 2 時から

場 所 川西市役所 3 階 教育委員室

日程 番号	議 案 番 号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2	議案 第 2 1 号	川西市立幼稚園規則及び、川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について	
3	議案 第 2 2 号	第 2 期川西市こども・若者未来計画の策定について	

令和 7 年 第 8 回

川西市教育委員会（臨時会）議案書

川 西 市 教 育 委 員 会

- 議案第 21 号 川西市立幼稚園規則及び、川西市教育委員会公印規則の一部を
改正する規則の制定について
- 議案第 22 号 第2期川西市こども・若者未来計画の策定について

議案第 21 号

川西市立幼稚園規則及び、川西市教育委員会公印規則の一部を
改正する規則の制定について

川西市立幼稚園規則及び、川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月28日提出

川西市教育委員会
教育長 石 田 剛

提案理由

川西市立東谷幼稚園の廃止に伴い、関係規則を改正する必要があるので本案を提出する。

川西市教育委員会規則第 ○ 号

川西市立幼稚園規則及び、川西市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第1条 川西市立幼稚園規則（昭和43年川西市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川西市立東谷幼稚園の項を削る。

別表東谷幼稚園の項を削る。

（川西市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 川西市教育委員会公印規則（昭和44年川西市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県川西市立東谷幼稚園之印	方 2.0	園名をもつてする文書	1	〃
兵庫県川西市立東谷幼稚園印	方 3.0	卒業証書等用	1	〃
兵庫県川西市立東谷幼稚園長印	方 2.0	園長名をもつてする文書用	1	〃
兵庫県川西市立東谷幼稚園之印	横 1.2 縦 3.0	卒園証書・契印用	1	〃

」

を削る。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

現行				改正後（案）			
（定員及び学級数） 第2条 川西市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園児の定員及び学級数の上限は、次表のとおりとする。				（定員及び学級数） 第2条 川西市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の園児の定員及び学級数の上限は、次表のとおりとする。			
幼稚園名		定員		幼稚園名		定員	
		学級数の上限				学級数の上限	
(略)				(略)			
<u>川西市立東谷幼稚園</u>		<u>4歳児の学年</u>	<u>90</u>	<u>(削除)</u>			
		<u>5歳児の学年</u>	<u>90</u>				
(略)				(略)			
（幼稚園の園区） 第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。 別表(第16条、第17条関係)				（幼稚園の園区） 第16条 幼稚園の園区は、別表に定めるとおりとする。 別表(第16条、第17条関係)			
幼稚園名		園区		幼稚園名		園区	
(略)				(略)			
<u>東谷幼稚園</u>		<u>東畦野（長尾を除く。）、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、国崎、黒川、横路、美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目、見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、西畦野1丁目・2丁目、山原1丁目・2丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山下町、笹部1丁目～3丁目、下財町、一庫1丁目～3丁目</u>		<u>(削除)</u>			

川西市教育委員会公印規則(昭和44年川西市教育委員会規則第8号)新旧対照表

現行					改正後（案）				
名称	寸法 (cm)	用途	個数	保管者	名称	寸法 (cm)	用途	個数	保管者
兵庫県川西市立東谷幼稚園 之印	方 2.0	園名をもつてする 文書用	1	〃					
兵庫県川西市立東谷幼稚園 印	方 3.0	卒園証書等用	1	〃					
兵庫県川西市立東谷幼稚園 長印	方 2.0	園長名をもつてする 文書用	1	〃					
兵庫県川西市立東谷幼稚園 之印	横 1.2 縦 3.0	卒園証書・契印用	1	〃					

議案第 22 号

第2期川西市こども・若者未来計画の策定について

第2期川西市こども・若者未来計画として別紙のとおり策定することについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和7年3月28日

川西市教育委員会

教育長 石 田 剛

提案理由

こども・若者に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する必要があるので本案を提出する。

第2期川西市こども・若者未来計画 (案)

令和7年●月

川西市・川西市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	2
2 国における近年の動向.....	3
3 計画の位置づけ・期間・対象者.....	5
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	7
第2章 こども・若者を取り巻く現状.....	10
1 人口と世帯の状況.....	11
2 就業の状況.....	16
3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況.....	18
4 こども・子育て当事者の状況.....	22
5 若者の状況.....	43
6 こども・若者の意見表明.....	49
7 ひきこもりや不登校などの状況.....	66
8 貧困の状況.....	74
第3章 計画の考え方.....	77
1 基本理念.....	78
2 基本目標.....	78
3 計画の体系.....	80
第4章 施策の展開.....	81
重点施策・施策体系.....	82
基本目標1 親と子のいのちと健康を守る.....	85
基本目標2 こどもたちを社会全体で健やかに育む.....	88
基本目標3 こどもが主体となる教育保育を提供する.....	95
基本目標4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する.....	101
基本目標5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する.....	106
基本目標6 こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する.....	114

第5章 事業計画.....	116
1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....	117
2 計画期間における人口推計.....	118
3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方.....	119
4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策.....	120
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策.....	123
第6章 就学前教育保育施設のあり方.....	137
1 就学前施設の現状・課題、方向性.....	138
2 検討経過.....	138
3 川西市における就学前教育保育の拠点施設.....	139
4 拠点施設とならない認定こども園のあり方.....	144
5 市立就学前教育保育施設のあり方.....	144
第7章 計画の推進体制.....	149
1 計画の推進に向けて.....	150

第 Ⅰ 章

計画の概要

I 計画策定の背景

我が国における急速な少子高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化しています。現在、こうした課題に対処するため、SDGsの推進、多様性と包摂性（※1）ある社会の形成、DX（※2）の推進など様々な取組が行われています。

国においては、令和5年（2023年）4月に、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行されました。また、同じく令和5年（2023年）4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年（2023年）12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。この大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

政府の動きとしては、令和5年（2023年）1月に公表された「異次元の少子化対策」により、少子化問題は待ったなしの課題とされ、こども政策を体系的に取りまとめ、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えが示され、「こども未来戦略会議」が設置されました。令和6年2月に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」は、こども・子育て政策を取りまとめたもので、(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化、(2) 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、(3) 共働き・共育での推進の3本柱で、「加速化プラン」の具体的な施策が盛り込まれました。

川西市においては、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成27年（2015年）に「第1期川西市子ども・子育て計画」、令和2年（2020年）に「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定するほか、子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成25年（2013年）に「川西市子ども・若者育成支援計画」を策定、平成30年（2018年）には同計画を改定しました。

さらに、令和5年（2023年）3月に「第2期川西市子ども・子育て計画」と「川西市子ども・若者育成支援計画」を統合し、「川西市子ども・若者未来計画」を策定し、こども・若者施策を総合的かつ計画的に推進し、こどもから若者まで、切れ目のない施策の推進に取り組んできました。

そして、令和6年（2024年）3月に「第6次川西市総合計画」を策定し、めざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」の実現に向けた5つの柱(分野別目標)を設定しています。その1つ「人が豊かに育つ川西の実現」において、施策「子ども・若者」の中に「妊娠・出産・乳幼児支援」「子育て環境整備」「教育保育」「若者支援」を位置付けています。

また、同時期に「川西市教育大綱」を策定し、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や方針を示しています。

本計画は、「川西市子ども・若者未来計画」の計画期間が終了することに伴い、社会情勢や「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、こどもの権利の擁護や、こども・若者支援施策の充実を図るため「第2期川西市子ども・若者未来計画」を策定し、こどもから若者まで、切れ目なく施策を推進していきます。

【参考】

※1 包摂性…社会的に誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つことを意味します。持続可能な開発目標（SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」という考え方に基づいています。

※2 DX………デジタルトランスフォーメーションのことで、デジタル技術やデータを活用した業務・組織等の変革をさします。

2 国における近年の動向

(1) 子育て支援対策

平成29年(2017年)6月「子育て安心プラン」が公表され、25歳から44歳の女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、令和2年度(2020年度)までに女性就業率80%にも対応できる約32万人の保育の受け皿を整備することが示されました。

令和元年(2019年)10月からは3～5歳のすべての子ども及び0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて教育保育施設の利用料が無償化されました。

令和2年(2020年)12月には、「新子育て安心プラン」が公表され、令和3年度(2021年度)から令和6年度(2024年度)末までの4年間で約14万人の保育の受け皿を整備することが示されるなど、待機児童の解消をめざすとともに、女性の就業率の上昇に対応することとされています。

また、平成30年(2018年)9月の「新・放課後子ども総合プラン」においては、女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性の高まりなどを受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、さらなる受け皿の拡大や育成支援の内容の質の向上を進めていくこととされています。

さらに、こども未来戦略(令和5年(2023年)12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

＜「加速化プラン」において実施する具体的な施策＞

- ・児童手当の抜本的拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～
- ・幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～
- ・全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設～
- ・新・放課後子ども総合プランの着実な実施～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～
- ・育児期を通じた柔軟な働き方の推進 ～利用しやすい柔軟な制度へ～
- ・多様な働き方と子育ての両立支援 ～多様な選択肢の確保～ など

(2) こども基本法の成立とこども家庭庁の創設

令和4年(2022年)6月に、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進するために、「こども基本法」が成立しました。

さらに、「こども家庭庁設置法」が成立し、令和5年(2023年)4月に、これまで各省庁でバラバラに行われてきたこどもに関する政策を、一本化して専門的に取り組む機関として、こども家庭庁が創設しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進しています。

(3) こども家庭センターの設置

令和4年（2022年）6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとなりました。

児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけています。

(4) 子ども・若者支援

平成22年（2010年）4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、国において「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第8条に基づく大綱として「子ども・若者ビジョン」が策定され、同ビジョンにおいては、若年無業者やひきこもりなどに悩む若者が自立できないまま年齢を重ねている現状から、特定の分野に関し、30歳代も対象となりました。

同ビジョンの策定から5年が経過したことを受け、平成28年（2016年）2月には「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援などに重点的に取り組むことが基本的な方針とされました。

その後、新型コロナウイルス感染症が流行し、子ども・若者を取り巻く環境が更に大きく変化したことを踏まえ、令和3年（2021年）に新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、①すべての子ども・若者の健やかな育成、②困難を有する子ども・若者やその家族の支援、③創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援、④子ども・若者の成長のための社会環境の整備、⑤子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5本柱を基本的な方針として、子ども・若者育成支援を総合的に推進するとされました。

また、近年、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども（ヤングケアラー）が増加し、子ども自身の時間が持てずに、友人関係や学校生活、進路や就職等に支障をきたすなど、子どもたち自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性が指摘されており、ヤングケアラーの支援体制の構築・強化をするとされています。

(5) 児童虐待防止

平成28年（2016年）の児童福祉法等の改正によって、住民にとってより身近な対応機関の拡充をめざし、児童虐待について迅速・的確な対応を行うことができる中核市や特別区に対して児童相談所の設置の推進を位置づけ、平成30年（2018年）7月に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が決定されました。令和元年（2019年）6月には改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、こどもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれました。

また、令和4年（2022年）6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童虐待のおそれがあり、一時保護を行う場合に、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないことが規定されました。

(6) こども大綱の閣議決定

令和5年(2023年)12月に、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針を定められました。

3 計画の位置づけ・期間・対象者

(1) 計画の法的根拠 〈下記5法に基づく計画として位置づけます〉

●こども基本法(第10条第2項):市町村こども計画

市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

●子ども・子育て支援法(第61条):市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

●次世代育成支援対策推進法(第8条):市町村行動計画

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

●子ども・若者育成支援推進法(第9条第2項):市町村子ども・若者計画

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

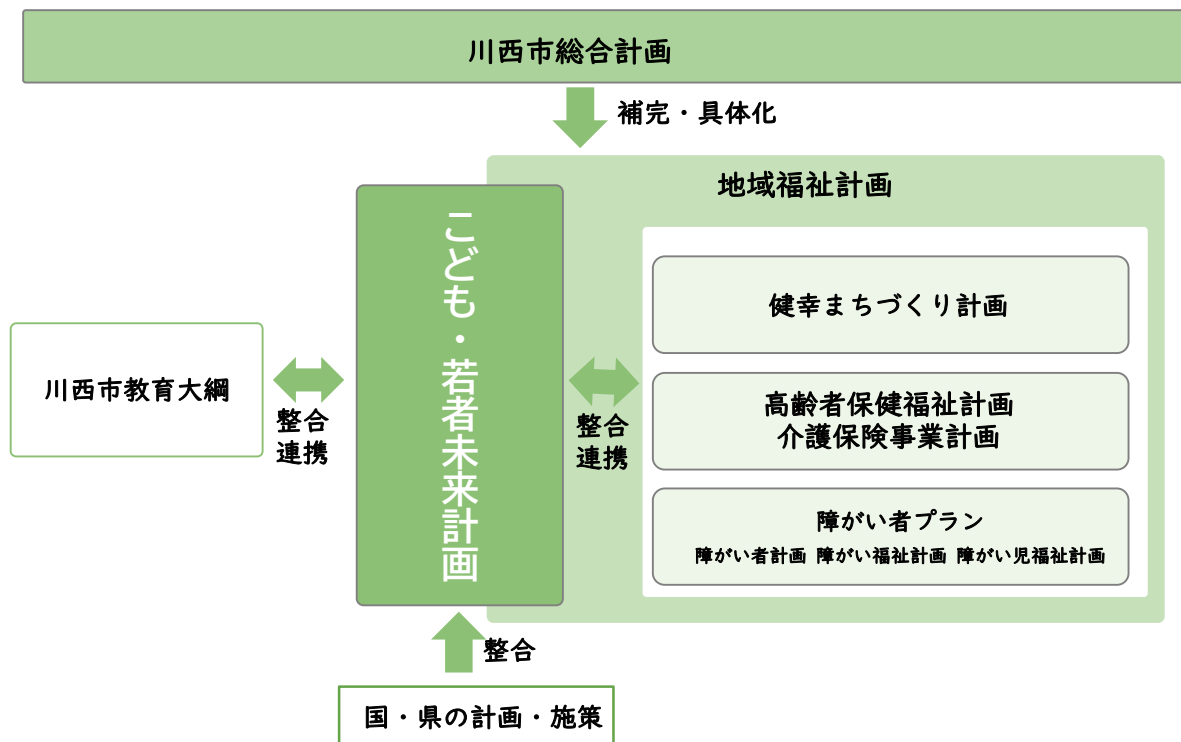
●こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条第2項):市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画【新規】

市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

「川西市総合計画」を上位計画とし、「川西市地域福祉計画」やその他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

●子ども・若者未来計画の位置づけ



(3) 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。また、各年度において、実施状況や実績等について点検・評価を行うとともに、計画期間において、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
川西市子ども・若者未来計画		第2期川西市子ども・若者未来計画					次期 川西市子ども・若者未来計画
				【中間見直し】			

(4) 計画の対象者

対象者は妊娠前、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね39歳までを主な対象とします。

0歳			6歳	12歳	18歳	39歳
妊娠前	妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期以降

※概ねの年齢区分

(5)「こども」の表記基準

本計画において、「こども」表記の取扱いを、原則として下記の通りとします。

- (1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ア 法令に根拠がある語を用いる場合
 - イ 固有名詞を用いる場合
 - ウ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

4 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年(2012年)8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、幼児期の質の高い教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育保育の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざしています。

(2) 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容

新制度の創設に関する以下の3つの法律をあわせて、「子ども・子育て関連3法」といいます。新制度の実施主体である市町村においては、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育保育の提供区域の設定、教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等を記載することとされており、具体的な目標設定のうえ、子ども・子育て支援の推進を図ります。

また、令和元年(2019年)5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、市の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、同年10月から幼児教育保育の無償化が実施されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律 ※1
- 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正) ※2

1 質の高い幼児期の 学校教育保育の総合的な提供	幼児期の教育と保育、地域での子育て支援を総合的に提供する「認定こども園」の普及を図るため、設置手続きを簡素化し、財政支援を充実・強化
2 保育の量的拡大・確保 教育保育の質的改善	地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育等を計画的に整備し、待機児童ゼロの継続や多様な教育保育を充実
3 地域子ども・子育て支援の 充実	すべての家庭を対象に、地域の子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるよう財政支援を強化

※1 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3) 給付・支援事業

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に区分されます。

① 子ども・子育て支援給付

- | | | | |
|---|----------------|--|--|
| 1 | 子どものための教育保育給付 | ①施設型給付
②地域型保育給付 | >認定こども園 >幼稚園※ ¹ >認可保育所※ ²
>小規模保育事業（A・B・C型） >家庭的保育事業
>居宅訪問型保育事業 >事業所内保育事業 |
| 2 | 子育てのための施設等利用給付 | >幼稚園（新制度に移行していない幼稚園）
>認可外保育施設等 | >特別支援学校 >預かり保育事業 |
| 3 | 子どものための現金給付 | >児童手当 | |
| 4 | 乳児等のための支援給付 | >乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）※令和8年度（2026年度）開始 | |

※1 私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は私学助成を継続

※2 私立認可保育所は現行どおり市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

② 地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- | | | | |
|----|----------------------------|----|-------------------------|
| 1 | 利用者支援事業 | 2 | 延長保育事業 |
| 3 | 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） | 4 | 子育て短期支援事業（ショートステイ） |
| 5 | 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問） | | |
| 6 | 養育支援訪問事業 | 7 | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 |
| 8 | 地域子育て支援拠点事業 | 9 | 一時預かり事業 |
| 10 | 病児保育事業 | | |
| 11 | 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） | 12 | 妊婦に対する健康診査 |
| 13 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | | |
| 14 | 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 | 15 | 子育て世帯訪問支援事業【新規（令和4年改正）】 |
| 16 | 児童育成支援拠点事業【新規（令和4年改正）】 | 17 | 親子関係形成支援事業【新規（令和4年改正）】 |
| 18 | 妊婦等包括相談支援事業【新規（令和6年改正）】 | 19 | 乳児等通園支援事業【新規（令和6年改正）】 |
| 20 | 産後ケア事業【新規（令和6年改正）】 | | |

（4）子どものための教育保育給付

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、教育保育の必要性に応じた1号～3号認定の支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

支給認定区分	対象	利用する主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前のこども（2号認定を除く）	認定こども園・幼稚園※
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	認定こども園・保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	認定こども園・保育所・地域型保育事業

※私立幼稚園は新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断において選択することとされています

② 保育の必要性に応じた区分

2号認定または3号認定は、保育の必要量によってフルタイム就労を想定した「保育標準時間」（最長11時間）、またはパートタイム就労を想定した「保育短時間」（最長8時間）に区分されます。

③ 給付対象施設

施設	対象
幼稚園	・3歳から就学までの児童を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 ・昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)等を実施
保育所	・0歳から就学までの児童を対象とし、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 ・夕方までの保育のほか、延長保育を実施
認定こども園	・0歳から就学までの児童を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設 ・4つの類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)に分類
地域型保育事業	・0歳から2歳を対象とし、少人数の単位(20人未満)で保育を必要とする児童を預かる事業 ・4つの類型(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)に分類

(5) 子育てのための施設等利用給付

幼稚園(私学助成幼稚園)、認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用料等の無償化の適用を受けるためには、新1号～新3号認定の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象	利用する主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前のこども(新2号、新3号認定を除く)	幼稚園(私学助成幼稚園)
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過し、保護者の就労や疾病等により保育を必要とするこども	幼稚園(私学助成幼稚園)、認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育
新3号認定	0～2歳、満3歳に達する日以後最初の3月31日までで、保護者の就労や疾病等により保育を必要とし、かつ、市民税非課税世帯のこども	幼稚園(私学助成幼稚園)、認可外保育施設等、幼稚園・認定こども園の預かり保育

第2章

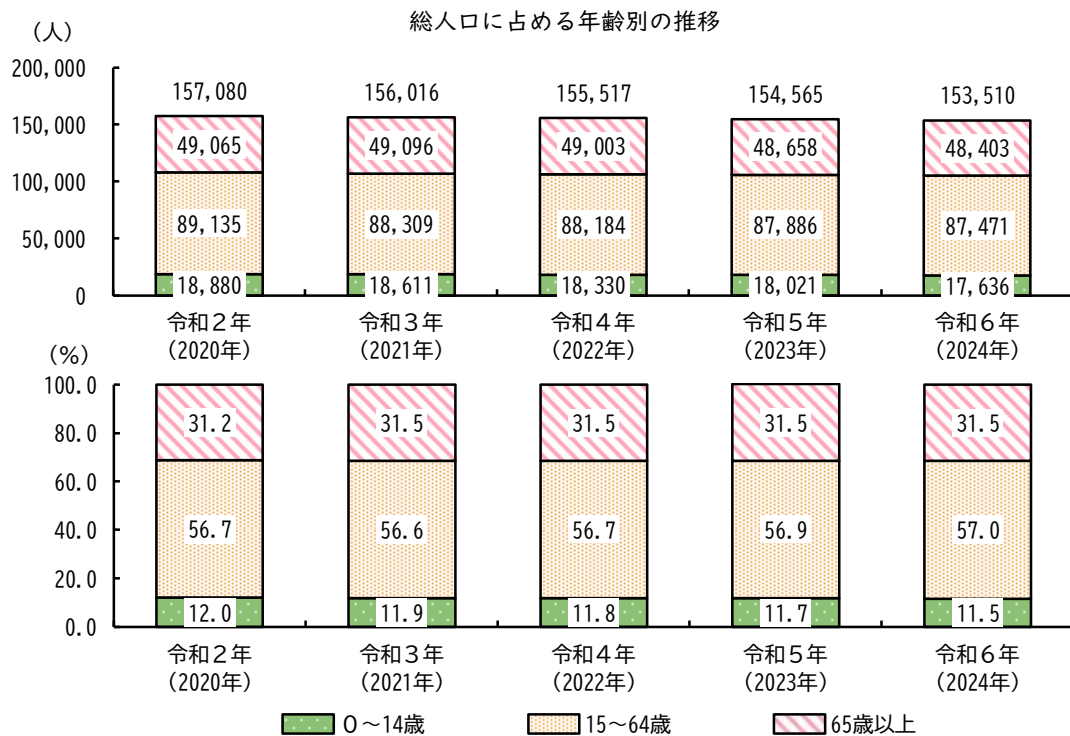
こども・若者を取り巻く現状

I 人口と世帯の状況

(1) 人口の推移

① 総人口に占める年齢別の推移

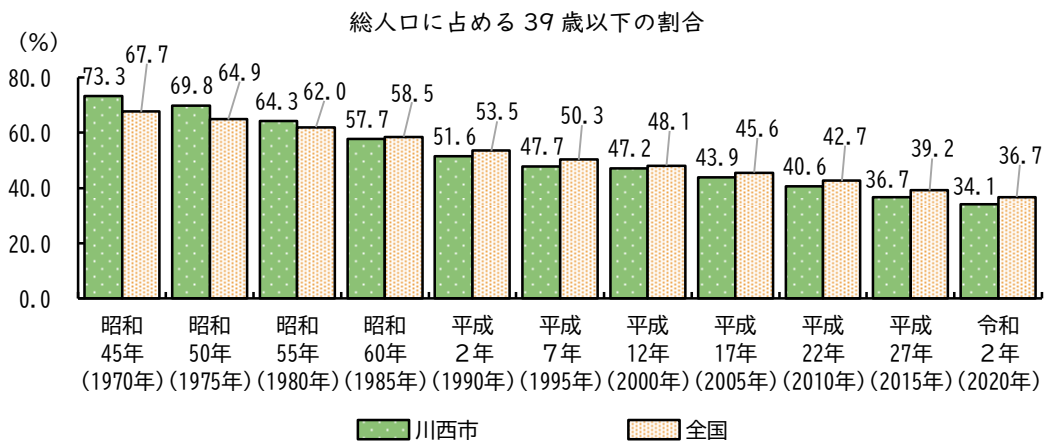
総人口は減少しており、令和6年（2024年）は153,510人となっています。0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少、65歳以上の老年人口も減少しています。令和6年（2024年）の高齢化率（65歳以上の人口の総人口に占める比率）は31.5%となっています。

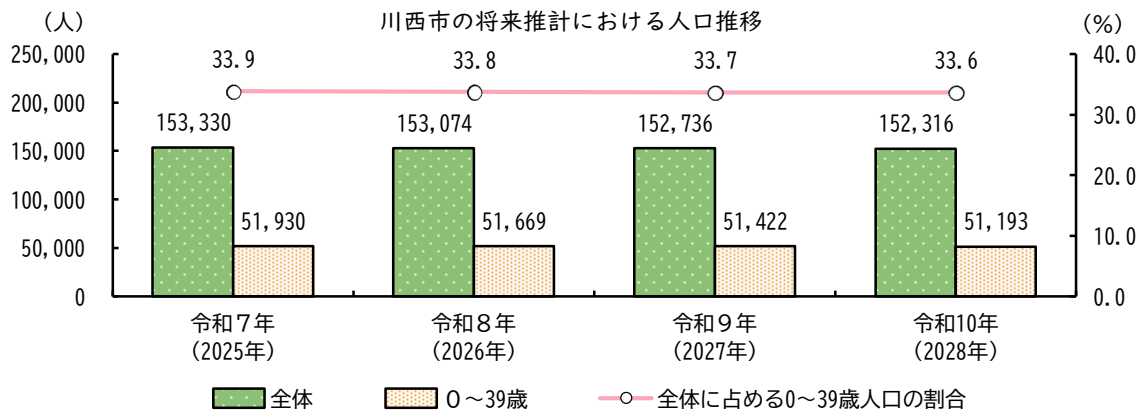


② こども・若者の人口

国勢調査によると、全国の0～39歳のこども・若者の総人口に占める割合は、平成2年（1990年）には53.5%でしたが、その後も減少を続け、令和2年（2020年）に36.7%まで減少しています。川西市の同期間の割合も、51.6%から34.1%へと減少し、同じ傾向が見られます。

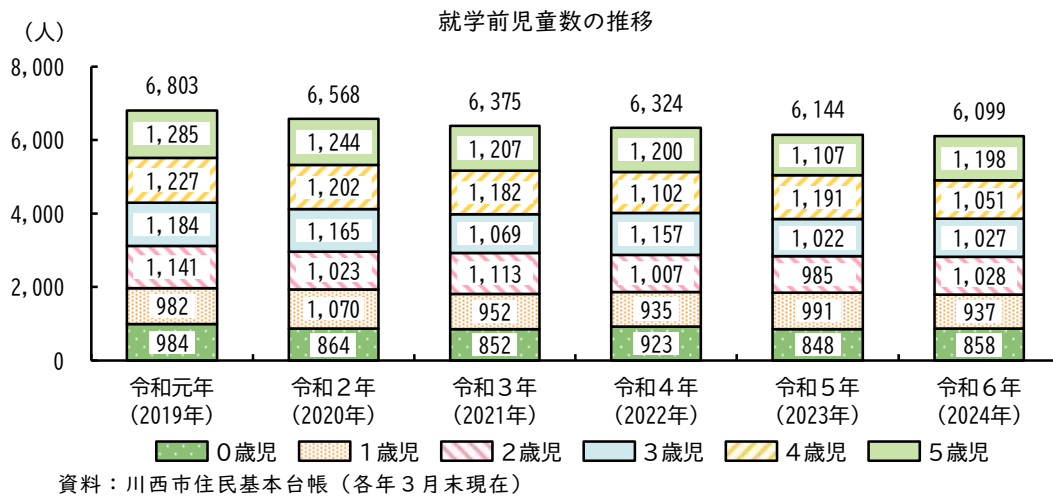
また、川西市の人口推計では、令和10年（2028年）には33.6%となることが予測されています。





③ 就学前児童数の推移

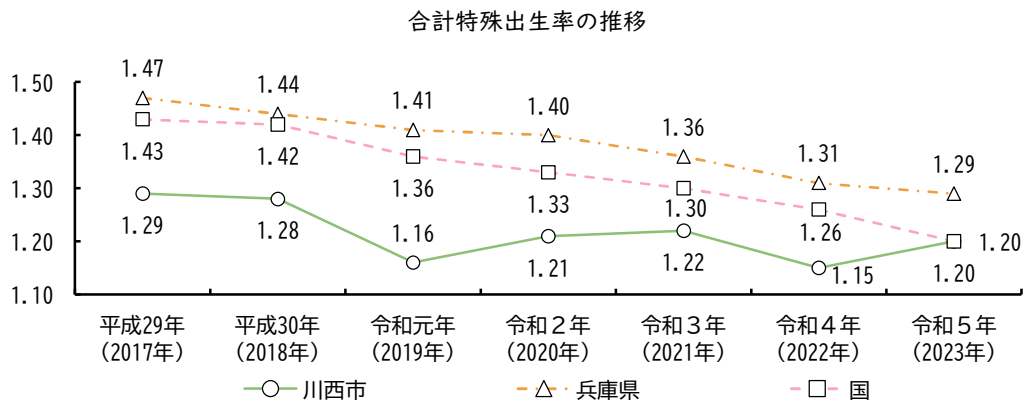
就学前児童数は減少傾向にあり、令和6年（2024年）は6,099人となっています。



（2）出生の動向

川西市の合計特殊出生率は、令和4年（2022年）には1.15と減少しましたが、令和5年（2023年）には1.20と増加しました。

令和5年（2023年）には国が1.20、兵庫県が1.29となっており、川西市は各年とも国・県を下回る傾向にあります。



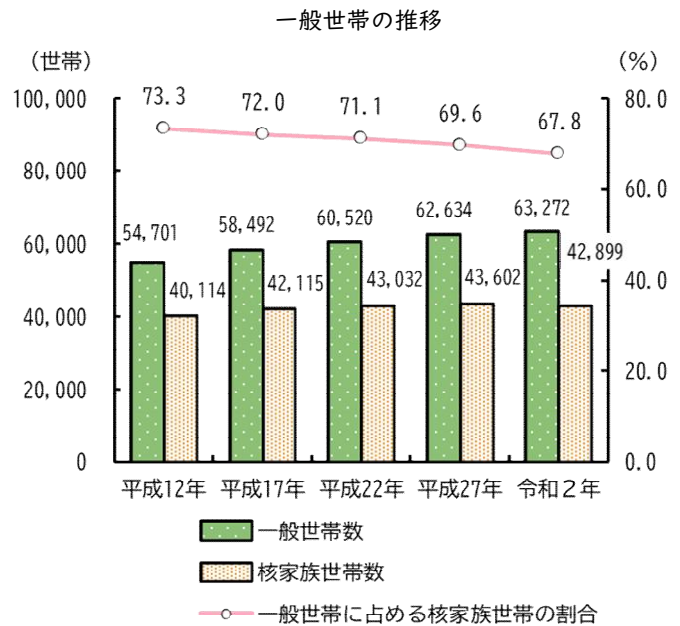
(3) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

一般世帯数は、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて8,571世帯増加し、令和2年(2020年)は63,272世帯となっています。

一方、核家族世帯数は平成17年(2005年)から令和2年(2020年)にかけてほぼ横ばいであり、令和2年(2020年)は42,899世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて減少しています。



資料：国勢調査

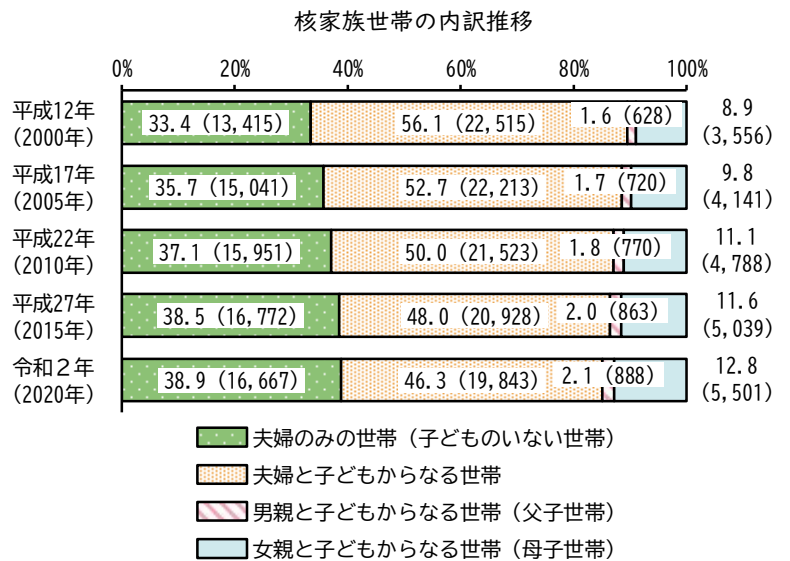
② 核家族世帯の内訳推移

夫婦のみの世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯の割合は増加しており、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少しています。

○核家族世帯

「一般世帯」のうち、「親族のみの世帯」に分類され「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親世帯」のいずれかに該当する世帯のこと。なお、「親族のみの世帯」に分類されるものには「核家族以外の世帯」があるほか、「一般世帯」には「親族のみの世帯」以外に、「非親族を含む世帯」と「単独世帯」がある。

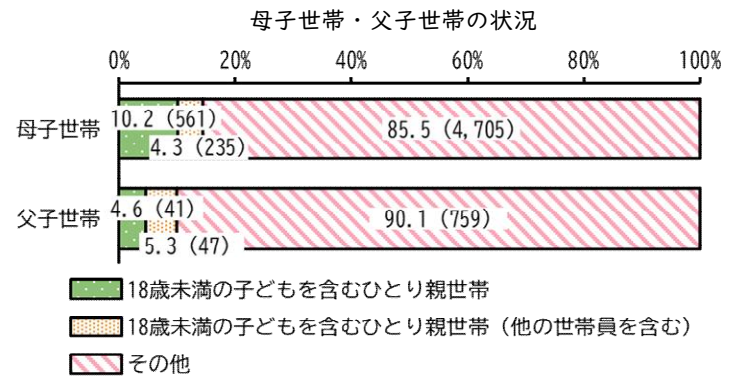
※「男親と子どもからなる世帯」「女親と子どもからなる世帯」には、18歳以上の子どもを含む



資料：国勢調査

③ 母子・父子世帯の状況

18歳未満の子どもを含む母子世帯については、令和2年(2020年)で796世帯、父子世帯で88世帯となっています。



資料：国勢調査

(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態は、平成28年(2016年)以降「自然減」(出生数が死亡数を下回る状態)となっており、令和5年(2023年)は1,063人の減少となっています。

転入者数と転出者数の差による社会動態は、平成28年(2016年)から令和5年(2023年)にかけて増加と減少を繰り返し、令和5年(2023年)は36人の「社会増」(転入者数が転出者数を上回る状態)となっています。

自然動態と社会動態を合わせた人口動態は、平成28年(2016年)以降「人口減」の状態が続いており、令和5年(2023年)は1,027人の減少となっています。

① 自然動態及び社会動態の推移

自然動態及び社会動態の推移

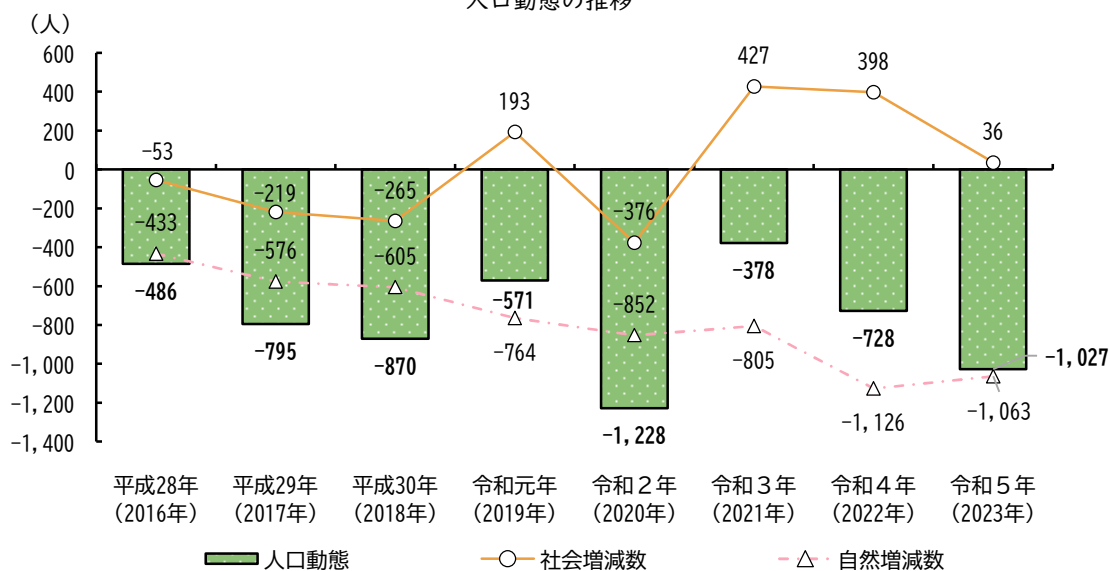
単位：人

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数	1,048	1,010	979	851	892	874	820	863
死亡数	1,481	1,586	1,584	1,615	1,744	1,679	1,946	1,926
転入者数	5,552	5,329	5,374	5,782	5,124	5,390	5,624	5,387
転出者数	5,605	5,548	5,639	5,589	5,500	4,963	5,226	5,351

資料：川西市統計要覧

② 人口動態の推移

人口動態の推移



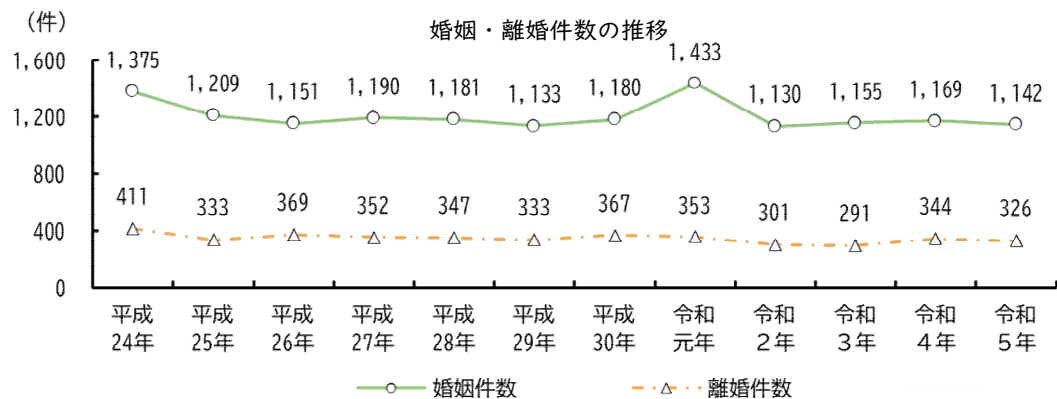
資料：川西市統計要覧

(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成26年(2014年)以降は1,100件台で推移しており、令和元年(2019年)には1,433件に増加しましたが、令和2年(2020年)以降は再び1,100件台になり、令和5年(2023年)で1,142件となっています。

離婚件数は、平成25年(2013年)以降300件台で推移し、令和3年(2021年)には291件となっていました、令和5年(2023年)には326件と増加しています。



資料：川西市統計要覧

② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は、男女ともに20～24歳、女性の25～29歳で増加傾向にあり、男性の35～39歳では、平成17年(2005年)から令和2年(2020年)にかけて4.5ポイント増加しています。

国、県と比較すると、同水準で推移しています。

未婚率の推移

単位：%

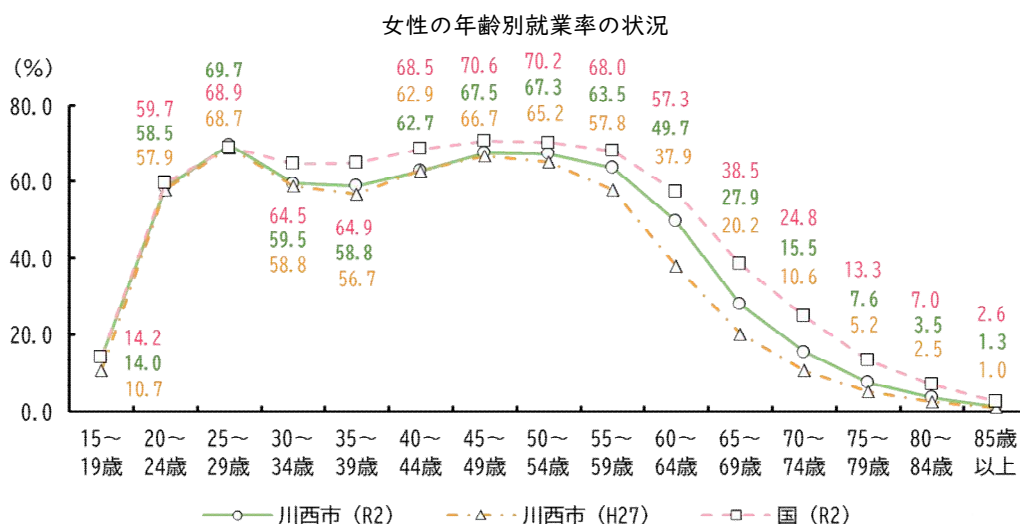
		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
(平成17年) (2005年)	全国	93.5	88.7	71.4	59.1	47.1	32.0	31.2	18.7
	兵庫県	93.6	90.0	70.0	59.7	43.2	31.1	27.1	18.5
	川西市	95.0	92.5	73.1	65.0	43.1	32.9	25.9	20.0
(平成22年) (2010年)	全国	94.0	89.6	71.8	60.3	47.3	34.5	35.6	23.1
	兵庫県	93.7	90.4	70.6	61.6	44.7	35.0	32.3	22.8
	川西市	95.5	92.3	72.6	66.2	45.4	36.6	31.1	22.5
(平成27年) (2015年)	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	兵庫県	95.0	92.3	72.1	62.7	45.2	35.9	33.1	24.8
	川西市	96.3	94.4	74.0	65.8	43.9	35.6	31.1	24.0
(令和2年) (2020年)	全国	95.2	92.3	72.7	62.3	47.1	35.1	34.3	23.5
	兵庫県	95.1	93.0	71.1	62.6	44.2	34.6	32.0	23.6
	川西市	97.2	95.8	72.8	68.7	43.3	34.7	30.4	23.8

資料：国勢調査

2 就業の状況

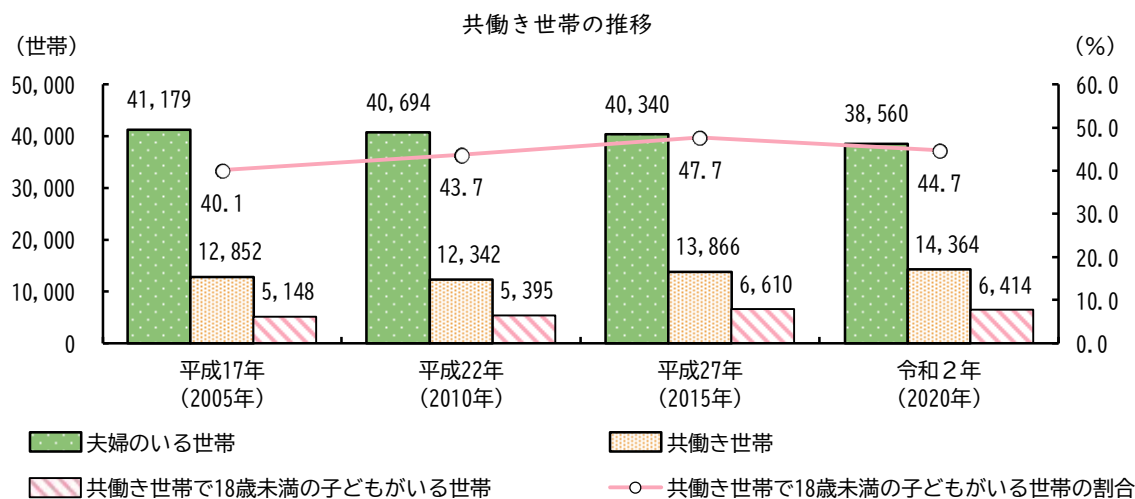
(1) 女性の年齢別就業率の状況

令和2年（2020年）の川西市の女性の年齢別就業率は、平成27年（2015年）と比較すると、40～44歳を除くすべての年齢区分で上回っていますが、国と比較すると、25～29歳を除くすべての年齢区分で下回っています。



(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年（2020年）は44.7%となっています。

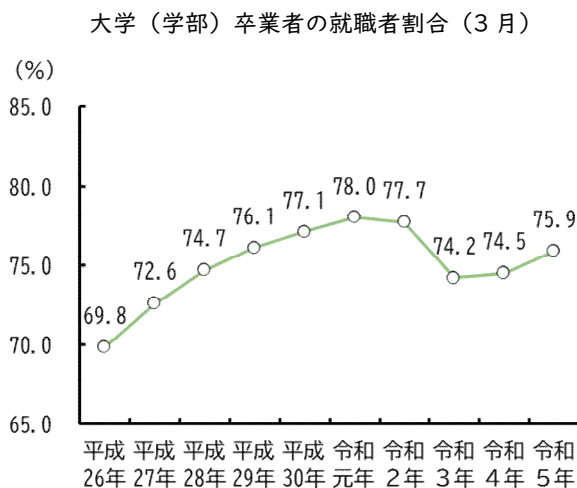


(3) 若者の就職・離職状況など

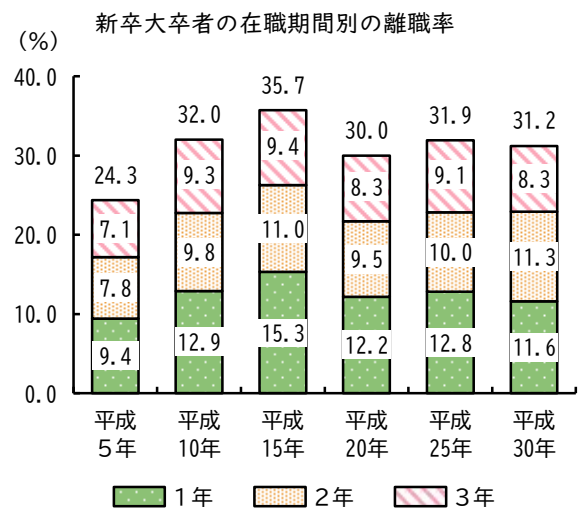
文部科学省「学校基本調査」によると、大学の卒業者の就職率は令和3年（2021年）に新型コロナウイルス感染症による雇用環境の悪化等の影響で74.2%に減少しましたが、令和5年（2023年）には75.9%と増加しています。

また、大学を卒業して就職した人のうち31.2%が就職後3年以内に離職するなど、雇用のミスマッチが生まれており、就労を継続することへの支援や離職後の支援が課題となっています。

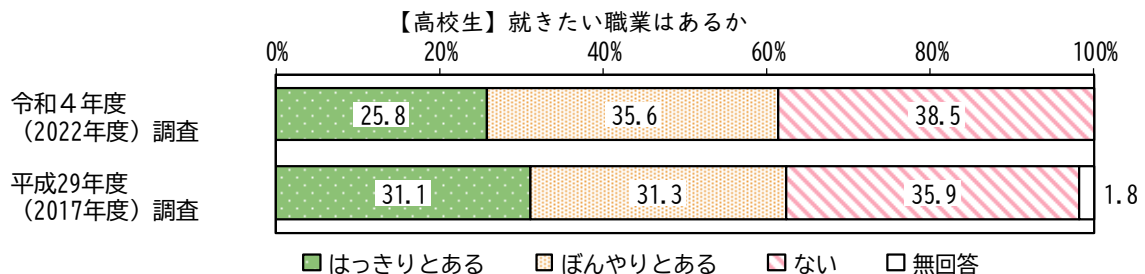
高校生で就きたい職業が「はっきりとある」「ぼんやりとある」と回答した人の割合は横ばいとなっています。また、就きたい職業がない理由としては「自分のやりたいことが分からない」、「どんな職業があるのか分からない」、「職業について真剣に考えたことがない」などの割合が増加しています。



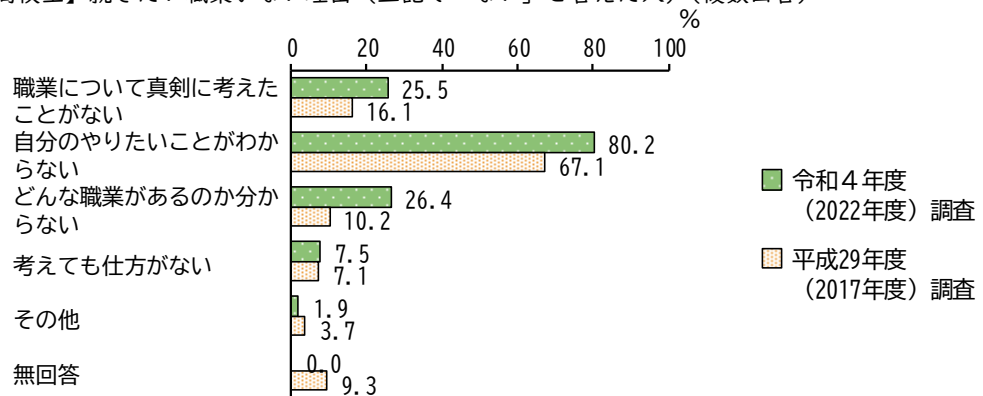
資料：文部科学省「学校基本調査」



資料：厚生労働省「新規学校卒業者の就業状況調査」



【高校生】就きたい職業がない理由（上記で「ない」と答えた人）（複数回答）



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況

（1）保育施設の状況（毎年4月1日時点）

① 保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

保育施設定員は、令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）では、認可施設で337人、認可外保育施設（企業主導型保育事業所・地域保育園）を含めると、504人増加しています。認定こども園の定員は277人増加し、企業主導型保育事業所の定員は、152人増加しています。

保育施設定員（2・3号認定定員）の推移

単位：人

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
認可	認可保育所	1,130	1,220	1,220	1,140	1,140	1,140
	認定こども園	820	880	927	1,007	1,067	1,097
	小規模保育事業所	133	133	133	133	133	183
	小計	2,083	2,233	2,280	2,280	2,340	2,420
認可外	企業主導型保育事業所	197	347	359	371	349	349
	地域保育園	66	66	66	66	66	81
	小計	263	413	425	437	415	430
合計		2,346	2,646	2,705	2,717	2,755	2,850

資料：入園所相談課

② 保育施設の利用状況（認可・市内）

1～5歳において保育施設の利用者数は増加し、保育施設全体では、令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）で164人増加しています。

保育施設の利用状況（認可・市内）

単位：人

項目	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	162	134	128	158	120	144
1～2歳	834	826	818	840	884	895
3～5歳	1,234	1,339	1,303	1,362	1,352	1,355
計	2,230	2,299	2,249	2,360	2,356	2,394

資料：入園所相談課

③ 待機児童数の推移

待機児童数（国基準）は年々減少し、令和4年（2022年）以降、各年4月時点で0人となっています。

待機児童（国基準）を除く入所保留児童数（※）は、増加と減少を繰り返し、令和6年（2024年）4月時点で109人となっています。

【参考】

※入所保留児童…保育施設（保育所・認定こども園等）に入所申請をしており、入所条件を満たしているにも関わらず入所ができない状態にある児童のことを入所保留児童といいます。入所保留児童のうち、国の定める基準に該当する児童のことを、「待機児童」と呼んでいます。（以下の項目は、国の基準から除外されます。）

【国の基準から除外される4項目】

①特定の保育施設のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方単独保育施策を利用している者

待機児童数の推移

単位：人

項目	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
待機児童数（国基準）	29	17	16	0	0	0
入所保留児童数（待機児童数を除く）	51	81	76	60	138	109

資料：入園所相談課

(2) 教育施設の状況（毎年5月1日時点）

① 教育施設定員（1号認定定員）の推移

令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）では、284人の定員が減少しています。

教育施設定員（1号認定定員）の推移

単位：人

項目	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
市立幼稚園・認定こども園	700	710	710	710	710	620
私立認定こども園	615	615	546	546	726	711
私立幼稚園	1,540	1,540	1,540	1,540	1,240	1,240
計	2,855	2,865	2,796	2,796	2,676	2,571

資料：入園所相談課

② 教育施設の利用状況

令和元年（2019年）と比べて令和6年（2024年）では、460人の利用者が減少しています。

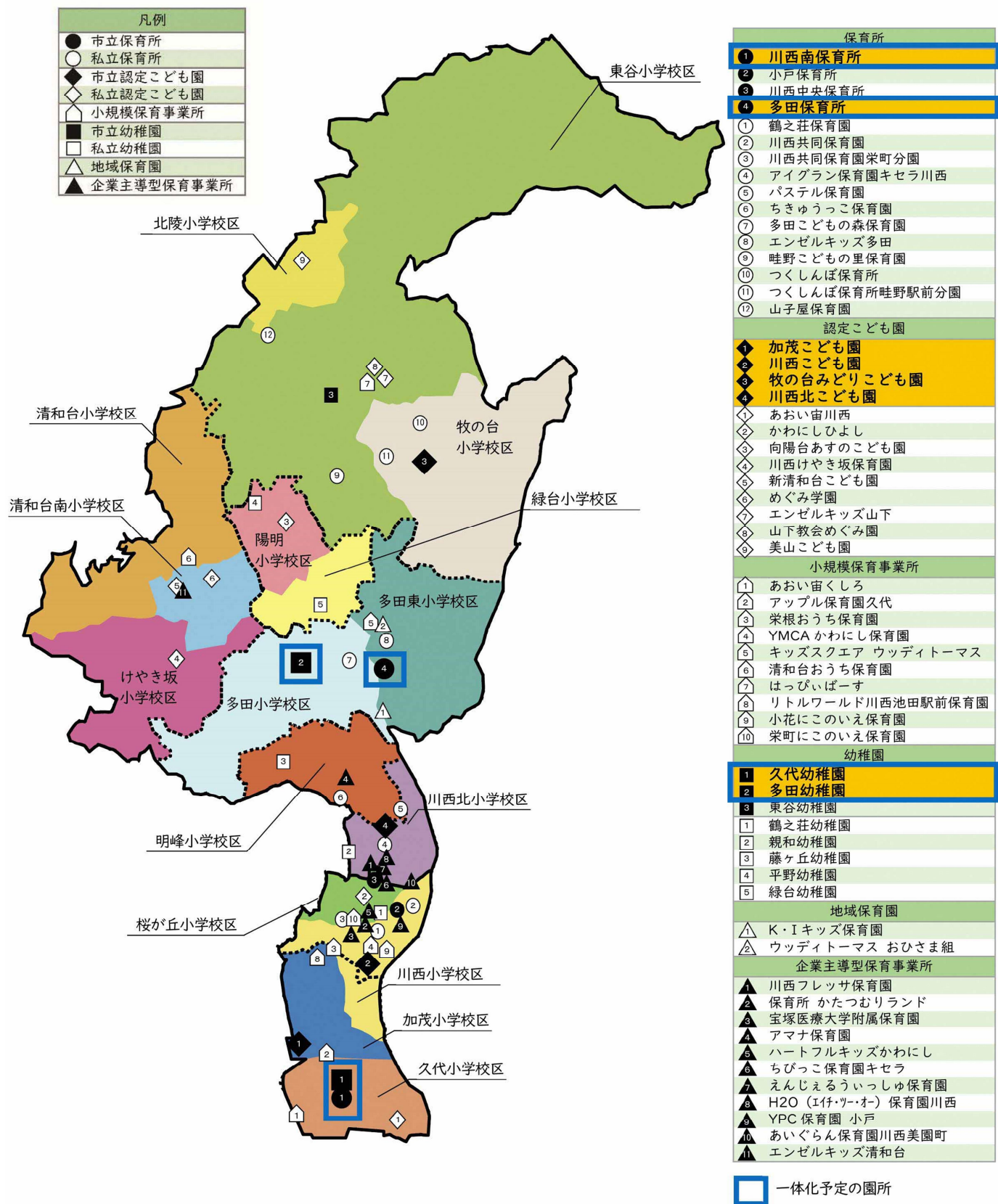
教育施設の利用状況

単位：人

項目	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
市立幼稚園・認定こども園	459	412	381	370	329	334
私立認定こども園	283	243	240	225	392	370
私立幼稚園	1,171	1,092	1,040	984	785	749
計	1,913	1,747	1,661	1,579	1,506	1,453

資料：入園所相談課

◆ 幼稚園・認可保育所・認定こども園等の配置状況（令和6年（2024年）4月時点）



第2章 子ども・若者を取り巻く現状

○ 中学校区別教育保育利用定員数（令和6年（2024年）4月1日時点）

単位：人

区域	施設	1号認定	2号認定	3号認定		2・3号計
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
川西南	認可保育所	—	47	0	33	80
	幼保連携型認定こども園	170	123	15	55	193
	小規模保育事業	—	—	12	45	57
	市立幼稚園	90	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	170	27	133	330
	合計	260	170	27	133	330
川西	認可保育所	—	257	51	172	480
	幼保連携型認定こども園	165	173	27	95	295
	小規模保育事業	—	—	19	50	69
	企業主導型保育事業	—	131	56	138	325
	私立幼稚園	440	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	430	97	317	844
	合計	605	561	153	455	1,169
明峰	認可保育所	—	61	15	44	120
	企業主導型保育事業	—	0	2	10	12
	私立幼稚園	200	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	61	15	44	120
	合計	200	61	17	54	132
多田	認可保育所	—	132	18	110	260
	小規模保育事業	—	—	3	16	19
	地域保育園	—	46	5	30	81
	市立幼稚園	60	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	132	21	126	279
	合計	60	178	26	156	360
緑台	幼保連携型認定こども園	27	54	6	30	90
	私立幼稚園	600	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	54	6	30	90
	合計	627	54	6	30	90
清和台	幼保連携型認定こども園	458	182	15	93	290
	小規模保育事業	—	—	3	16	19
	企業主導型保育事業	—	—	3	9	12
	認可計（1号除く）	—	182	18	109	309
	合計	458	182	21	118	321
東谷	認可保育所	—	118	18	64	200
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	205	101	15	74	190
	小規模保育事業	—	—	3	16	19
	市立幼稚園	90	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	243	41	164	448
	合計	361	243	41	164	448
全域	認可保育所	—	615	102	423	1,140
	保育所型認定こども園	66	24	5	10	39
	幼保連携型認定こども園	1,025	633	78	347	1,058
	小規模保育事業	—	—	40	143	183
	企業主導型保育事業	—	131	61	157	349
	地域保育園	—	46	5	30	81
	市立幼稚園	240	—	—	—	0
	私立幼稚園	1,240	—	—	—	0
	認可計（1号除く）	—	1,272	225	923	2,420
	合計	2,571	1,449	291	1,110	2,850

資料：入園所相談課

※上記以外に、民間事業者による2施設開所予定です。（令和7年（2025年）4月）

幼保連携型認定こども園（93人・川西南中学校区）、認可保育所（60人・川西中学校区）

4 こども・子育て当事者の状況

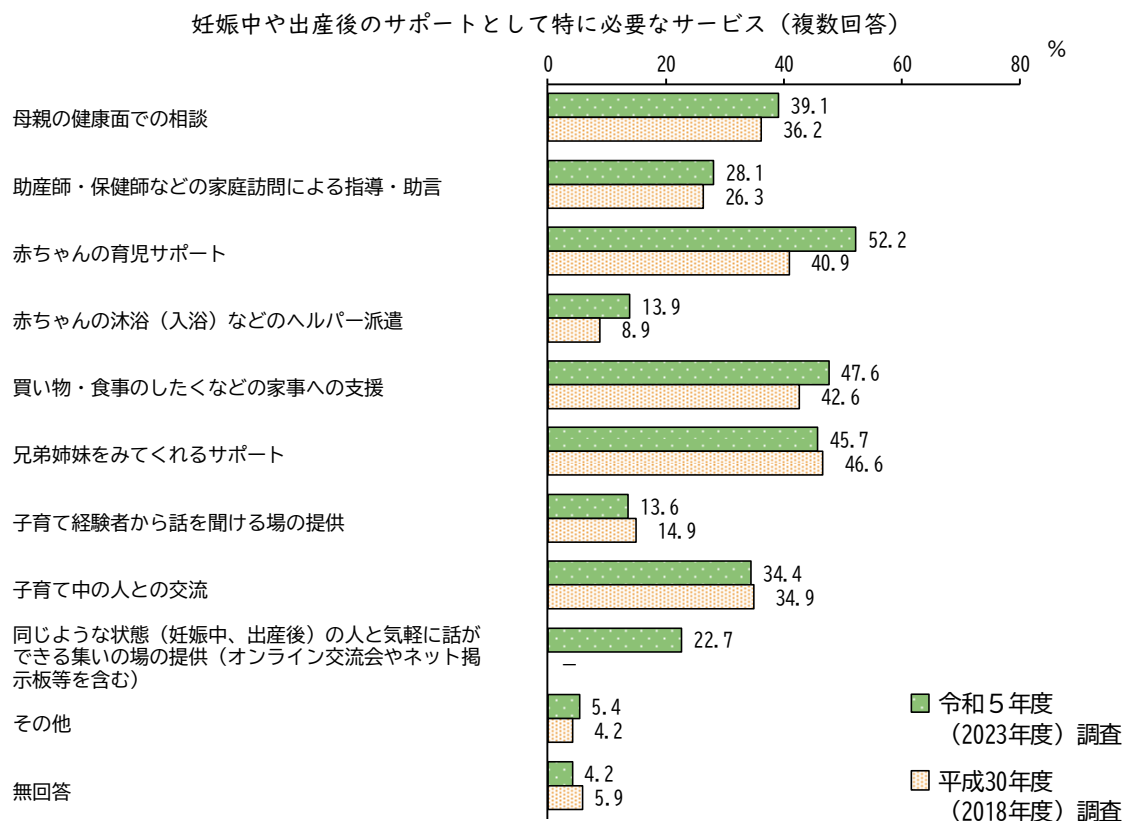
【妊娠・出産期】

(1) 妊娠中や出産後のサポート

① 妊娠中や出産後のサポートとして特に必要なサービス

「赤ちゃんの育児サポート」の割合が52.2%と最も高く、次いで「買い物・食事のしたくなどの家事への支援」の割合が47.6%、「兄弟姉妹をみてくれるサポート」の割合が45.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「赤ちゃんの育児サポート」の割合が増加しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※「同じような状態（妊娠中、出産後）の人と気軽に話ができる集いの場の提供（オンライン交流会やネット掲示板等を含む）」の選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で追加されました。

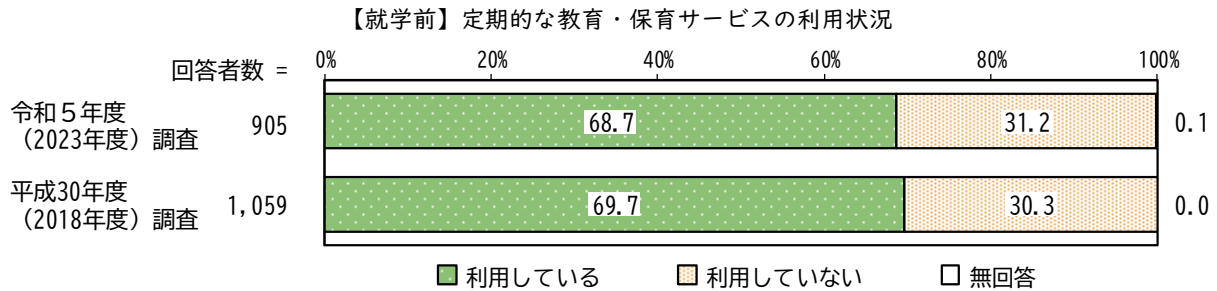
【乳幼児期・学童期】

(1) 平日の定期的な教育・保育サービス

① 平日の定期的な教育・保育サービスの利用の有無

「利用している」の割合が68.7%、「利用していない」の割合が31.2%となっています。

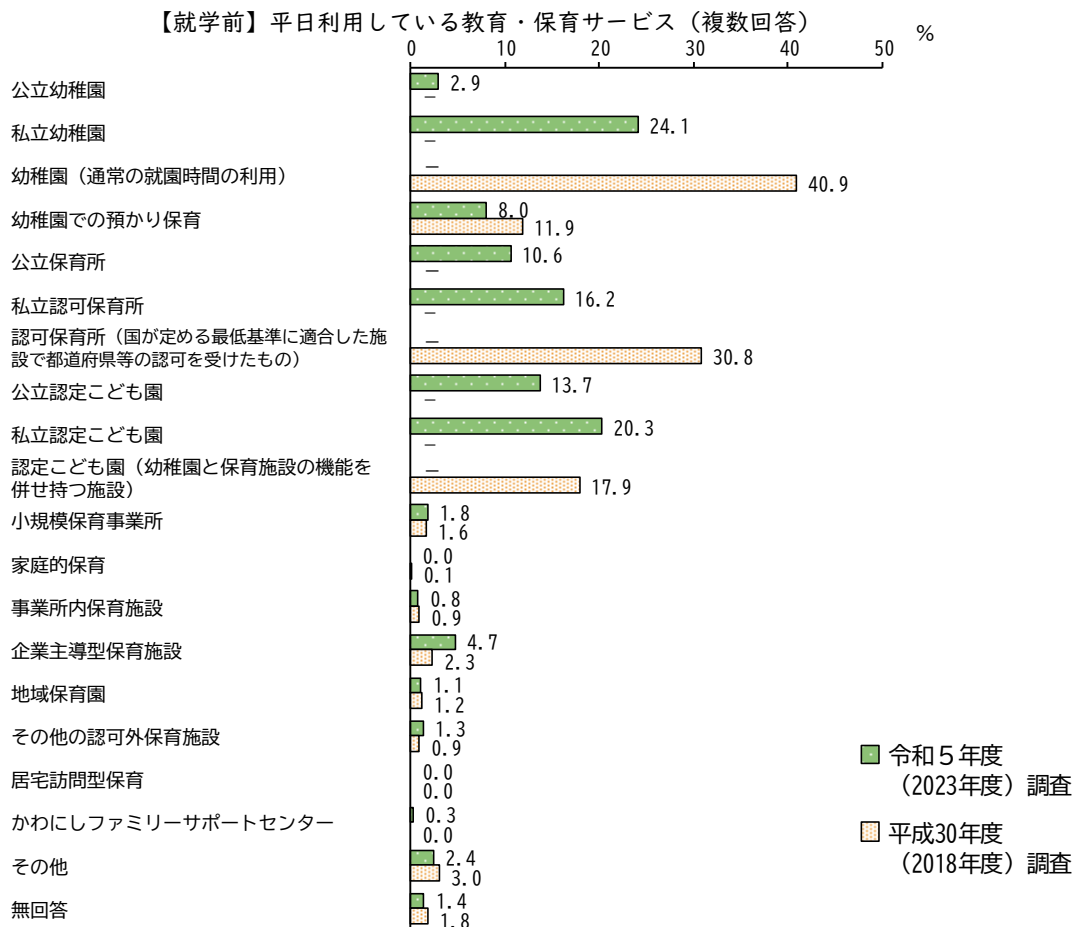
平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 「利用している」を選んだ人のうち平日利用している教育・保育サービス

「私立幼稚園」の割合が24.1%と最も高く、次いで「私立認定こども園」の割合が20.3%、「私立認可保育所」の割合が16.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、こども園の割合が高くなっており、幼稚園の割合が低くなっています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査と選択肢が異なるため、参考として平成30年度（2018年度）調査の結果を掲載します。

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で削除された選択肢です。

③ 定期的に利用したい教育・保育サービス

どの年齢においても「認定こども園」「認可保育所」の割合が高くなっていますが、3歳から5歳では「幼稚園」「幼稚園での預かり保育」の割合も高くなっています。

【就学前】定期的に利用したい教育・保育サービス（2つまで）

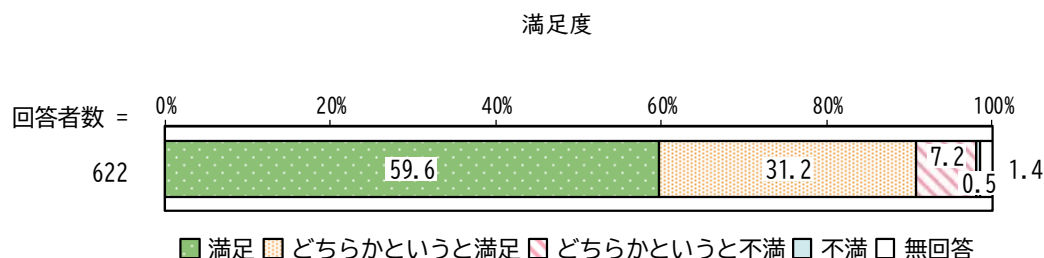
単位：％

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
全 体（件）	202	317	425	540	705	817
幼稚園	5.0	1.9	4.5	30.2	31.2	33.9
幼稚園での預かり保育	1.5	0.6	2.6	18.0	19.6	21.3
認可保育所	23.3	33.4	33.4	23.9	21.0	21.8
認定こども園	24.8	35.0	35.3	35.6	33.6	34.9
小規模保育事業所	4.0	4.1	3.5	—	—	—
家庭的保育	0.5	0.3	0.5	—	—	—
事業所内保育施設	0.5	0.9	0.7	—	—	0.1
企業主導型保育施設	3.0	1.3	1.9	0.7	0.3	0.2
地域保育園	—	0.3	0.2	—	0.1	0.1
その他の認可外保育施設	0.5	0.3	0.5	0.4	0.1	0.1
居宅訪問型保育	4.5	2.5	1.6	0.7	0.1	0.1
かわにしファミリーサポートセンター	1.5	1.9	0.5	0.7	0.3	0.4
その他	1.5	0.6	0.9	0.4	0.3	0.2
無回答	45.0	34.1	29.9	17.8	20.6	15.5

資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 現在利用している教育・保育サービスの満足度

「満足」の割合が59.6％と最も高く、次いで「どちらかという満足」の割合が31.2％となっています。

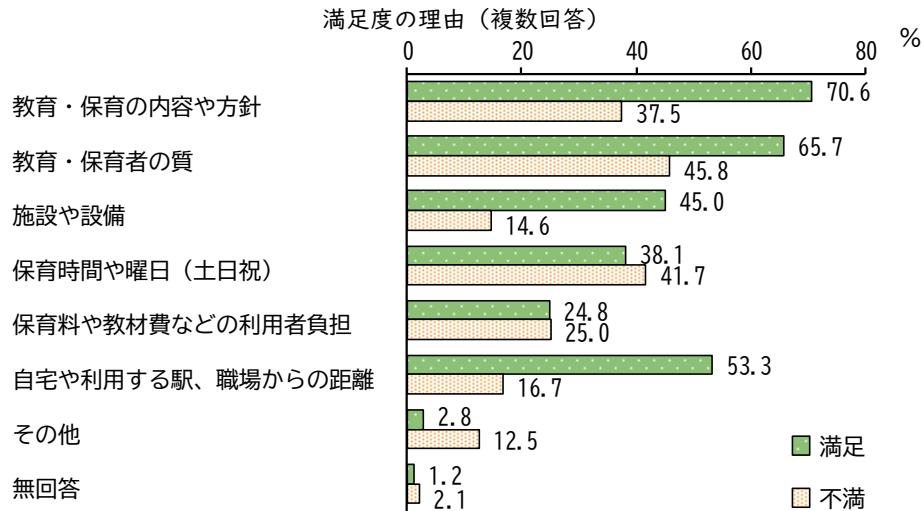


資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

第2章 こども・若者を取り巻く現状

満足（④の「満足」と「どちらかという満足」の合計）の理由としては、「教育・保育の内容や方針」の割合が70.6%と最も高く、次いで「教育・保育者の質」の割合が65.7%、「自宅や利用する駅、職場からの距離」の割合が53.3%となっています。

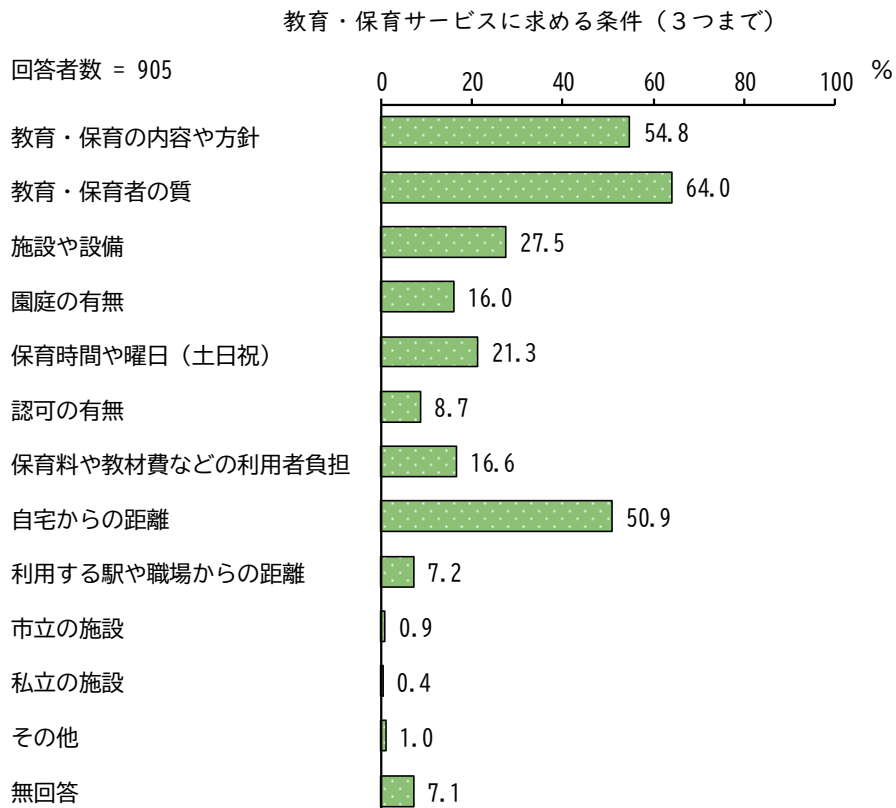
不満（④の「どちらかという不満」と「不満」の合計）の理由としては、「教育・保育者の質」の割合が45.8%と最も高く、次いで「保育時間や曜日（土日祝）」の割合が41.7%、「教育・保育の内容や方針」の割合が37.5%となっています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

⑤ 教育・保育サービスに求める条件

「教育・保育者の質」の割合が64.0%と最も高く、次いで「教育・保育の内容や方針」の割合が54.8%、「自宅からの距離」の割合が50.9%となっています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(2) 短時間サービスの利用状況と利用意向

① 病気の際の対応

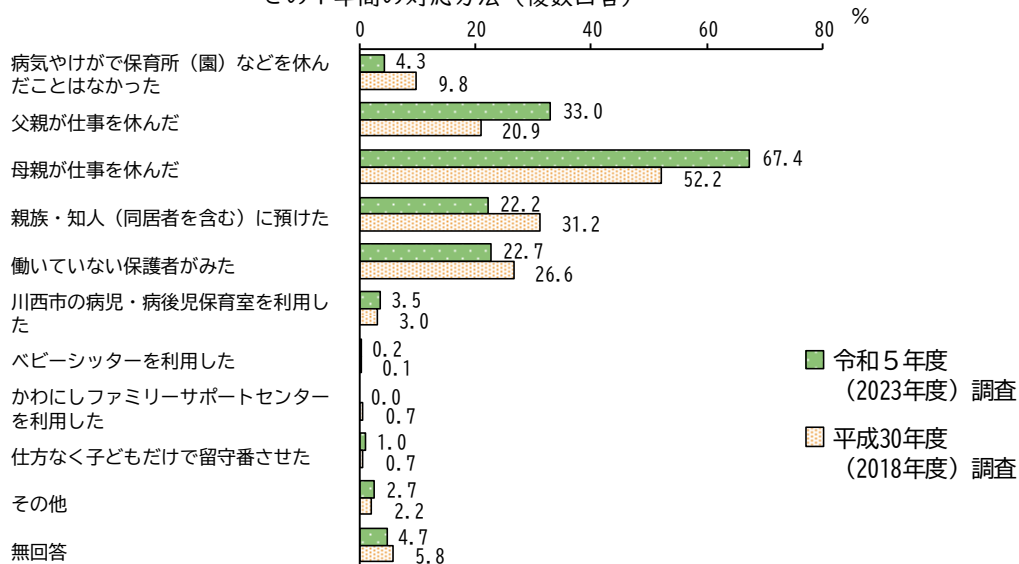
就学前児童では、「母親が仕事を休んだ」の割合が67.4%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」の割合が33.0%、「働いていない保護者がみた」の割合が22.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「病気やけがで保育所（園）などを休んだことはなかった」「親族・知人（同居者を含む）に預けた」の割合が減少しています。

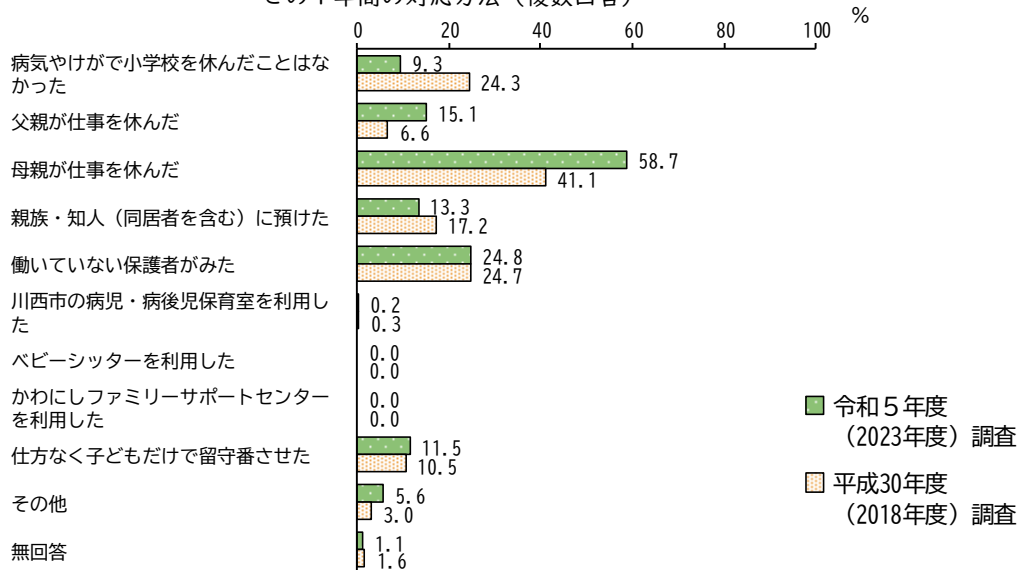
小学生児童では、「母親が仕事を休んだ」の割合が58.7%と最も高く、次いで「働いていない保護者がみた」の割合が24.8%、「父親が仕事を休んだ」の割合が15.1%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。一方、「病気やけがで小学校を休んだことはなかった」の割合が減少しています。

【就学前】子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育サービスが利用できなかった場合の、この1年間の対応方法（複数回答）



【小学生】子どもが病気やけがで小学校を休まなければならなかった場合の、この1年間の対応方法（複数回答）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 日中の一時預かり等の利用

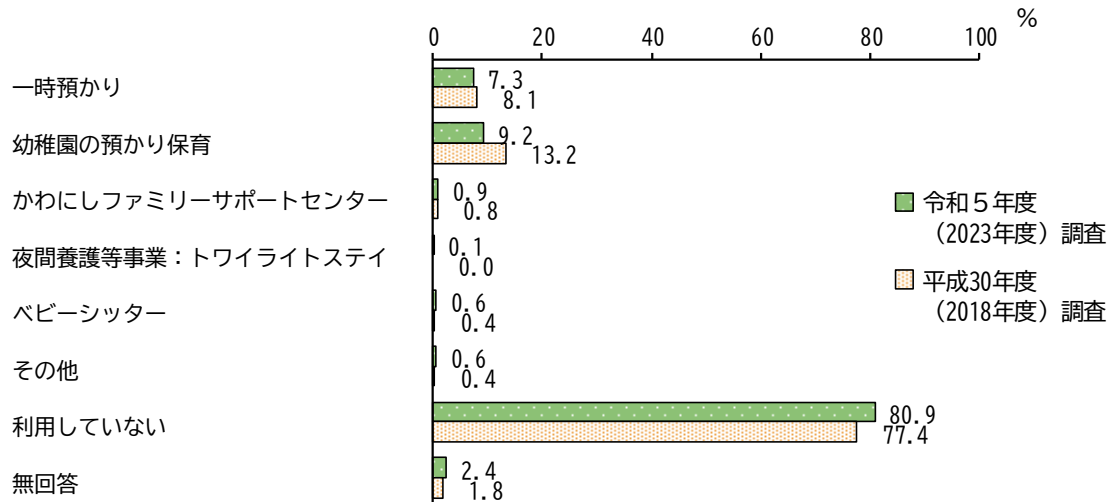
就学前児童では、「利用していない」の割合が80.9%と最も高くなっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

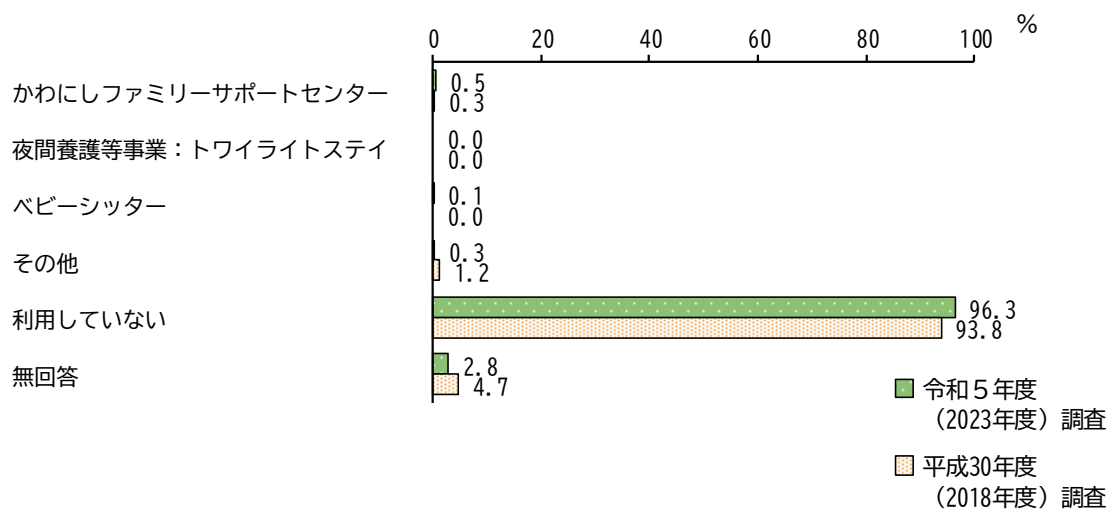
小学生児童では、「利用していない」の割合が96.3%と最も高くなっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前】日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス（複数回答）



【小学生】日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用しているサービス（複数回答）



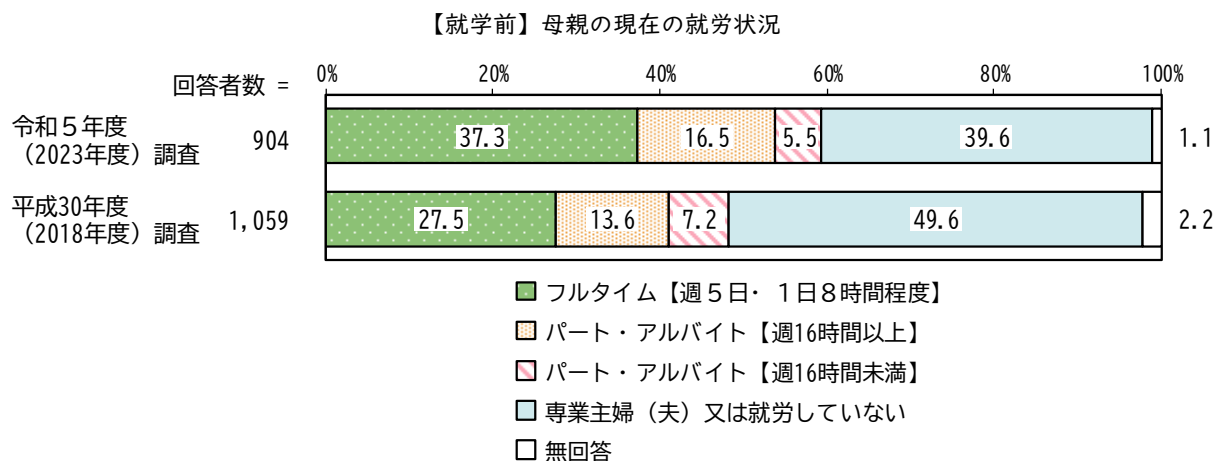
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

① 就労状況

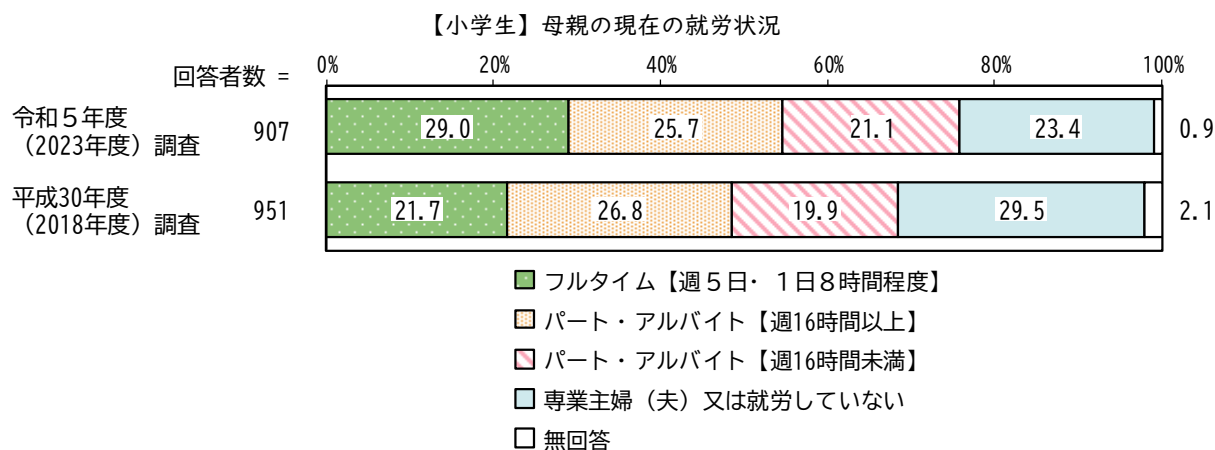
就学前児童では、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が37.3%、「パート・アルバイト【週16時間以上】」の割合が16.5%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が減少しています。一方、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。



小学生児童では、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が29.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【週16時間以上】」の割合が25.7%、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が23.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「専業主婦（夫）又は就労していない」の割合が減少しています。一方、「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」の割合が増加しています。



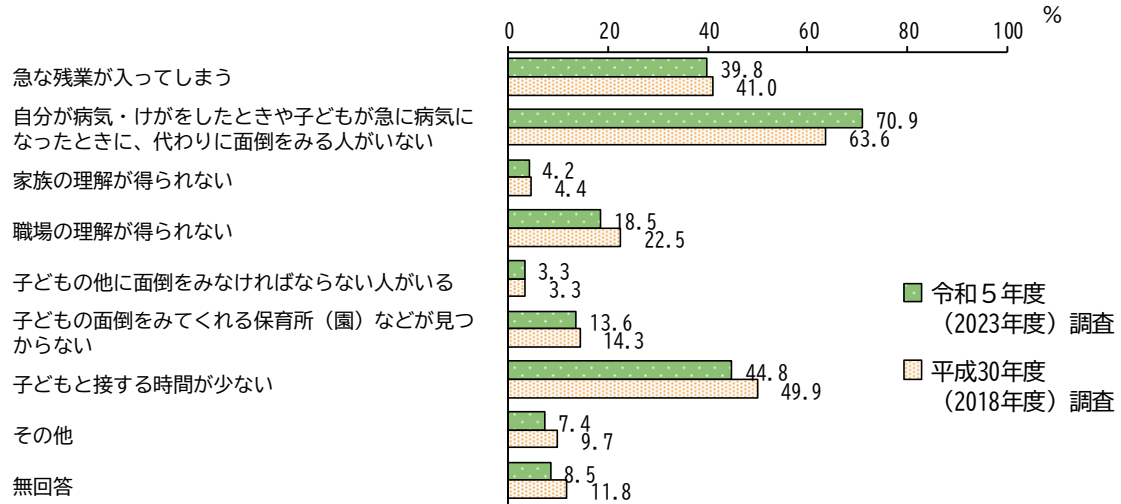
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」
 ※平成30年度（2018年度）調査には、「無回答」に「不明」を含みます。

② 仕事と子育てを両立するうえで大変なこと

就学前児童では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が70.9%と最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」の割合が44.8%、「急な残業が入ってしまう」の割合が39.8%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子どもと接する時間が少ない」の割合が減少しています。

【就学前】仕事と子育てを両立するうえで大変なこと（複数回答）

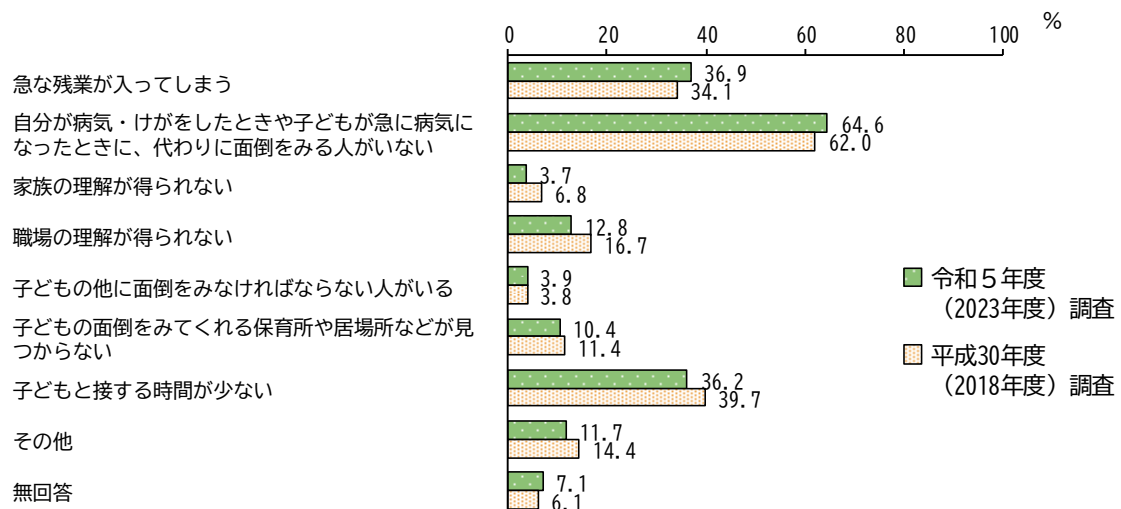


資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

小学生児童では、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が64.6%と最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」の割合が36.9%、「子どもと接する時間が少ない」の割合が36.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【小学生】仕事と子育てを両立するうえで大変なこと（複数回答）



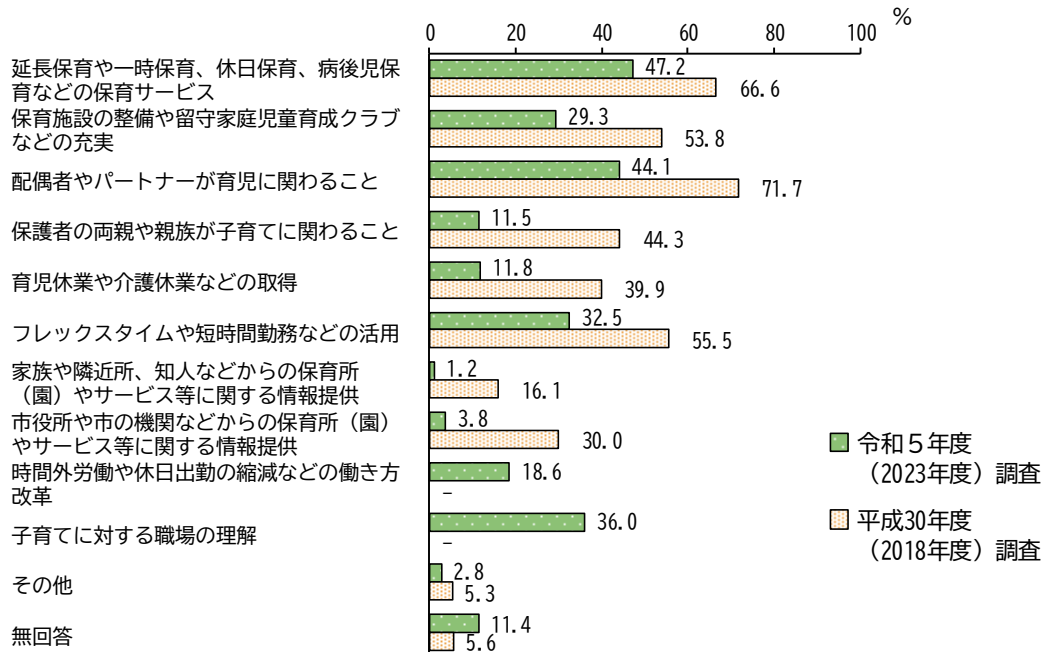
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 仕事と子育てを両立するうえで必要なこと

就学前児童では、「延長保育や一時保育、休日保育、病後児保育などの保育サービス」の割合が47.2%と最も高く、次いで「配偶者やパートナーが育児に関わること」の割合が44.1%、「子育てに対する職場の理解」の割合が36.0%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子育てに対する職場の理解」の割合が増加しています。一方、「保護者の両親や親族が子育てに関わること」「育児休業や介護休業などの取得」の割合が減少しています。

【就学前】仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（最大3つまで）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

※「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「認可保育所の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」でした。また、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」でした。

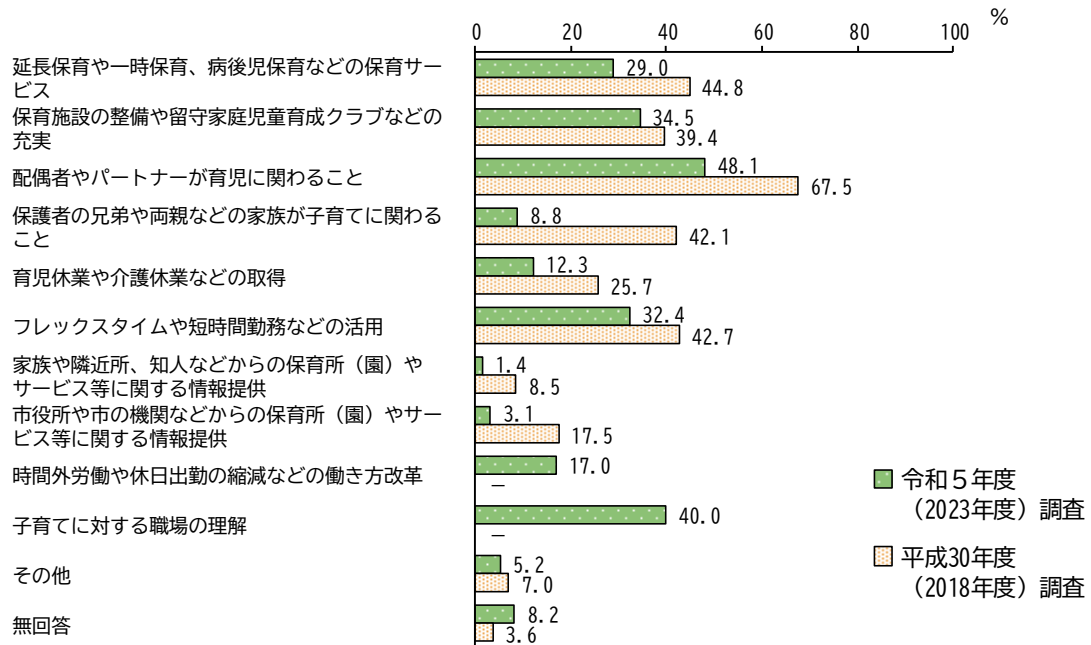
※平成30年度（2018年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

小学生児童では、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の割合が48.1%と最も高く、次いで「子育てに対する職場の理解」の割合が40.0%、「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の割合が34.5%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「時間外労働や休日出勤の縮減などの働き方改革」「子育てに対する職場の理解」を除くすべての項目の割合が減少しています。

【小学生】仕事と子育てを両立するうえで必要なこと（最大3つまで）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

※「保育施設の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「認可保育所の整備や留守家庭児童育成クラブなどの充実」でした。また、「配偶者やパートナーが育児に関わること」の選択肢は、平成30年度（2018年度）調査では「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」でした。

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

(4) 子育てにおける不安や負担の解消

① 子育てについて日ごろ悩んでいること

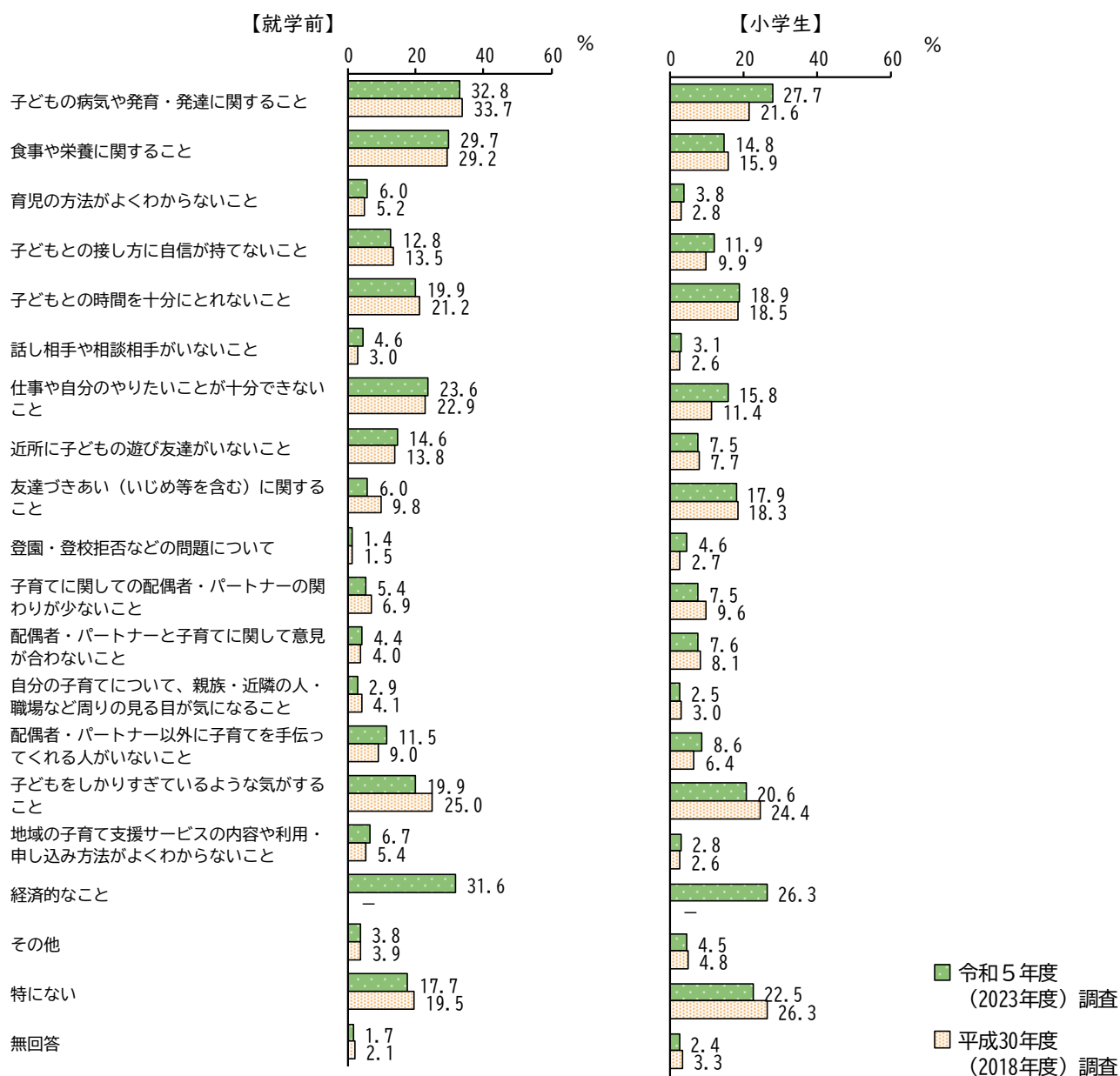
就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が32.8%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が31.6%、「食事や栄養に関すること」の割合が29.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が減少しています。

小学生児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が27.7%と最も高く、次いで「経済的なこと」の割合が26.3%、「特になし」の割合が22.5%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が増加しています。

子育てについて日ごろ悩んでいること（複数回答）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

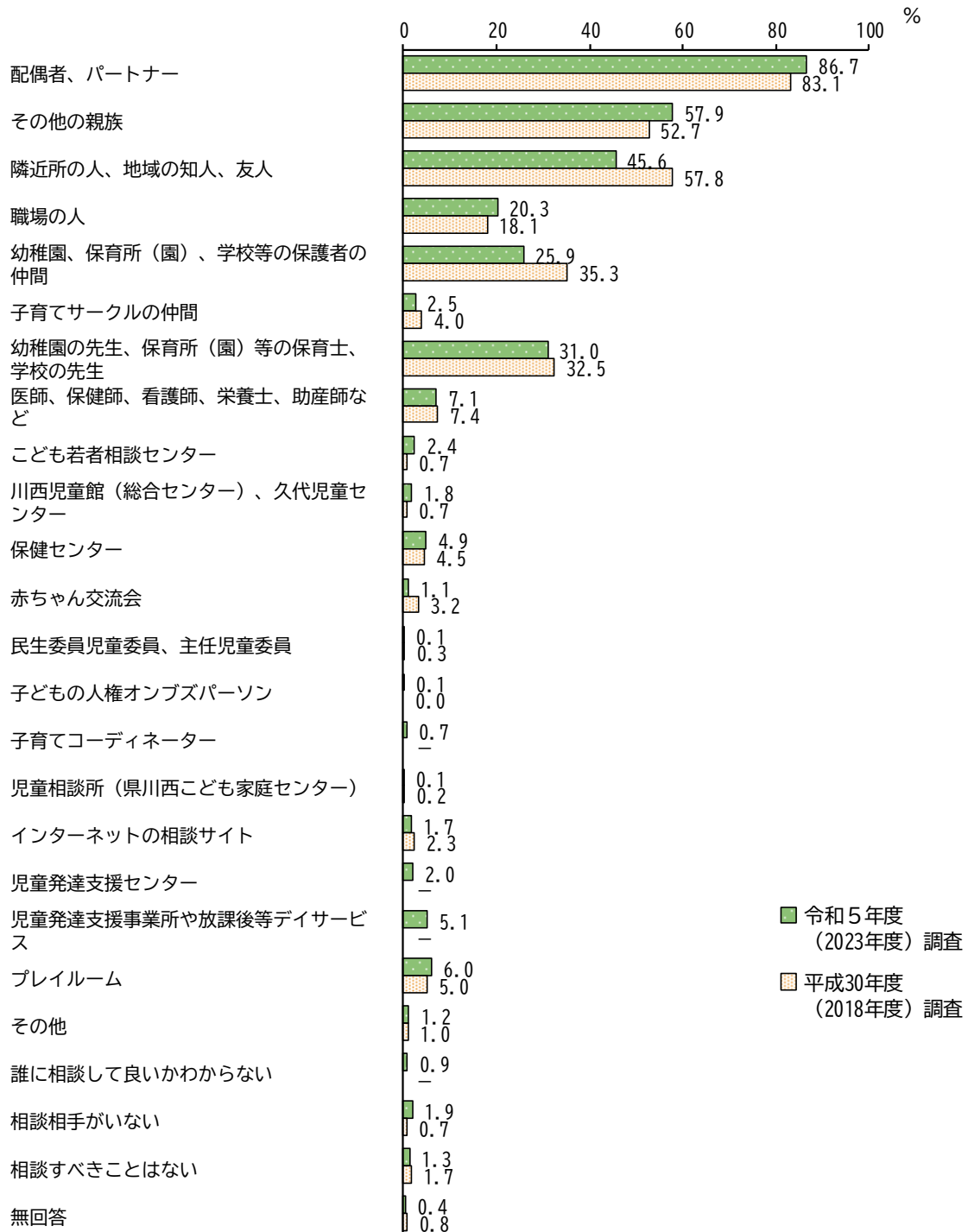
※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

② 子育てに関する悩みや不安などの相談先

就学前児童では、「配偶者、パートナー」の割合が86.7%と最も高く、次いで「その他の親族」の割合が57.9%、「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が45.6%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「隣近所の人、地域の知人、友人」「幼稚園、保育所（園）、学校等の保護者の仲間」の割合が減少しています。

【就学前】子育てに関する悩みや不安などの相談先（複数回答）



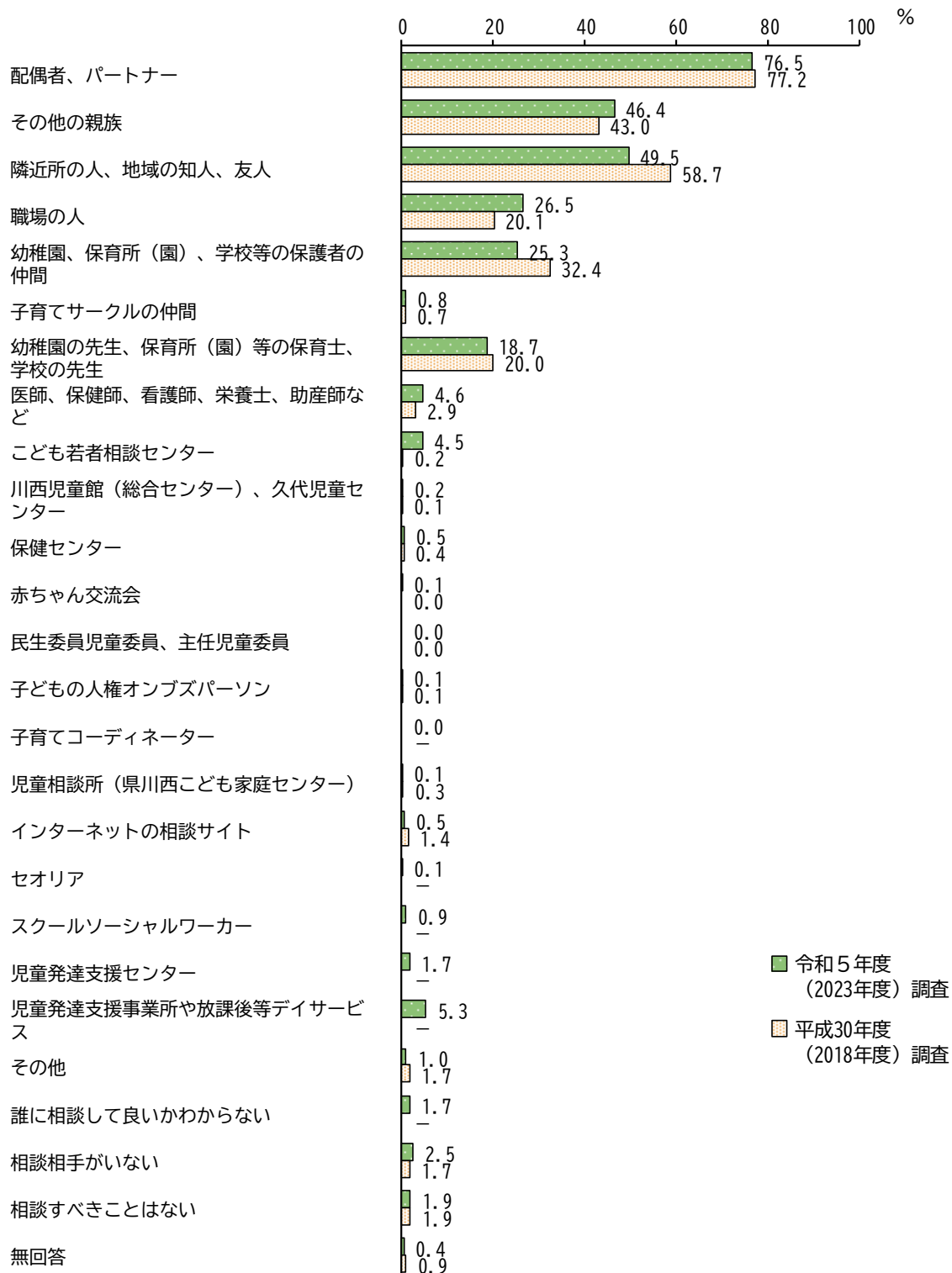
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

小学生児童では、「配偶者、パートナー」の割合が76.5%と最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が49.5%、「その他の親族」の割合が46.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「職場の人」の割合が増加しています。一方、「隣近所の人、地域の知人、友人」「幼稚園、保育所（園）、学校等の保護者の仲間」の割合が減少しています。

【小学生】子育てに関する悩みや不安などの相談先（複数回答）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「—」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

【子育て期】

(1) 子育ての悩みなどの相談先

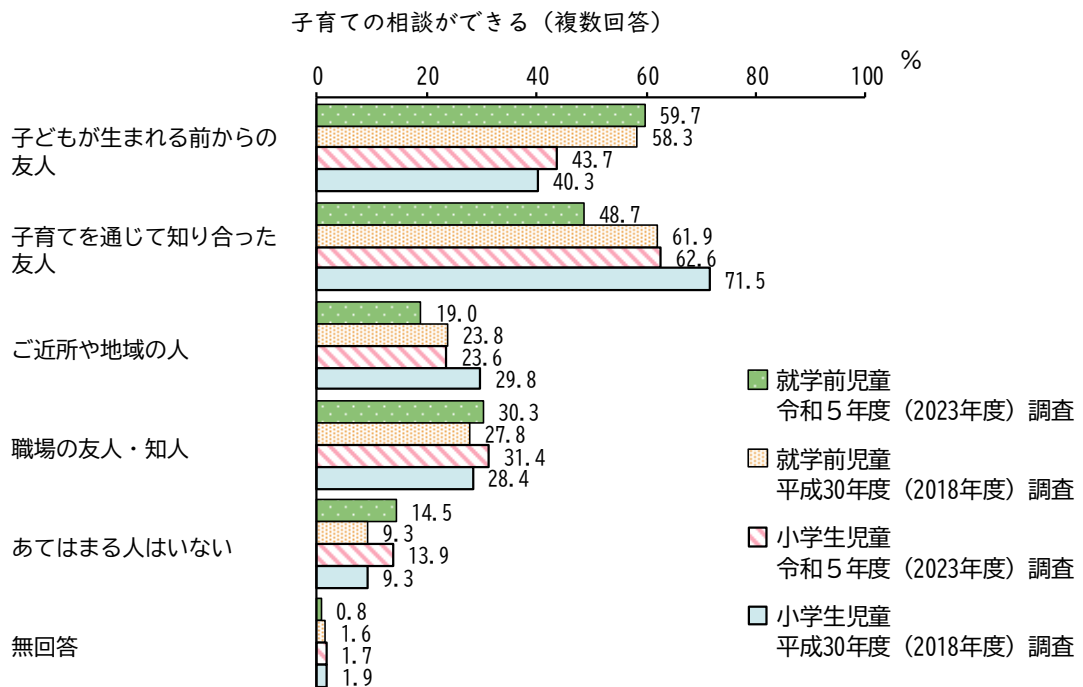
① 家族・親族以外で付き合いのできる人の有無

就学前児童では、「子どもが生まれる前からの友人」の割合が59.7%と最も高く、次いで「子育てを通じて知り合った友人」の割合が48.7%、「職場の友人・知人」の割合が30.3%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「あてはまる人はいない」の割合が増加しています。一方、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が減少しています。

小学生児童では、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が62.6%と最も高く、次いで「子どもが生まれる前からの友人」の割合が43.7%、「職場の友人・知人」の割合が31.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子育てを通じて知り合った友人」「ご近所や地域の人」の割合が減少しています。



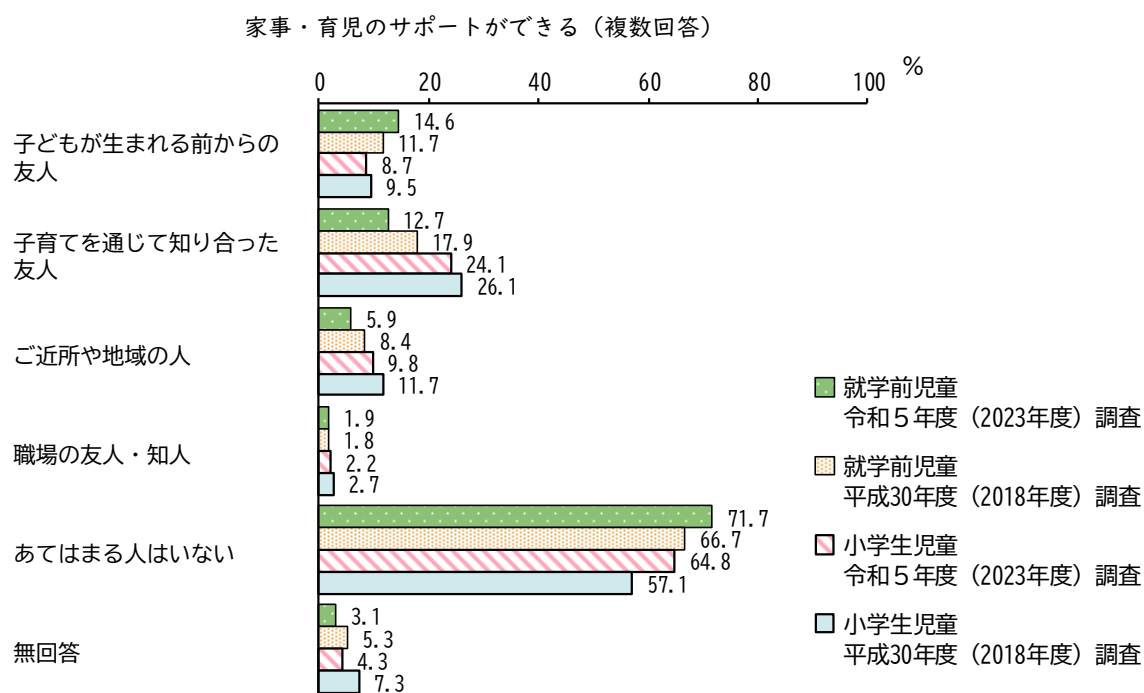
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

就学前児童では、「あてはまる人はいない」の割合が71.7%と最も高く、次いで「子どもが生まれる前からの友人」の割合が14.6%、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が12.7%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「子育てを通じて知り合った友人」の割合が減少しています。

小学生児童では、「あてはまる人はいない」の割合が64.8%と最も高く、次いで「子育てを通じて知り合った友人」の割合が24.1%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「あてはまる人はいない」の割合が増加しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子育て支援について川西市でもっと力を入れてほしいもの

就学前児童では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」の割合が45.2%と最も高く、次いで「幼稚園や保育所（園）にかかる費用負担を軽減してほしい」の割合が35.7%、「経済的支援（市独自の支援など）を充実してほしい」の割合が30.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「公園や歩道などのインフラ整備をもっとしてほしい」「幼稚園や保育所（園）にかかる費用負担を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の割合が減少しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査の結果が「-」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で削除された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

小学生児童では、「子どもだけで安心して遊べる場所づくりをしてほしい」の割合が47.9%と最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」の割合が26.9%、「経済的支援（市独自の支援など）を充実してほしい」の割合が26.4%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「公園や歩道などのインフラ整備をもっとしてほしい」「児童館やプレイルームなど、親子が安心して集まれる身近な場や機会がほしい」の割合が減少しています。

【小学生】子育て支援について、川西市でもっと力を入れてほしいもの（最大3つまで）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

※平成30年度（2018年度）調査の結果が「ー」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で新たに追加された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査の結果が「ー」となっている選択肢は、令和5年度（2023年度）調査で削除された選択肢です。

※令和5年度（2023年度）調査では「最大3つまで」、平成30年度（2018年度）調査では「いくつでも」と複数回答数に違いがあるため、割合に差があります。

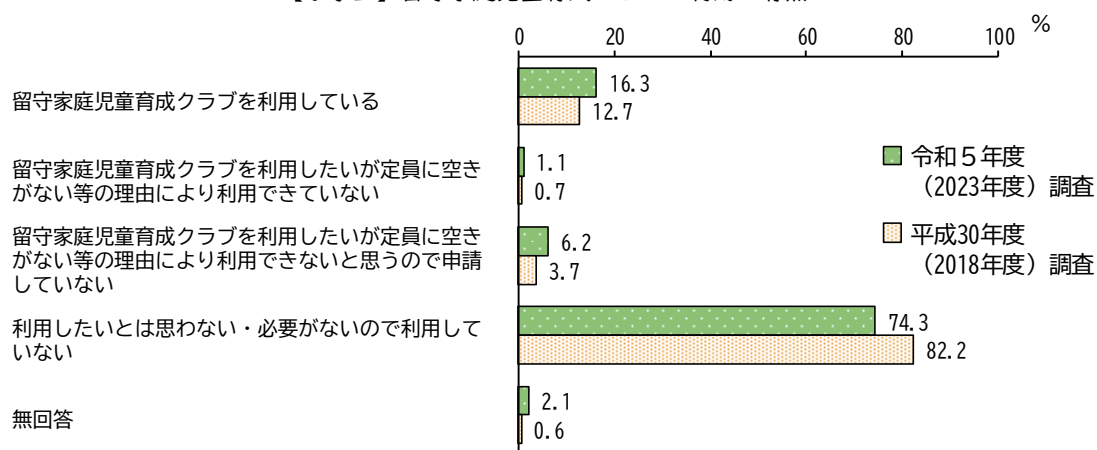
(2) 放課後の過ごし方について

① 留守家庭児童育成クラブの利用の有無

「利用したいとは思わない・必要がないので利用していない」の割合が74.3%と最も高く、次いで「留守家庭児童育成クラブを利用している」の割合が16.3%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「利用したいとは思わない・必要がないので利用していない」の割合が減少しています。

【小学生】留守家庭児童育成クラブの利用の有無



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 留守家庭児童育成クラブの利用日数

「5日」の割合が59.7%と最も高く、次いで「3日」の割合が16.8%、「4日」の割合が14.1%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「5日」の割合が増加しています。一方、「4日」の割合が減少しています。

【小学生】留守家庭児童育成クラブの利用日数（複数回答）

単位：%

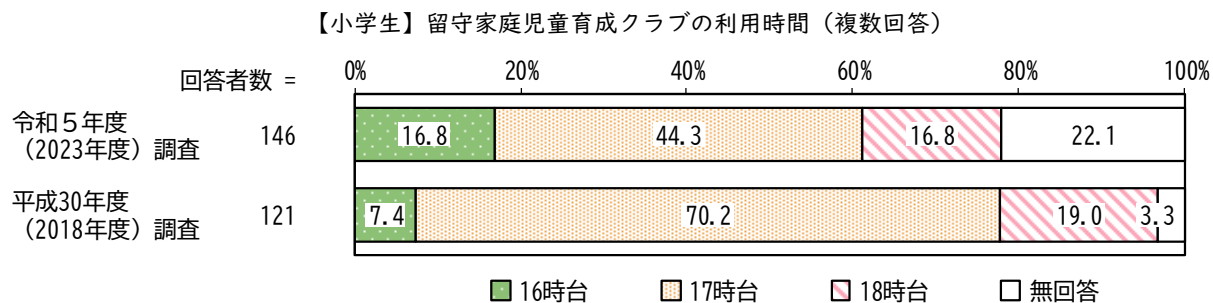
区分	回答者数 (件)	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	無回答
令和5年度 (2023年度) 調査	149	2.7	2.0	16.8	14.1	59.7	0.7	-	4.0
平成30年度 (2018年度) 調査	121	1.7	4.1	13.2	25.6	49.6	3.3	0.0	2.5

資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ 留守家庭児童育成クラブの利用時間

「17 時台」の割合が 44.3%と最も高く、次いで「16 時台」、「18 時台」の割合が 16.8%となっています。

平成 30 年度（2018 年度）調査と比較すると、「16 時台」の割合が増加しています。一方、「17 時台」の割合が減少しています。



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

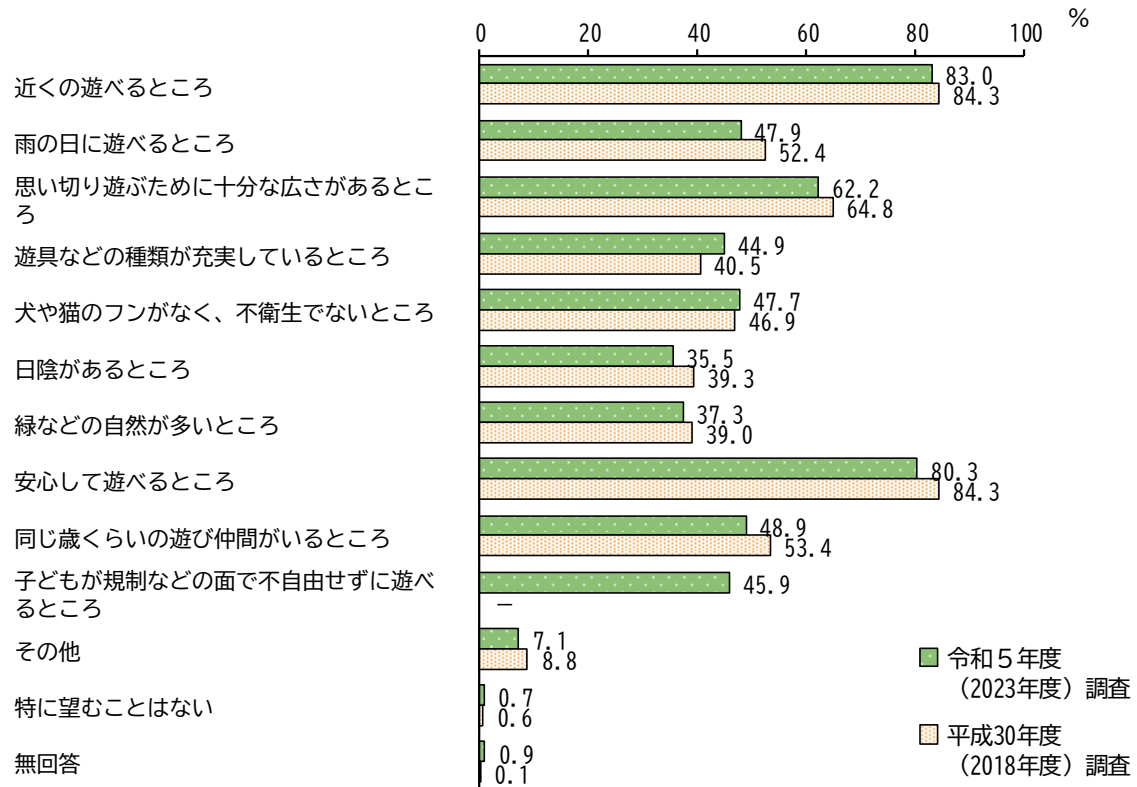
(3) 安全・安心な子育て環境づくり

① 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

小学生児童では、「近くの遊べるところ」の割合が83.0%と最も高く、次いで「安心して遊べるところ」の割合が80.3%、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」の割合が62.2%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【小学生】子どもの遊び場について望ましいと思うこと（複数回答）



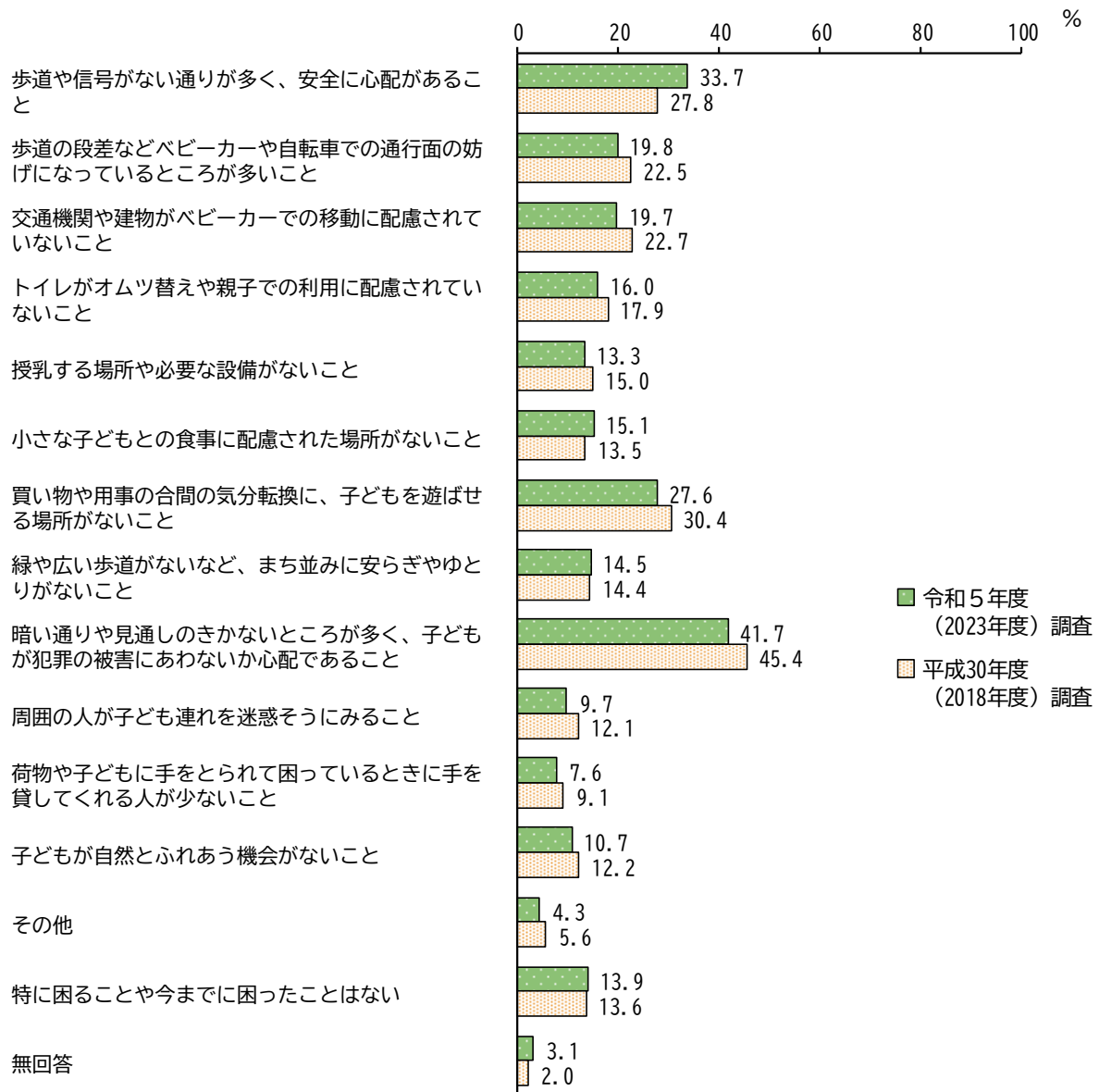
資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子どもとの外出の際に困ること、今までに困ったこと

「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が41.7%と最も高く、次いで「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が33.7%、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」の割合が27.6%となっています。

平成30年度（2018年度）調査と比較すると、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること」の割合が増加しています。

【小学生】子どもとの外出の際に困ること、今までに困ったこと（複数回答）



資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

5 若者の状況

【思春期・青年期】

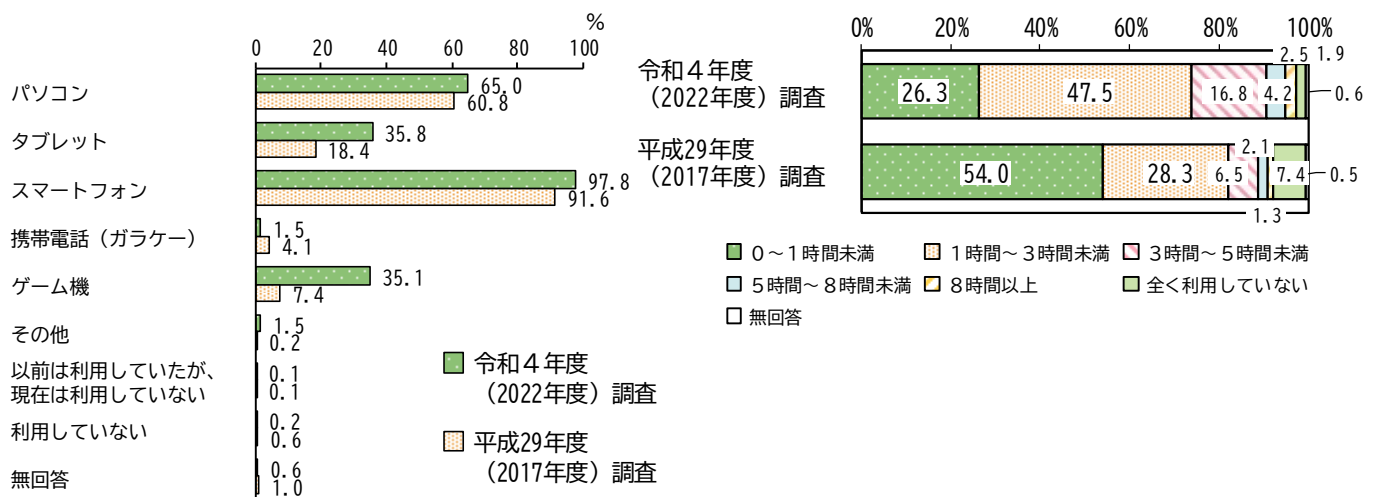
(1) こども・若者を取り巻く現状

スマートフォンの普及や SNS 利用者の増加などにより、近年のこども・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。

令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、インターネット機器でスマートフォンの利用が97%を超え、タブレット利用も4割に迫るなど、インターネット機器の多様化が見られます。また、SNS を利用している人も95%を超え、さらに1日あたりの使用時間の長時間化が見られます。

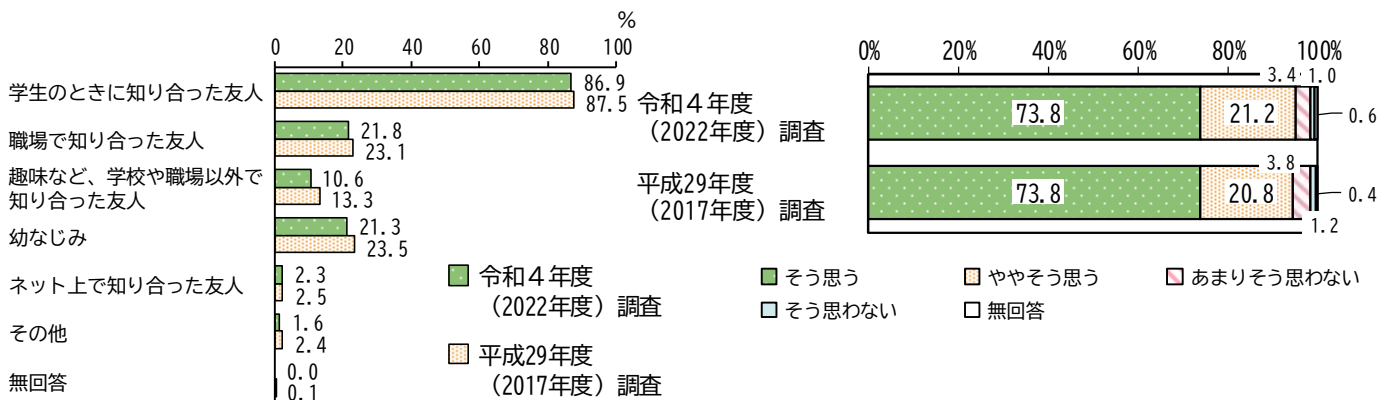
「親友がいる」と答えた人の中で、その友人は「学生のときに知り合った友人」が86.9%であり、ネットで知り合った友人は2.3%という結果が出ており、平成29年度（2017年度）調査と比べ、大きな変化はありません。また、「家族と仲が良いと思うか」という問いに対しては、95.0%が「そう思う」「ややそう思う」と答えており、多くの若者が、日常生活上の社会関係を大切にしていると考えられます。

【一般】どんなインターネット機器を利用しているか（複数回答） 【一般】1日にどれくらい SNS を使うか（平日）



【一般】親友と呼べる人はどんな人か（複数回答）

【一般】家族と仲が良いと思うか



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

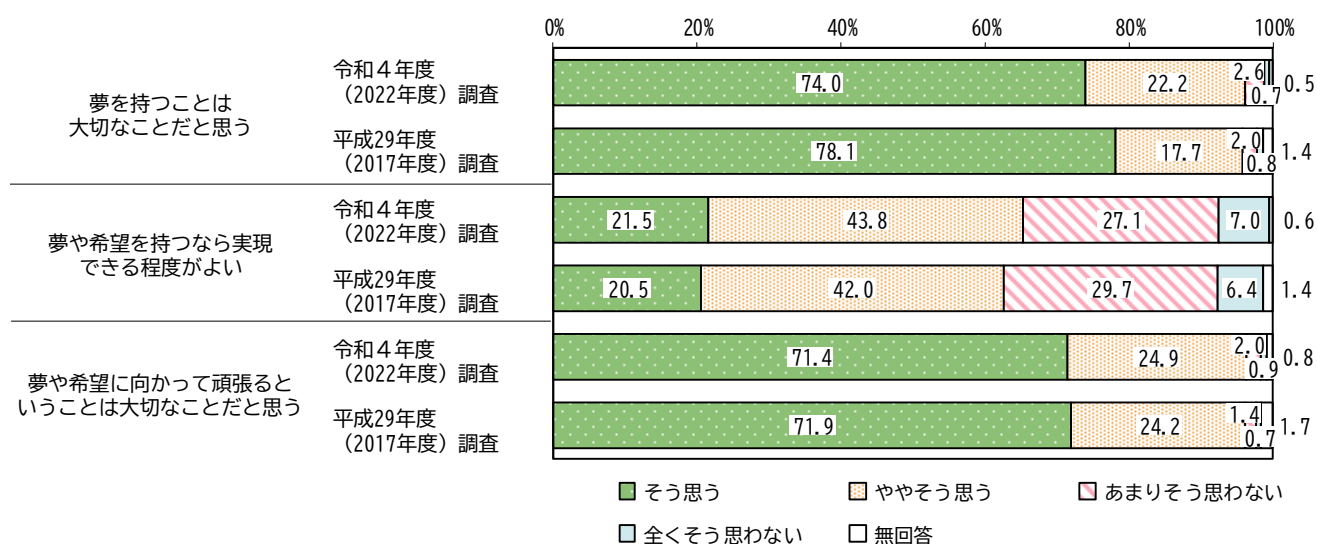
(2) 若者の気質

令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、「夢を持つことは大切なことだと思う」について「そう思う」「ややそう思う」と答えた人が96.2%で、「夢や希望に向かって頑張るといことは大切なことだと思う」については96.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えています。平成29年度（2017年度）調査とほぼ同じ割合となっており、夢を持ち、それを実現させようとするということについて、肯定的な立場の若者が多くみられます。

しかし、「夢や希望を持つなら実現できる程度がよい」については、65.3%が「そう思う」「ややそう思う」と答えるなど、現実的な考え方を持つ若者が多いことも伺えます。

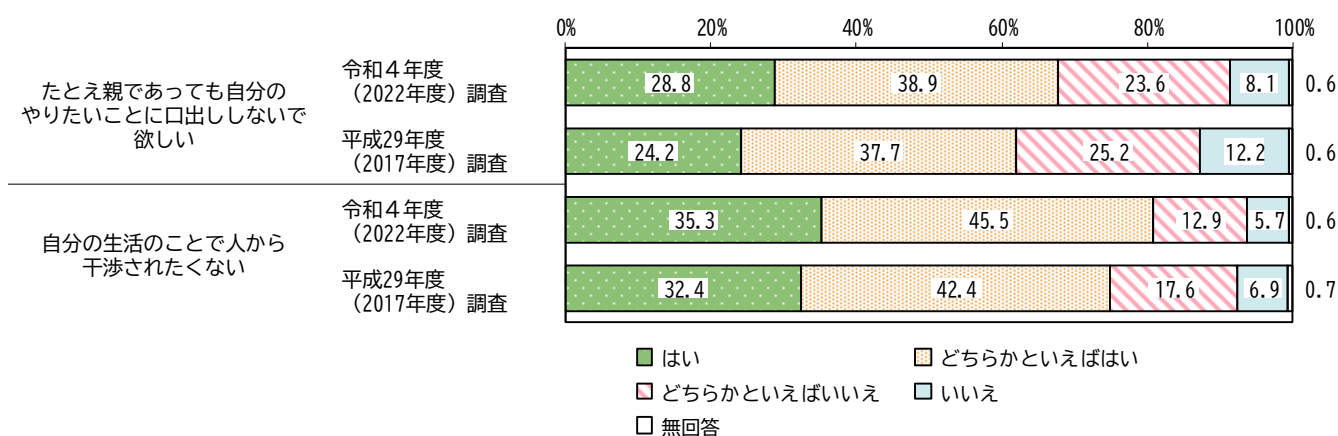
また、「たとえ親であっても自分のやりたいことに口出ししないで欲しい」には67.7%が「はい」「どちらかといえばはい」と答え、「自分の生活のことで人から干渉されたくない」には80.8%が「はい」「どちらかといえばはい」と答えるなど、平成29年度（2017年度）調査と比較してどちらも増加しており、個々人の価値観を尊重する傾向が見られます。

【一般】夢や希望に関する考え方



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

【一般】自分自身のことに関する考え方



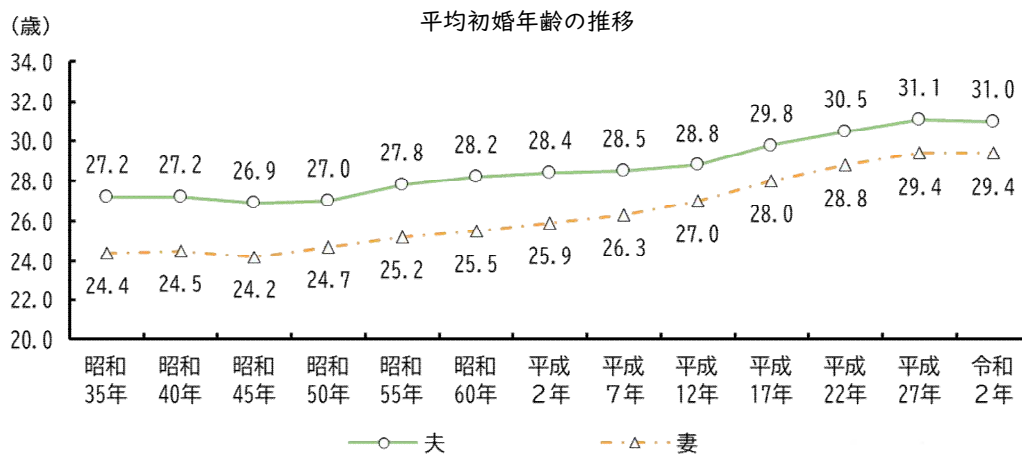
資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

(3) 家庭を持つことに対する捉え方

日本人の平均初婚年齢は、令和2年（2020年）で男性が31.0歳、女性が29.4歳と晩婚化が続いている状況です。昭和60年（1985年）には、男性が28.2歳、女性が25.5歳で、35年間に男性は2.8歳、女性は3.9歳平均初婚年齢が上昇しています。

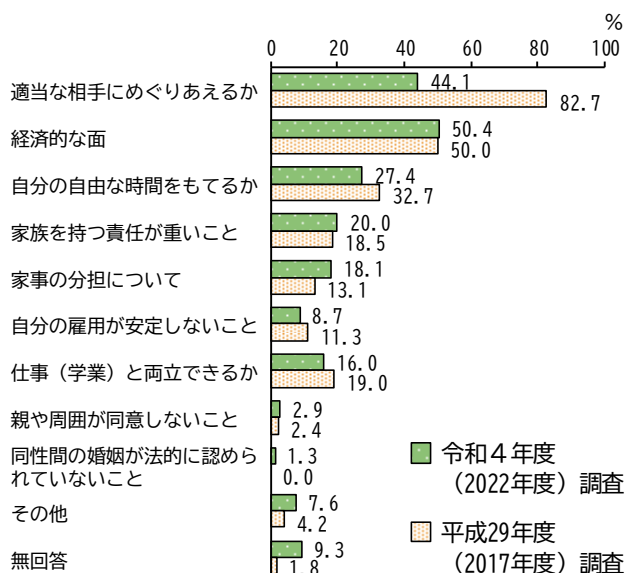
また、令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、いつかは家庭を持ちたいですか」という問いに対し、59.7%が「はい」と答えており、平成29年度（2017年度）調査の75%に比べて、家庭を持ちたいと考える人の割合が減少しています。

結婚に関しては、前述の間に「はい」と答えた人は経済的な面や適当な相手にめぐりあえるかどうか課題となっており、「いいえ」と答えた人では、自分の自由な時間を持てるかや家族を持つ責任が重いことが課題となっています。

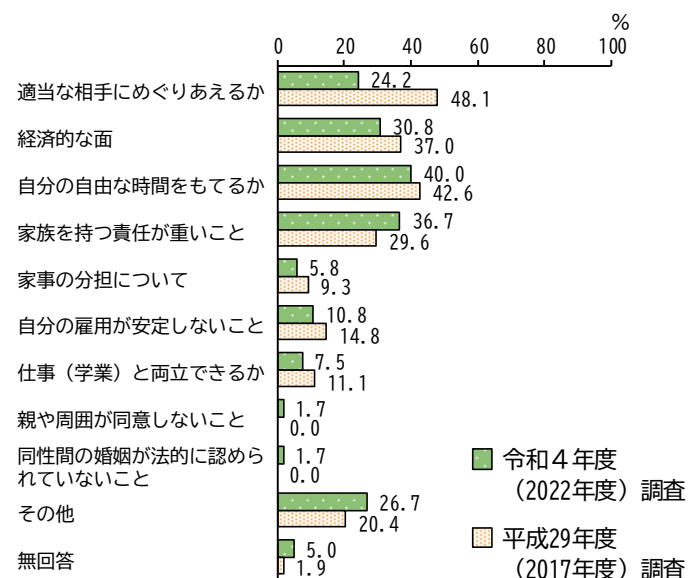


資料：厚生労働省「人口動態統計」

【一般】結婚したい人が抱えている不安（複数回答）



【一般】結婚したいと思わない人が「したくない」と思う理由（複数回答）



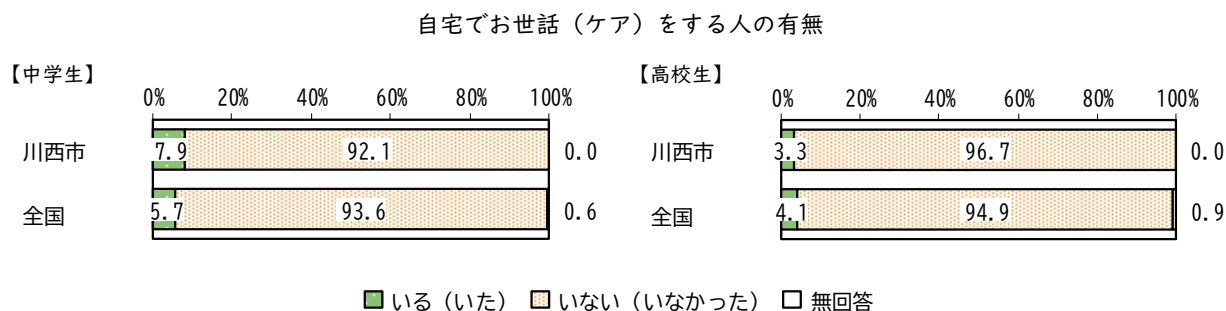
資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

(4) ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」のことです。

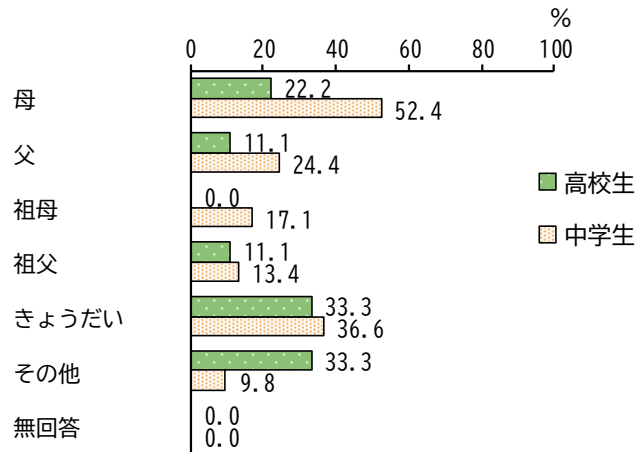
川西市で、自宅で家族をお世話（ケア）をしている人は、中学生では7.9%と国に比べて高く（国：5.7%）、高校生では3.3%と低く（国：4.1%）なっています。

お世話（ケア）による自分への影響について、中学生では約8割が特に影響はないと答えていますが、約2割は日常生活や学校生活などで影響が出ています。高校生ではすべての人が「アルバイトができない」と答えており、お世話（ケア）をしているすべての人に影響が出ています。支援の必要な子どもたちに対して必要な支援へつなげていくことが必要です。

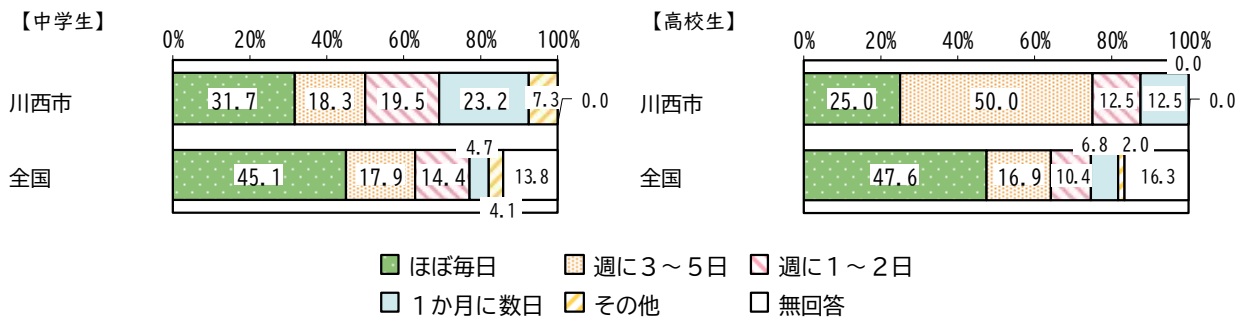


第2章 こども・若者を取り巻く現状

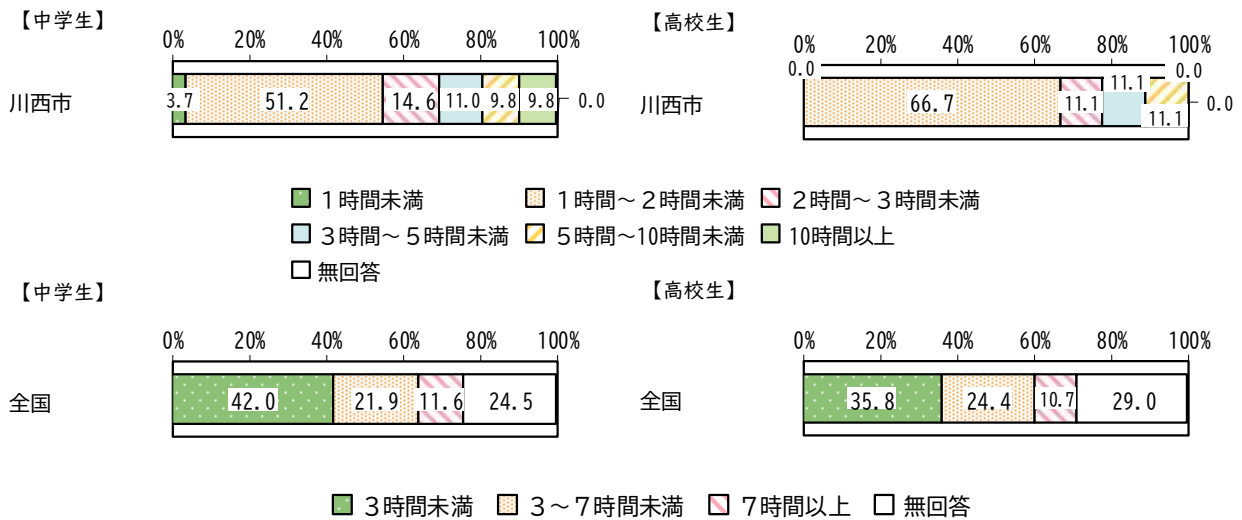
自宅でお世話（ケア）をする人は誰か（複数回答）



お世話（ケア）の頻度



お世話（ケア）にかかる時間



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

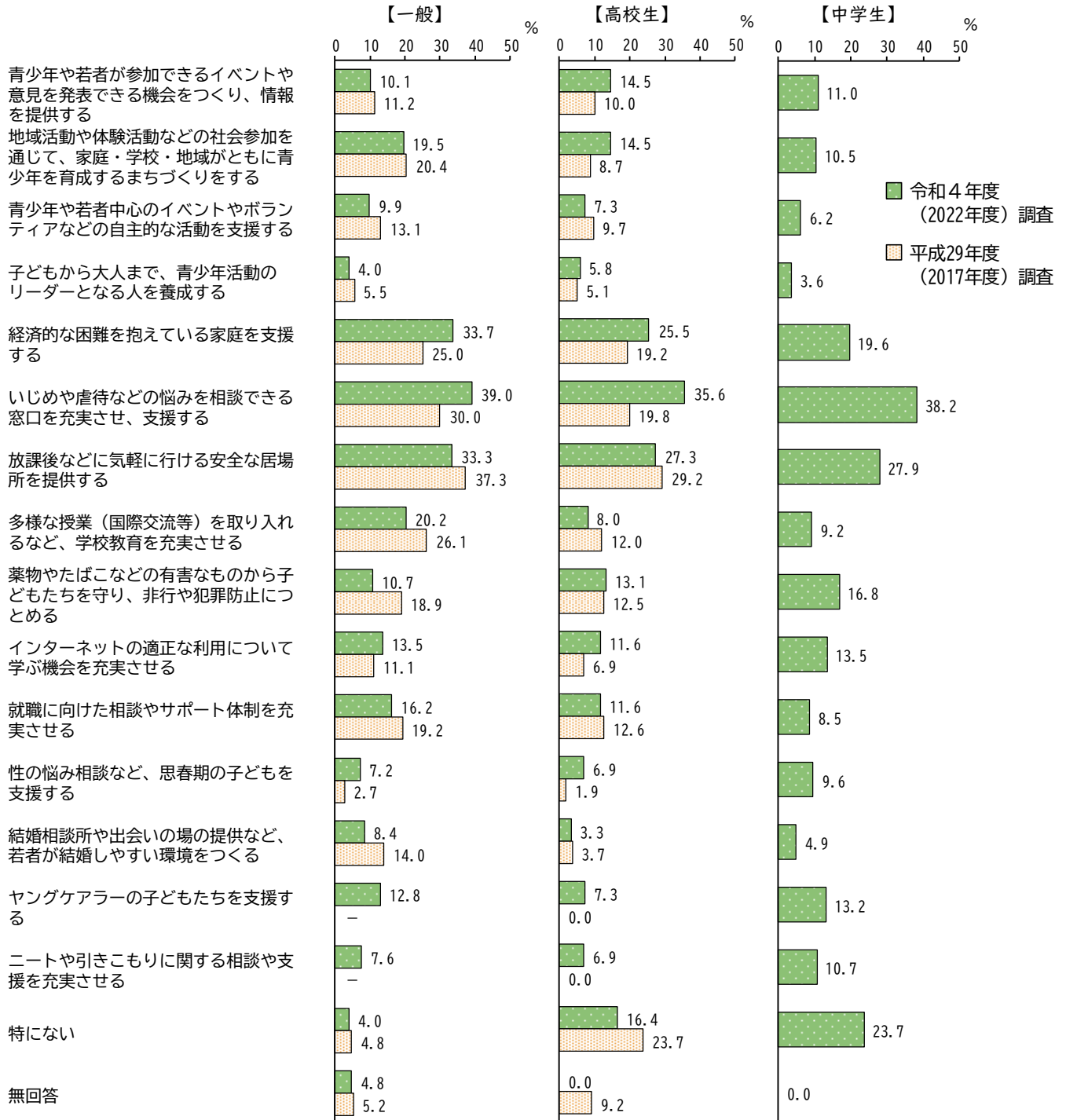
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和3年（2021年）3月）三菱UFJ

リサーチ&コンサルティング株式会社

(5) こども・若者が行政に求めるもの

令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によれば、「あなたは、川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどんなことを望みますか」という問いに対し、一般・高校生・中学生のいずれも「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」という回答が最も多く、次に一般では「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」、高校生と中学生では「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が多い回答となっています。一般と高校生では平成29年度（2017年度）調査と比べて、「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口を充実させ、支援する」と「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が高くなっています。

川西市が取り組む青少年や若者の政策・支援にどのようなことを望むか（複数回答）



資料：令和4年度（2022年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

6 こども・若者の意見表明

(1) 意見表明することについて

① こども・若者は自分の意見や考えを言えているか

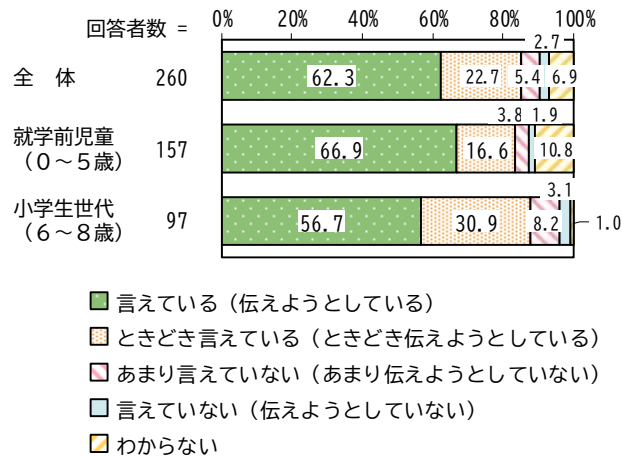
こども（0～8歳）の調査では、「言えている（伝えようとしている）」の割合が62.3%と最も高く、次いで「ときどき言えている（ときどき伝えようとしている）」の割合が22.7%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「言えている」の割合が47.5%と最も高く、次いで「ときどき言えている」の割合が36.6%となっています。

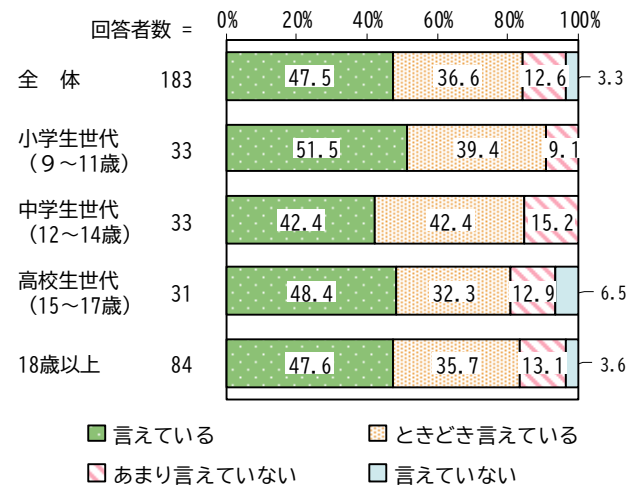
30歳以上調査では、「言えている」の割合が33.8%と最も高く、次いで「ときどき言えている」の割合が30.6%となっています。

こども・若者は自分の意見や考えを言えているか

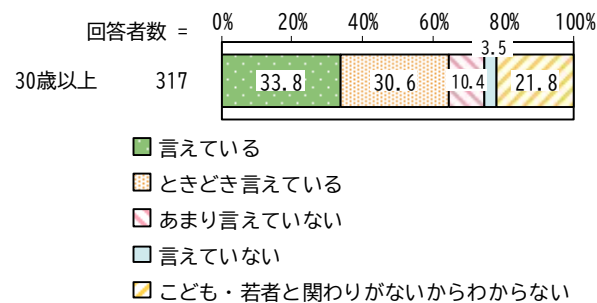
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② こども・若者が自分の意見や考えを言えていない理由

こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えを言うことが恥ずかしいから」の割合が42.9%と最も高く、次いで「意見や考えに自信がないから」の割合が38.1%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えに自信がないから」の割合が55.2%と最も高く、次いで「意見や考えを言うことが恥ずかしいから」の割合が27.6%となっています。

30歳以上調査では、「意見や考えを言うことが面倒だから」の割合が25.0%と最も高く、次いで「意見や考えを言っても聞いてくれないから」の割合が22.7%となっています。

こども・若者が自分の意見や考えを言えていない理由（最大3つまで）





資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(2) おとなや年長者の対応について

① おとなは子ども・若者の意見や考えを聞こうとしていると思うか

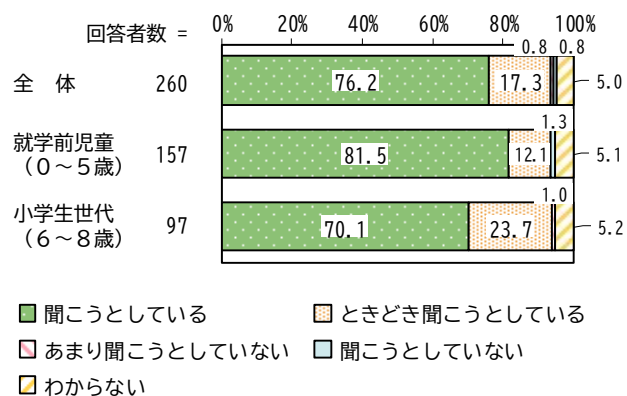
子ども（０～８歳）の調査では、「聞こうとしている」の割合が76.2%と最も高く、次いで「ときどき聞こうとしている」の割合が17.3%となっています。

子ども・若者（９～２９歳）調査では、「聞こうとしている」の割合が55.2%と最も高く、次いで「ときどき聞こうとしている」の割合が36.6%となっています。

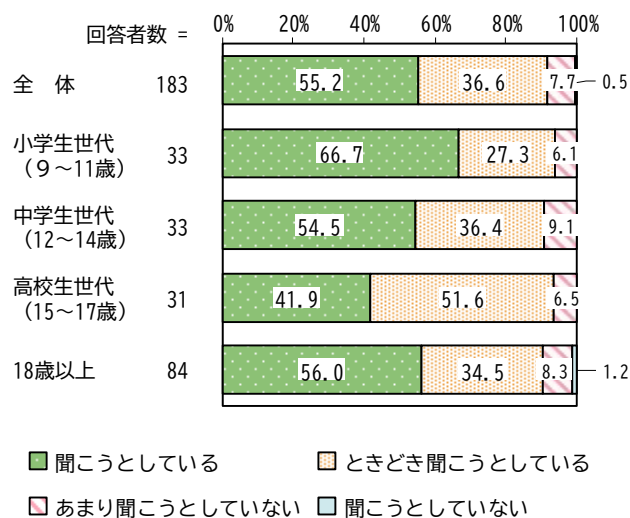
30歳以上調査では、「聞こうとしている」の割合が64.4%と最も高く、次いで「子ども・若者と関わりがないからわからない」の割合が17.7%となっています。

おとなは子ども・若者の意見や考えを聞こうとしていると思うか

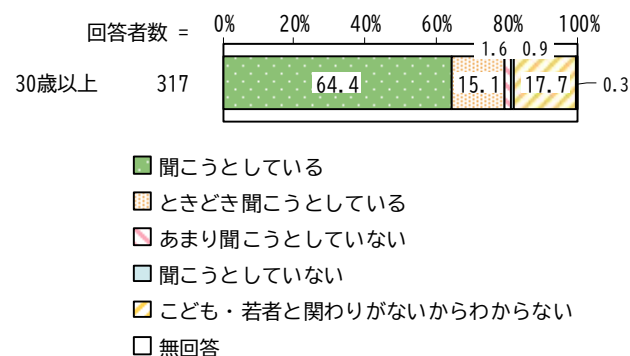
【子ども（０～８歳）】



【子ども・若者（９～２９歳）】



【30歳以上】



資料：令和６年度（２０２４年度）「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

② 子ども・若者が言った意見や考えが大切にされていると感じるとき

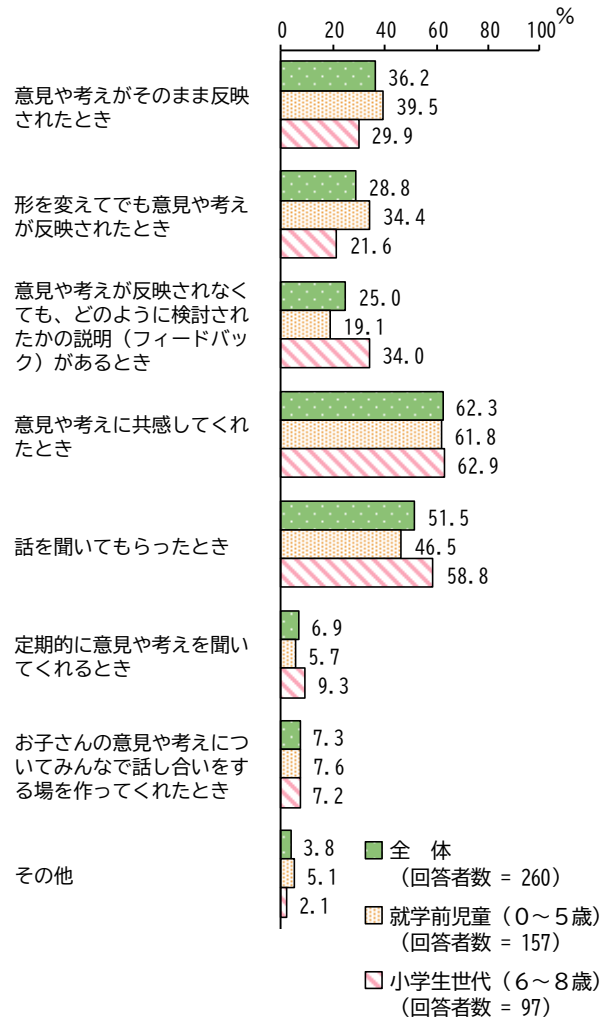
子ども（0～8歳）の調査では、「意見や考えに共感してくれたとき」の割合が62.3%と最も高く、次いで「話を聞いてもらったとき」の割合が51.5%となっています。

子ども・若者（9～29歳）調査では、「話を聞いてくれる」の割合が49.2%と最も高く、次いで「意見や考えに共感してくれる」の割合が43.2%となっています。

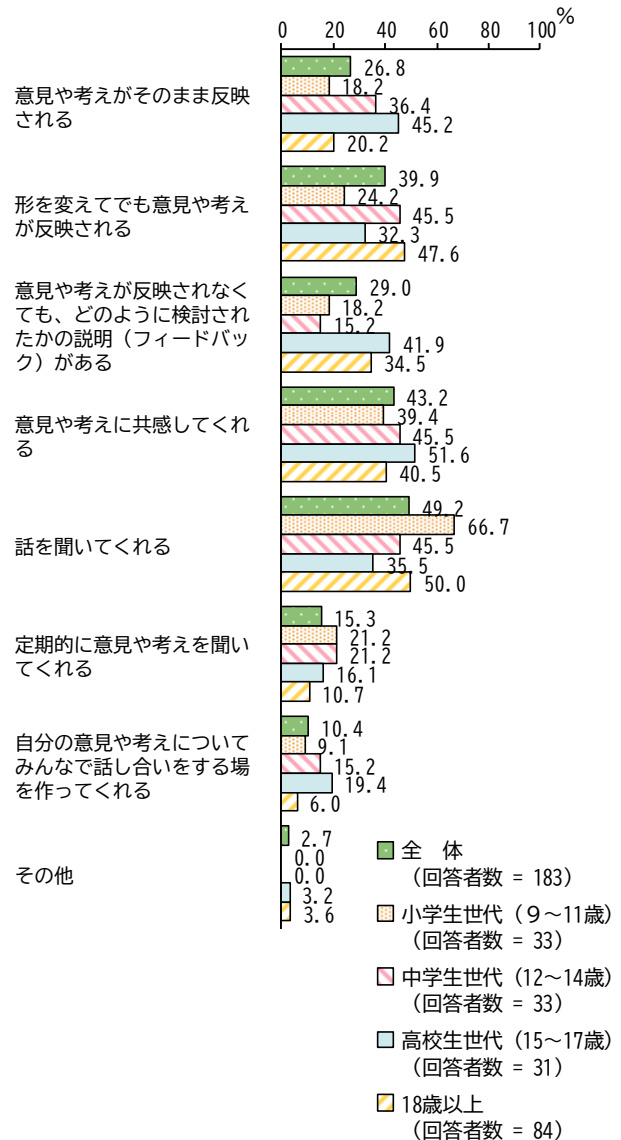
30歳以上調査では、「意見や考えに共感したとき」の割合が46.1%と最も高く、次いで「形を変えてでも意見や考えが反映されたとき」の割合が42.3%となっています。

子ども・若者が言った意見や考えが大切にされていると感じるとき（最大3つまで）

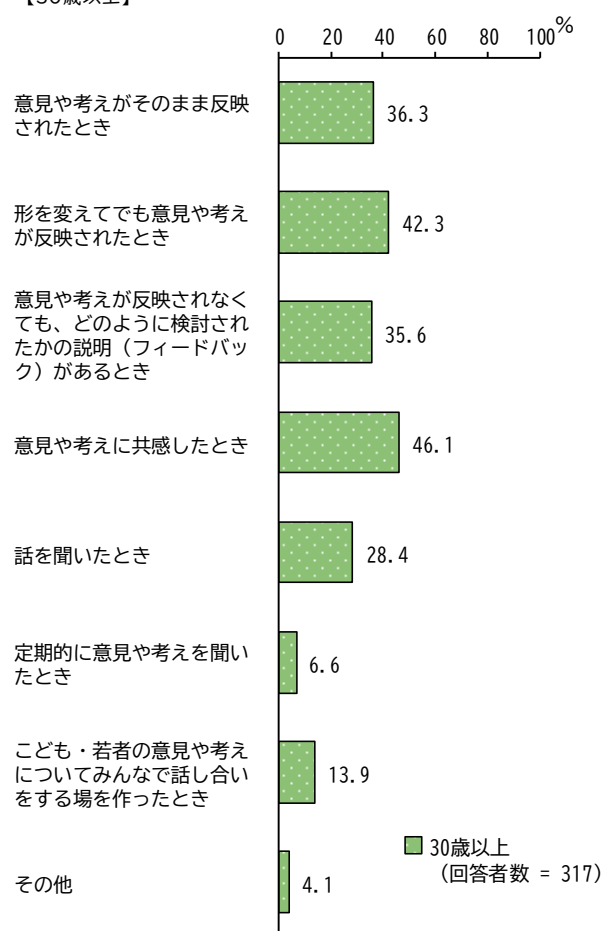
【子ども（0～8歳）】



【子ども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

③ こども・若者が意見や考えを言いやすくするために、必要なこと

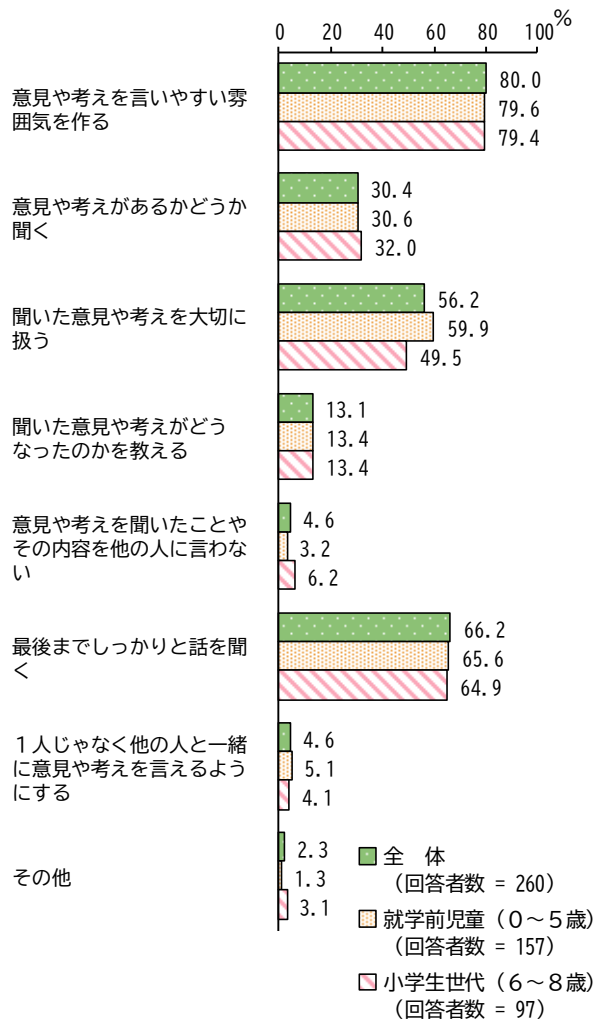
こども（0～8歳）の調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作る」の割合が80.0%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞く」の割合が66.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作ってほしい」の割合が65.6%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞いてほしい」の割合が35.5%となっています。

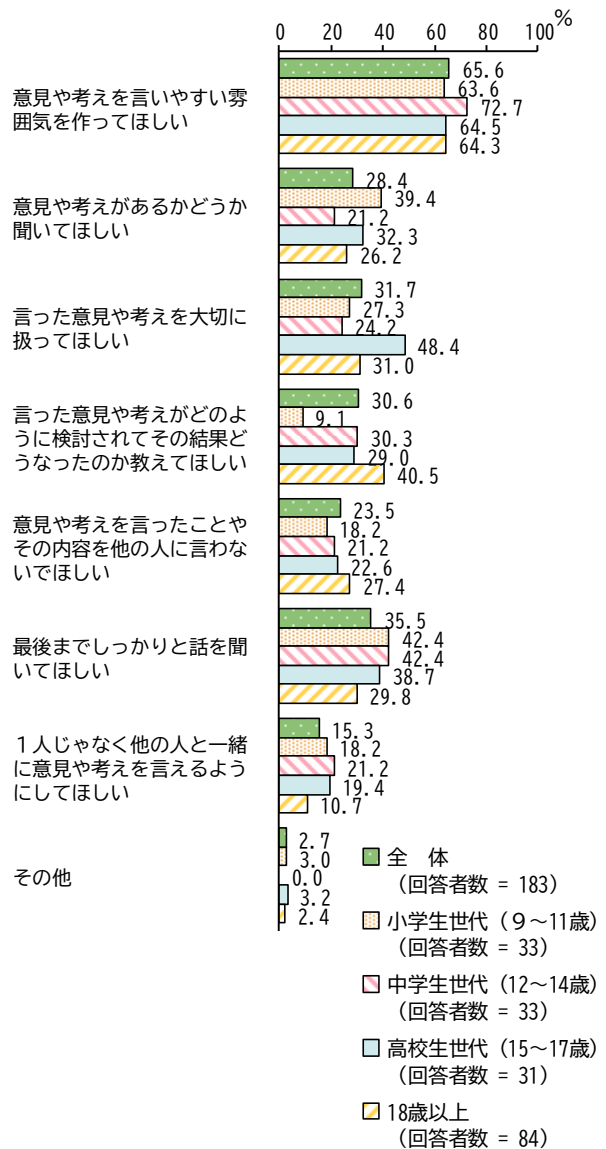
30歳以上調査では、「意見や考えを言いやすい雰囲気を作る」の割合が68.5%と最も高く、次いで「最後までしっかりと話を聞く」の割合が54.3%となっています。

こども・若者が意見や考えを言いやすくするために、必要なこと（最大3つまで）

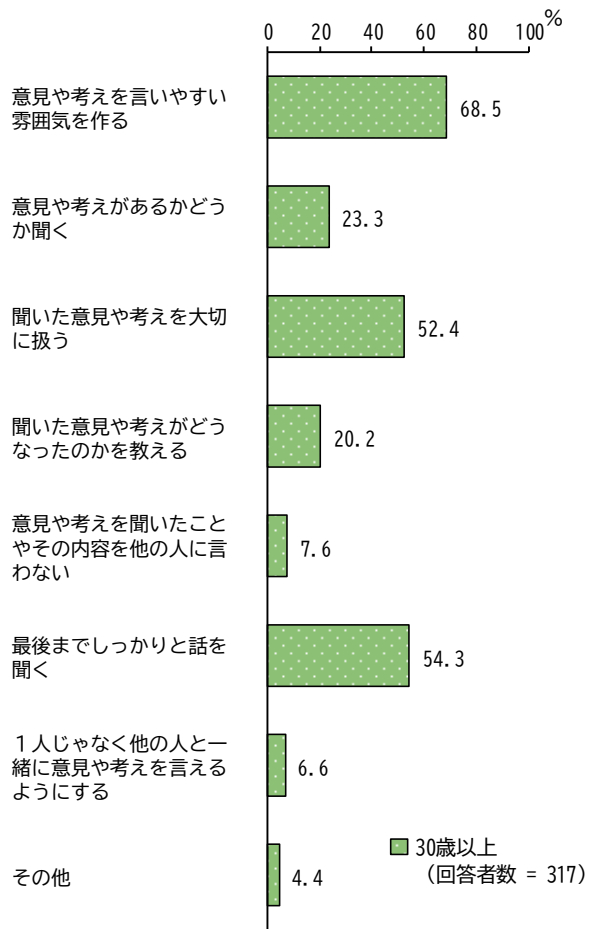
【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

(3) 市や施設への意見について

① 子ども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思うか

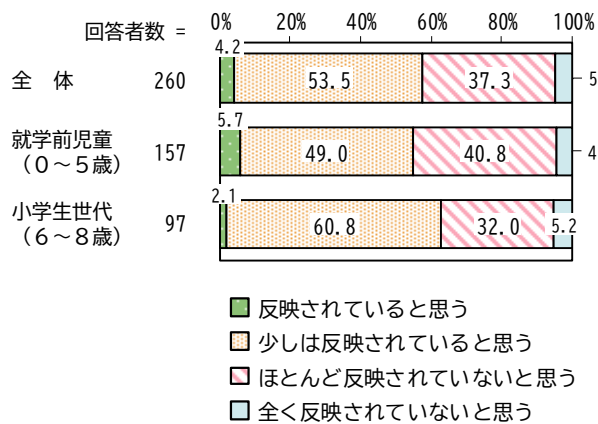
子ども（0～8歳）の調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が53.5%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が37.3%となっています。

子ども・若者（9～29歳）調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が51.4%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が31.7%となっています。

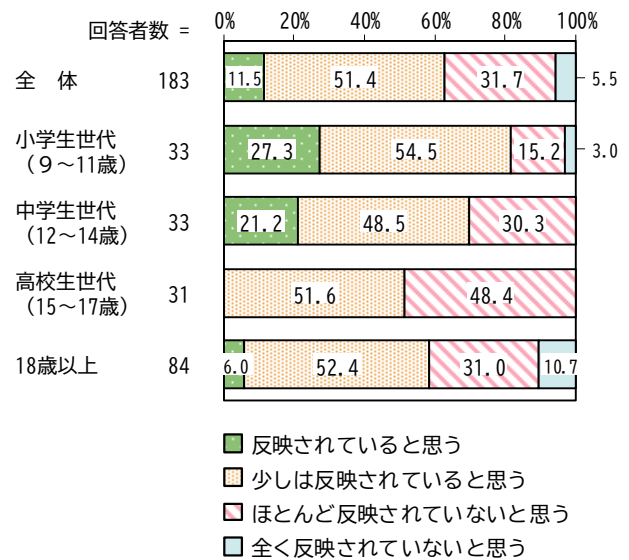
30歳以上調査では、「少しは反映されていると思う」の割合が47.0%と最も高く、次いで「ほとんど反映されていないと思う」の割合が42.0%となっています。

子ども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思うか

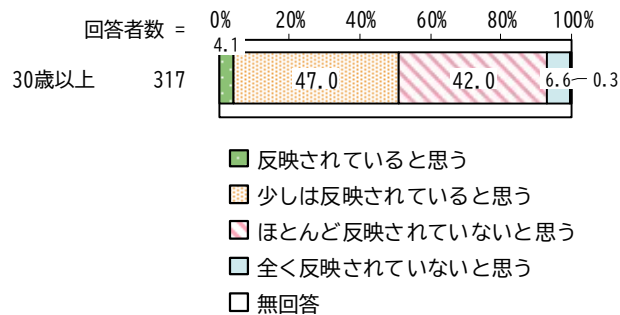
【子ども（0～8歳）】



【子ども・若者（9～29歳）】



【30歳以上】



資料：令和6年度（2024年度）「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

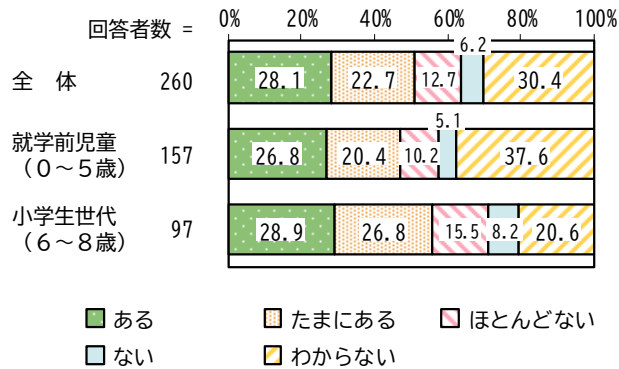
② こども・若者に関する市の取り組みなどに対して、言いたいことはあるか

こども（０～８歳）の調査では、「わからない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「ある」の割合が28.1%となっています。

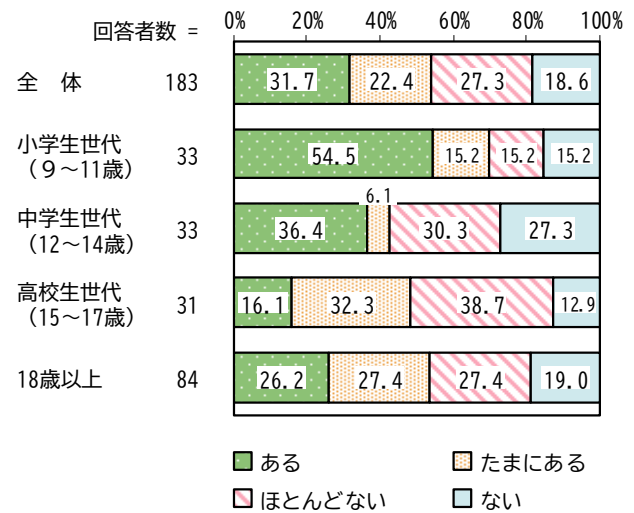
こども・若者（９～２９歳）調査では、「ある」の割合が31.7%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が27.3%となっています。

こども・若者に関する市の取り組みなどに対して、言いたいことはあるか

【こども（０～８歳）】



【こども・若者（９～２９歳）】



資料：令和６年度（２０２４年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

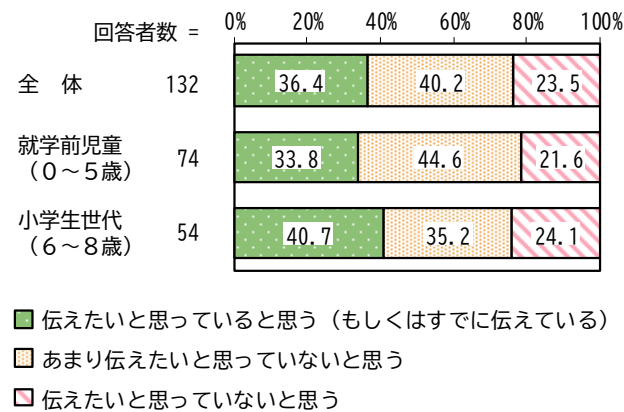
③ 言いたいことを市や施設へ伝えようと思うか

子ども（0～8歳）の調査では、「あまり伝えたいと思っていないと思う」の割合が40.2%と最も高く、次いで「伝えたいと思っていると思う（もしくはすでに伝えている）」の割合が36.4%となっています。

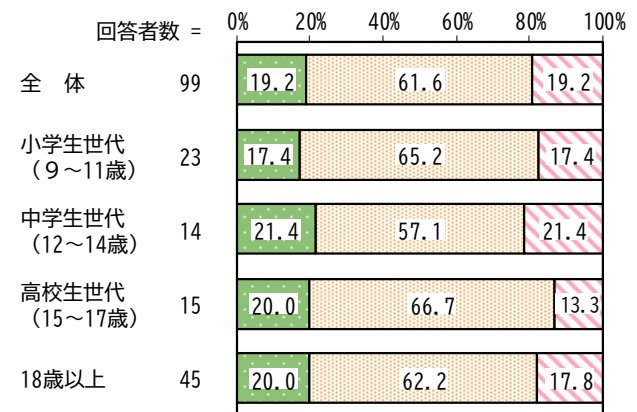
子ども・若者（9～29歳）調査では、「あまり伝えようと思わない」の割合が61.6%と最も高く、次いで「伝えようと思う（もしくはすでに伝えている）」の割合が19.2%となっています。

言いたいことを市や施設へ伝えようと思うか

【子ども（0～8歳）】

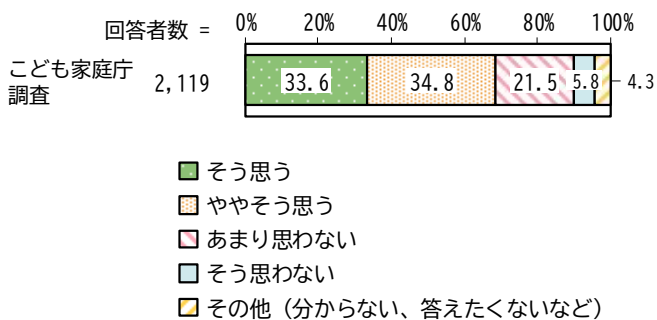


【子ども・若者（9～29歳）】



【参考（子ども家庭庁調査）】

問 あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか。



資料：令和6年度（2024年度）「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

④ 言いたいことを市や施設に伝えようと思わない理由

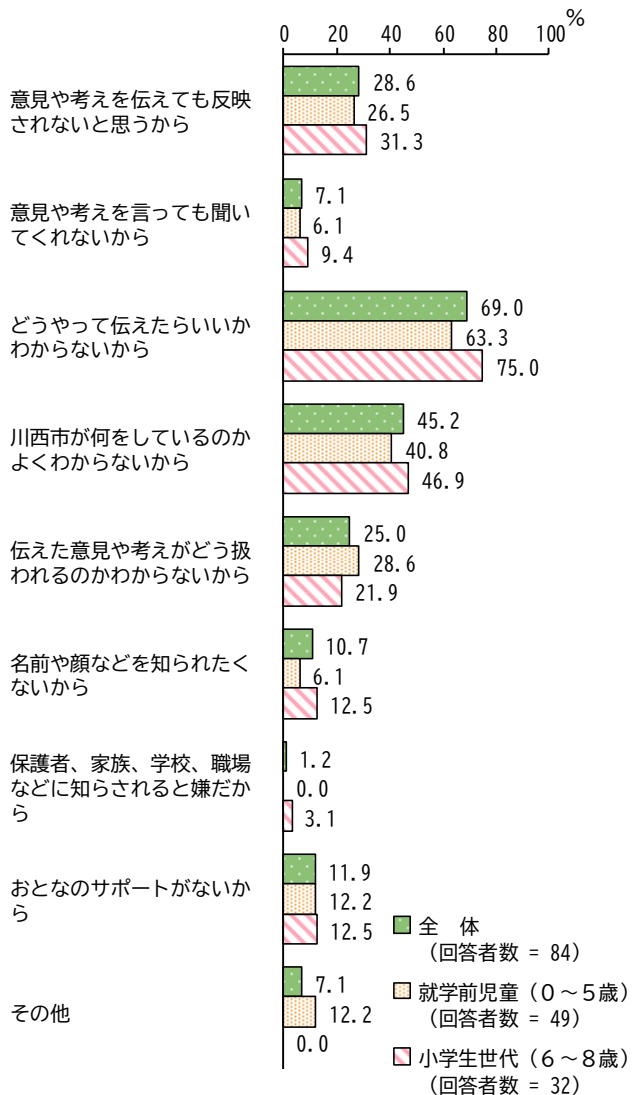
こども（０～８歳）の調査では、「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が69.0%と最も高く、次いで「川西市が何をしているのかよくわからないから」の割合が45.2%となっています。

こども・若者（９～29歳）調査では、「意見や考えを伝えても反映されないと思うから」の割合が56.3%と最も高く、次いで「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が53.8%となっています。

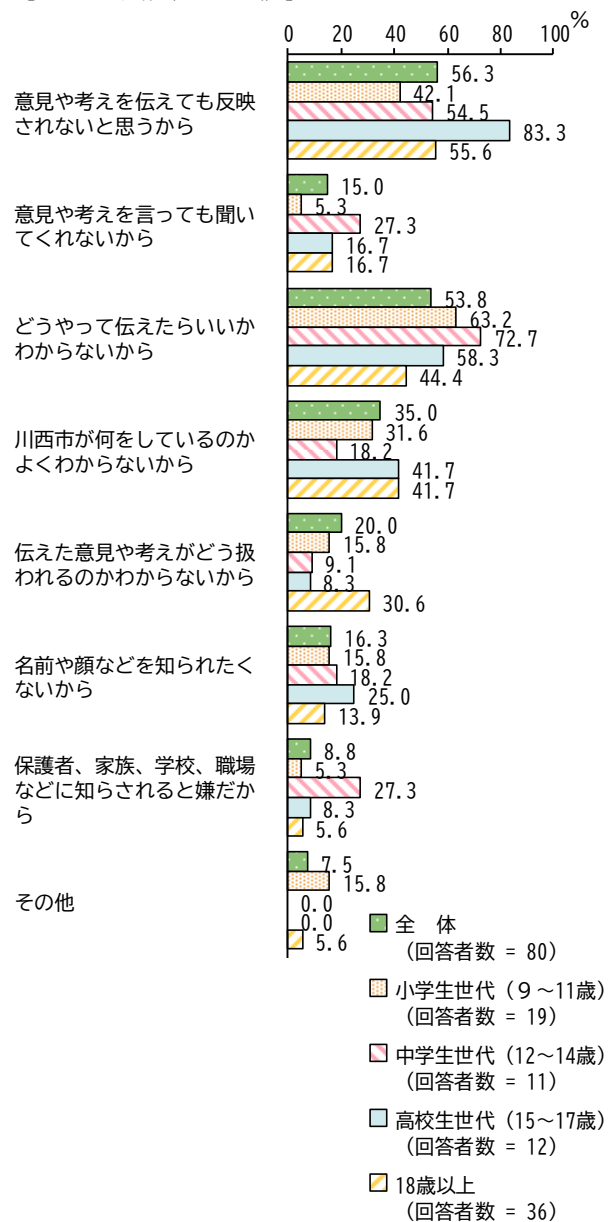
30歳以上調査では、「どうやって伝えたらいいかわからないから」の割合が67.5%と最も高く、次いで「意見や考えを伝えても反映されないと思うから」の割合が53.0%となっています。

言いたいことを市や施設に伝えようと思わない理由（最大3つまで）

【こども（０～８歳）】



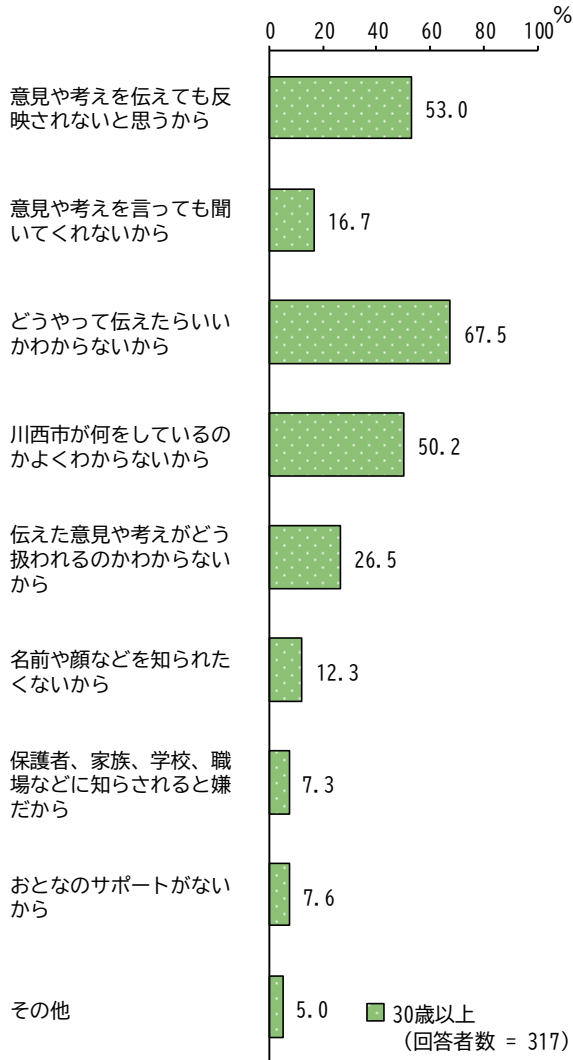
【こども・若者（９～29歳）】



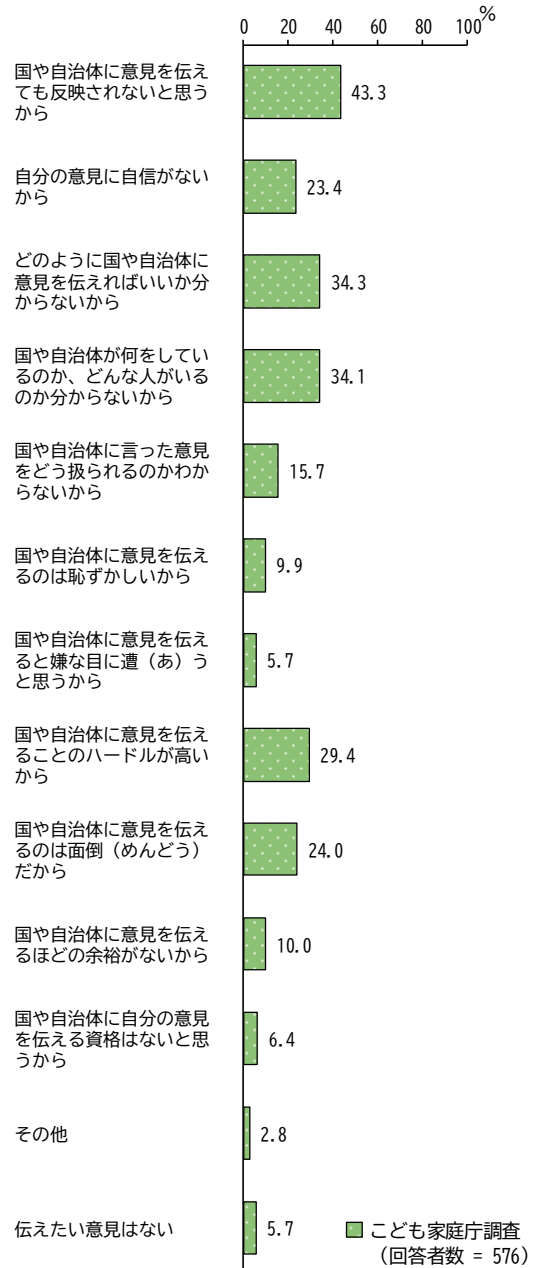
資料：令和６年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

【参考（こども家庭庁調査）】

【30歳以上】



問 【前問で「あまり思わない」「そう思わない」と回答した人に対して】 そう答えたのはどうしてですか。当てはまるものをすべて選んでください。



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

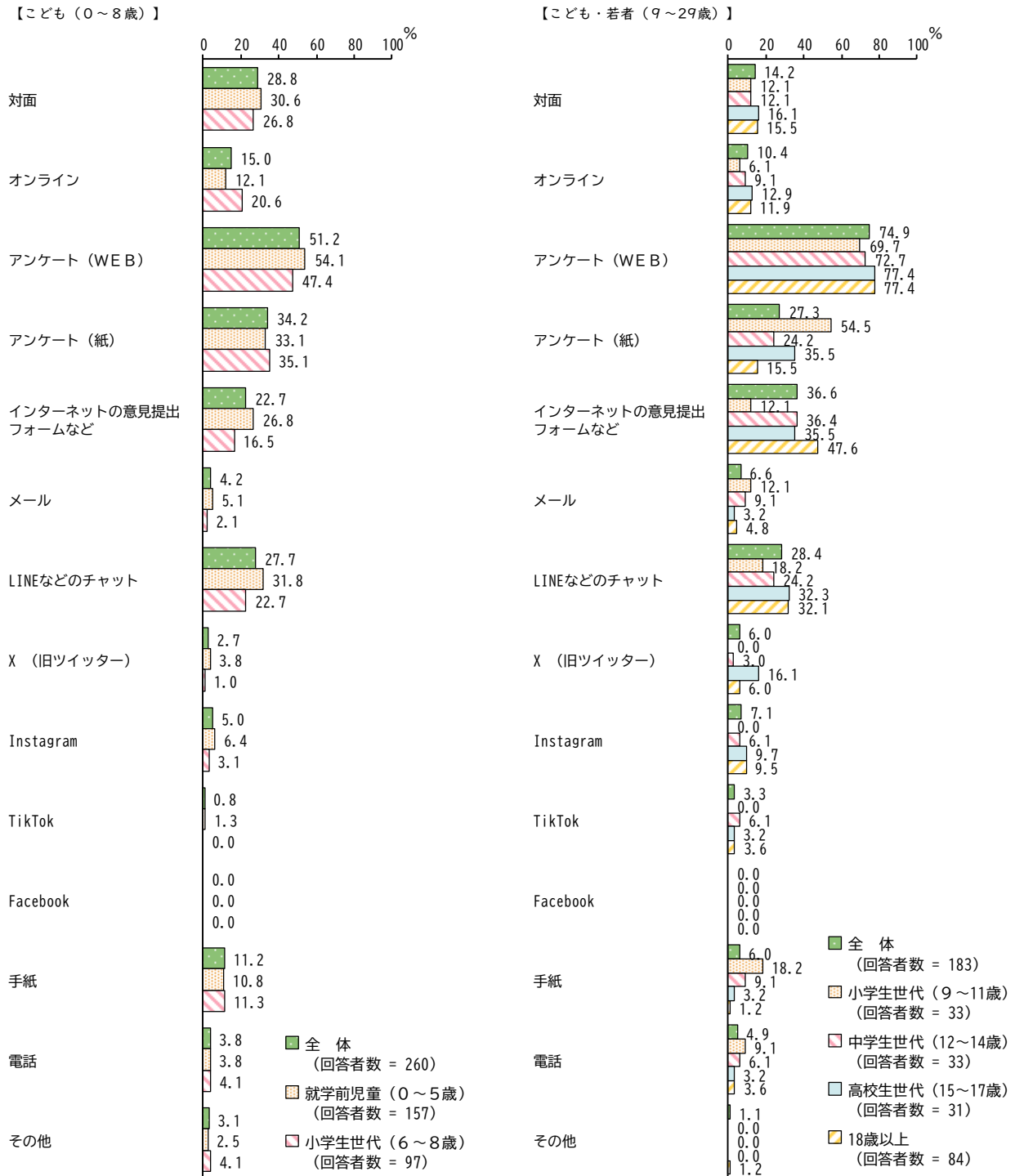
⑤ 市や施設に意見や考えを伝えやすいものはどれか

こども（0～8歳）の調査では、「アンケート（WEB）」の割合が51.2%と最も高く、次いで「アンケート（紙）」の割合が34.2%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「アンケート（WEB）」の割合が74.9%と最も高く、次いで「インターネットの意見提出フォームなど」の割合が36.6%となっています。

30歳以上調査では、「アンケート（WEB）」の割合が57.1%と最も高く、次いで「インターネットの意見提出フォームなど」の割合が35.6%となっています。

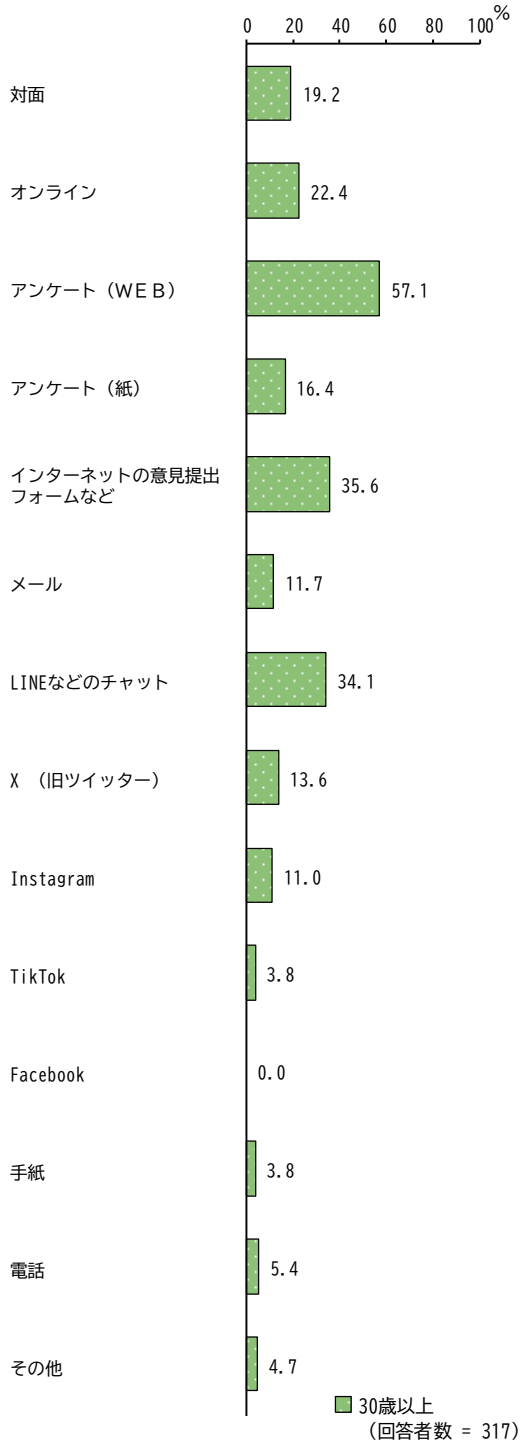
市や施設に意見や考えを伝えやすいものはどれか（最大3つまで）



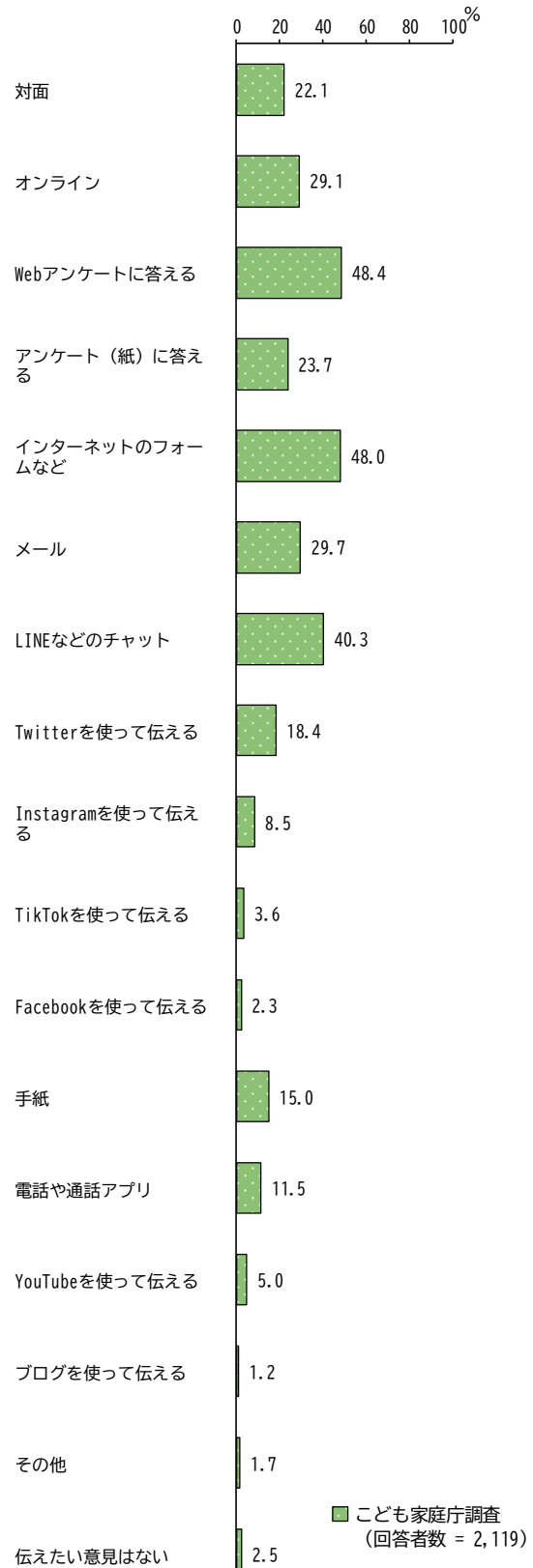
資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

【参考（こども家庭庁調査）】

【30歳以上】



問 どのような方法や手段があれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいですか。当てはまるものをすべて選んでください。



資料：令和6年度(2024年度)「川西市子ども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

⑥ 市や施設に意見や考えを言いやすくするために必要なこと

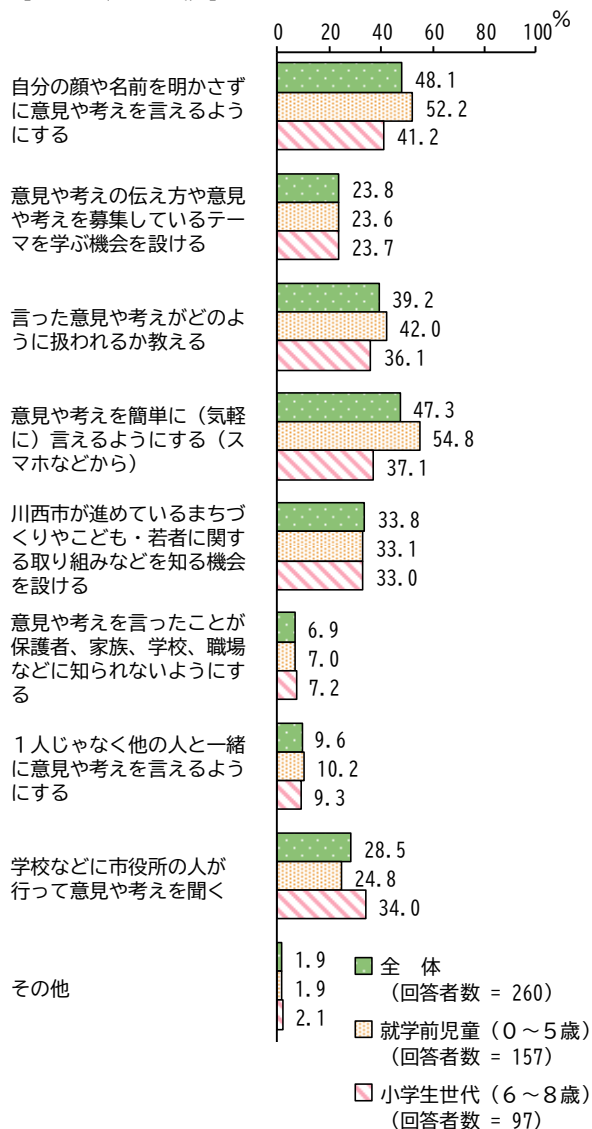
こども（0～8歳）の調査では、「自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにする」の割合が48.1%と最も高く、次いで「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにする（スマホなどから）」の割合が47.3%となっています。

こども・若者（9～29歳）調査では、「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにしてほしい（スマホなどから）」の割合が58.5%と最も高く、次いで「自分の顔や名前を明かさずに意見や考えを言えるようにしてほしい」の割合が56.8%となっています。

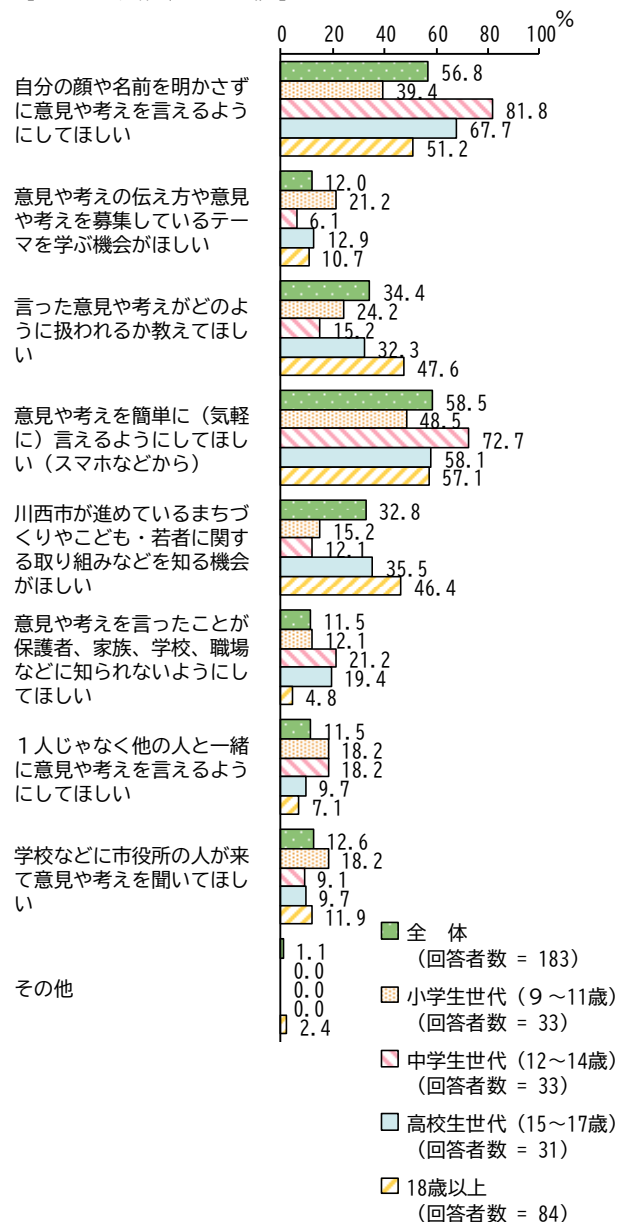
30歳以上調査では、「意見や考えを簡単に（気軽に）言えるようにする（スマホなどから）」の割合が53.0%と最も高く、次いで「川西市が進めているまちづくりやこども・若者に関する取り組みなどを知る機会を設ける」の割合が51.1%となっています。

市や施設に意見や考えを言いやすくするために必要なこと（最大3つまで）

【こども（0～8歳）】



【こども・若者（9～29歳）】

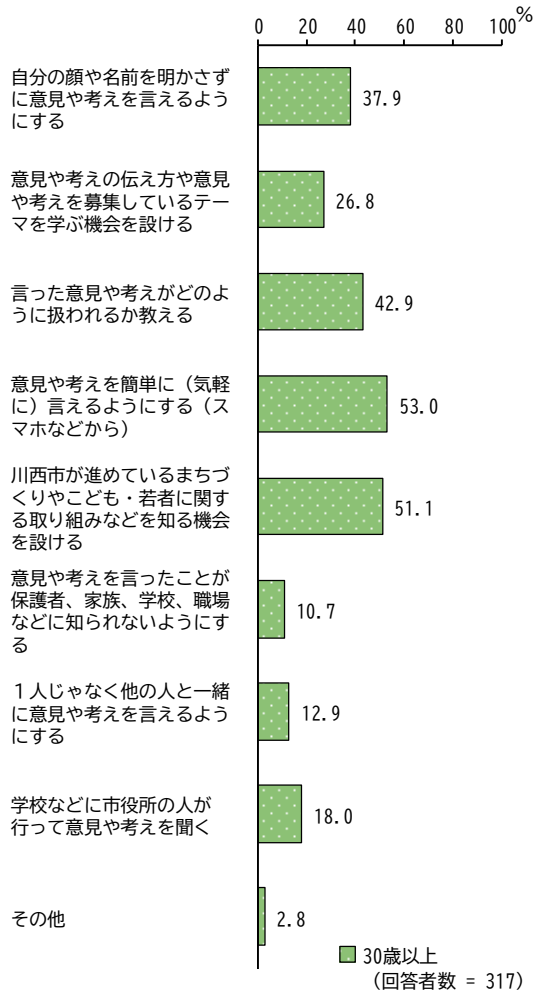


資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

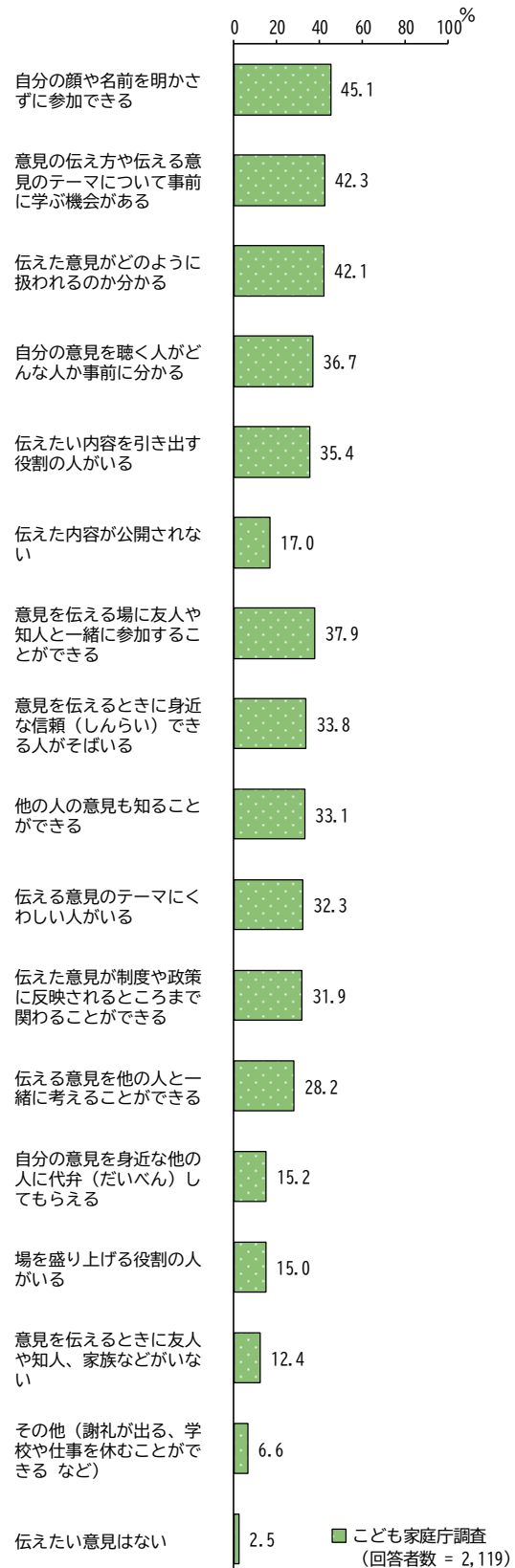
第2章 こども・若者を取り巻く現状

【参考（こども家庭庁調査）】

【30歳以上】



問 どのような工夫やルールがあれば、あなたは国や自治体に対して意見を伝えやすいと思いますか。



資料：令和6年度（2024年度）「川西市こども・若者の意見表明に関するアンケート調査 調査結果報告書」

7 ひきこもりや不登校などの状況

(1) ひきこもりの子ども・若者

平成 28 年（2016 年）度に内閣府が示した「若者の生活に関する調査報告書」によれば、全国の 15 歳から 39 歳までの若者のうち、1.57%の約 54.1 万人がひきこもり状態にあると推計されています。性別を見ると、男性が 63.3%、女性が 36.7%となっており、年代別では 10 代が 10%、20 代が 49.0%、30 代が 40.8%となっています。

ひきこもり状態になってからの期間については「7 年以上」が 34.7%と、最も多くの割合を占めています。年代別で見ると、15～19 歳、20～24 歳においては「6 ヶ月～1 年」の人が、それぞれ 20.0%、33.3%となっているのに対し、30～34 歳、35～39 歳では「7 年以上」がそれぞれ 70.0%、50.0%となっているなど、年齢を重ねるほど、長期に渡りひきこもりの状態が続く傾向にあります。

一方で、令和 4 年度（2022 年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」によると、川西市におけるひきこもり状態にある人の割合は 1.82%で、推計者数は 646 人となります。また、川西市の調査結果ではひきこもり親和群の割合が全国調査に比べて高く、全国が 4.81%であるのに対し、川西市は 9.53%となっています。

ひきこもりとなった理由としては、「就職活動がうまくいかなかった」や「職場になじめなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「不登校」などが挙げられます。

「川西市子ども・若者総合相談窓口」の相談件数の推移を見ると、ひきこもりなどを相談内容とする延べ件数は令和 5 年度（2023 年度）は 358 件で、うち新規相談者数は 48 人となっています。相談者には、就業支援機関と連携を取るなど継続した支援も行い、令和 5 年度（2023 年度）は 19 人が就業しています。

子ども・若者実態調査 平成 29 年度（2017 年度）調査及び国調査との比較

		回答者数	有効回答率	広義のひきこもり群	ひきこもり親和群
令和 4 年度 (2022 年度) 調査※1	一般	881 人	38.3%	16 人 (1.82%)	84 人 (9.53%)
	高校生	275 人	34.4%	0 人 (0.0%)	45 人 (16.36%)
	中学生	1,038 人	79.8%	7 人 (0.67%)	136 人 (13.10%)
平成 29 年度 (2017 年度) 調査	一般	1,114 人	37.1%	10 人 (0.90%)	79 人 (7.09%)
	高校生	898 人	93.5%	3 人 (0.33%)	93 人 (10.36%)
参考) 国※2		7,035 人	40.1%	144 人 (2.05%)	150 人 (4.81%) ※3

※1 令和 4 年度（2022 年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」令和 4 年（2022 年）1 月～5 月調査

- ・一般…19～39 歳、配付数 2,300 通
- ・高校生…市内の公立高等学校の 2 年生、配付数 800 通
- ・中学生…市内の公立中学校の 2 年生、配付数 1,300 通

※2 内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（令和 4 年（2022 年）11 月調査）15～39 歳 17,187 人対象

※3 令和 4 年（2022 年）の調査では「ひきこもり親和群」の項目がないため、平成 27 年（2015 年）の結果を掲載している。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

全国におけるひきこもり推計者数

	該当する回答者数	有効回答に占める割合	全国の推計者数※	
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	67 人	0.95%	36.5 万人	準ひきこもり 36.5 万人
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける	52 人	0.74%	12.1 万人	狭義のひきこもり 17.6 万人
7. 自室からは出るが、家からは出ない	25 人	0.36%	5.5 万人	
8. 自室からはほとんど出ない				
合計	144 人	2.05%	54.1 万人	広義のひきこもり 54.1 万人

資料：内閣府「若者の生活に関する調査報告書」（平成 27 年（2015 年）12 月調査）

※令和 4 年（2022 年）の調査では「全国の推計者数」の項目がないため、平成 27 年（2015 年）の結果を掲載している。

川西市におけるひきこもり推計者数

	該当する回答者数	有効回答に占める割合	川西市の推計者数	
5. ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	8 人	0.91%	323 人	準ひきこもり 323 人
6. ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどは出かける	8 人	0.91%	323 人	狭義のひきこもり 323 人
7. 自室からは出るが、家からは出ない	—	—	—	
8. 自室からはほとんど出ない				
合計	16 人	1.82%	646 人	広義のひきこもり 646 人

資料：令和 4 年度（2022 年度）「川西市子ども・若者実態調査結果報告書」

※推計者数は、令和 3 年（2021 年）12 月末時点での「川西市年齢別人口表（住民基本台帳）」から算出（15～39 歳の人口は 35,436 人）。

上表では「一般」群におけるひきこもりの発生率を採用している。

○ ひきこもりの定義

- ・広義のひきこもり 下記 1～4 の状態が 6 カ月以上続く人
- ・準ひきこもり 下記 1 の状態が 6 カ月以上続く人

- 1 ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
- 2 ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- 3 自室からは出るが、家からは出ない
- 4 自室からほとんど出ない

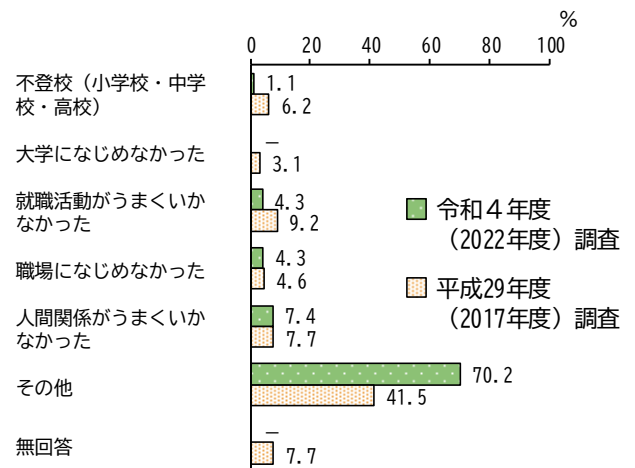
※ きっかけが「病気」「妊娠」「専業主婦・主夫又は家事手伝い」の人を除く。
また、「新型コロナウイルス感染症による外出制限」をきっかけとしているケースについても除いている。

○ ひきこもり親和群の定義

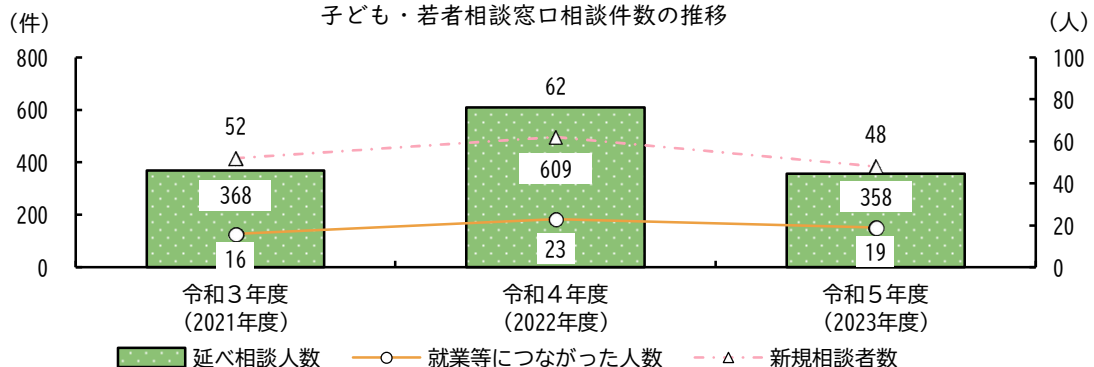
- ・下記 1～4 に 3 項目以上当てはまる人で、「広義のひきこもり」でない人

- 1 家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちがわかる
- 2 自分も、家や自室に閉じこもりたいと思うことがある
- 3 嫌な出来事があると、外に出たくなくなる
- 4 理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う

【一般】ひきこもりになったきっかけ（複数回答）



子ども・若者相談窓口相談件数の推移



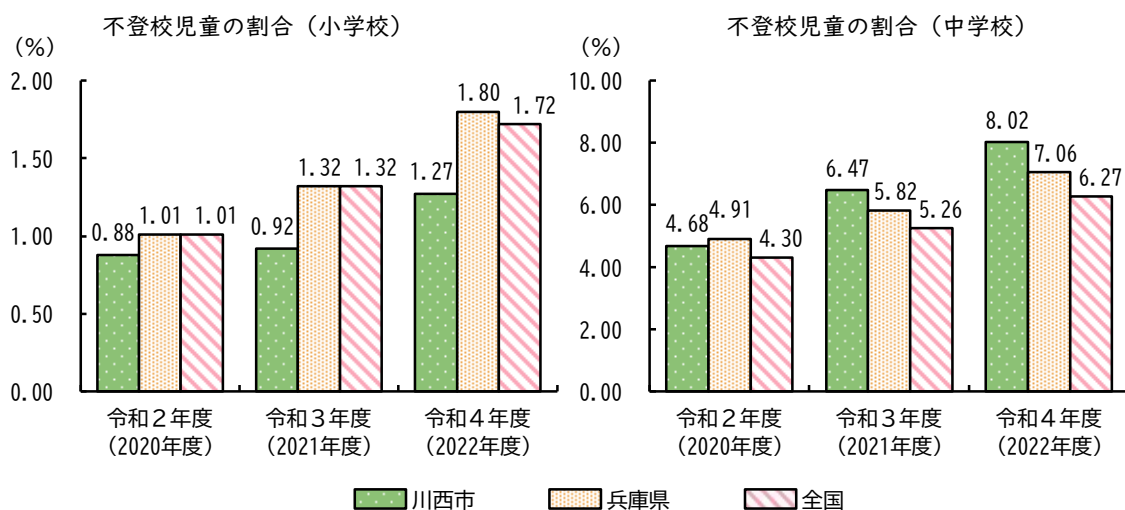
資料：川西市子ども・若者相談窓口利用実績

(2) 不登校

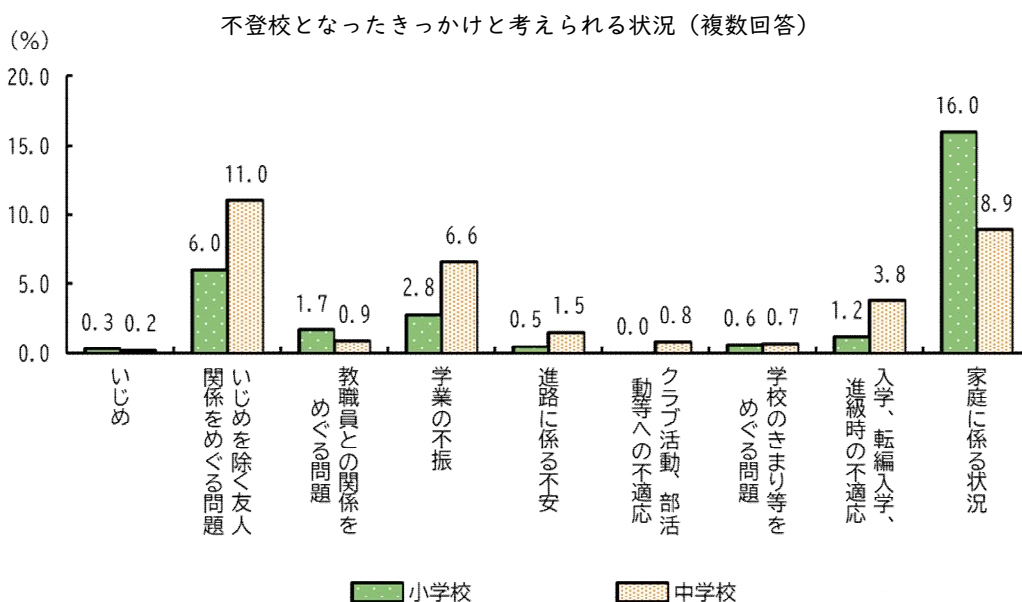
様々な原因・背景によって、学校に登校しない、もしくはできない児童・生徒がいます。

兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、令和4年度（2022年度）時点で、全国の不登校者の全体に占める割合は小学校で1.72%、中学校で6.27%であり、川西市における不登校者数の全体に占める割合は、小学校で1.27%、中学校で8.02%となっています。

また、兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、国公立小中学校の不登校の要因について、小学校では「家庭にかかる状況」が最も多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなっています。



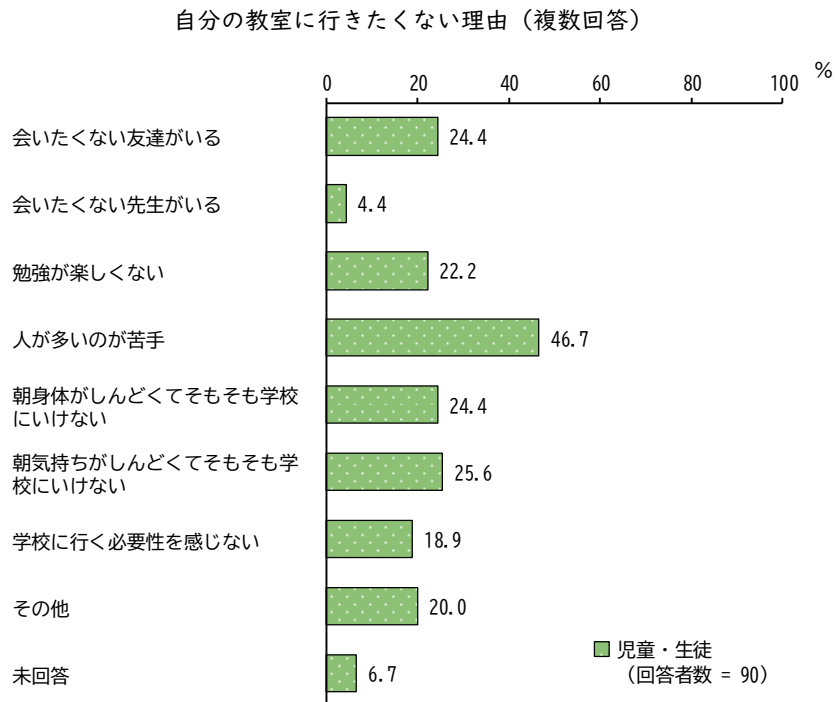
資料：兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」（令和2年度（2020年度）～令和4年度（2022年度））



資料：兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

第2章 こども・若者を取り巻く現状

川西市が実施した「児童・生徒の支援に関するアンケート」（令和6年度（2024年度））によると、児童・生徒の調査では「自分の教室に行きたくない理由」として、「人が多いのが苦手」の割合が46.7%と最も高く、次いで「朝気持ちがいんどくてそもそも学校にいけない」の割合が25.6%となっています。



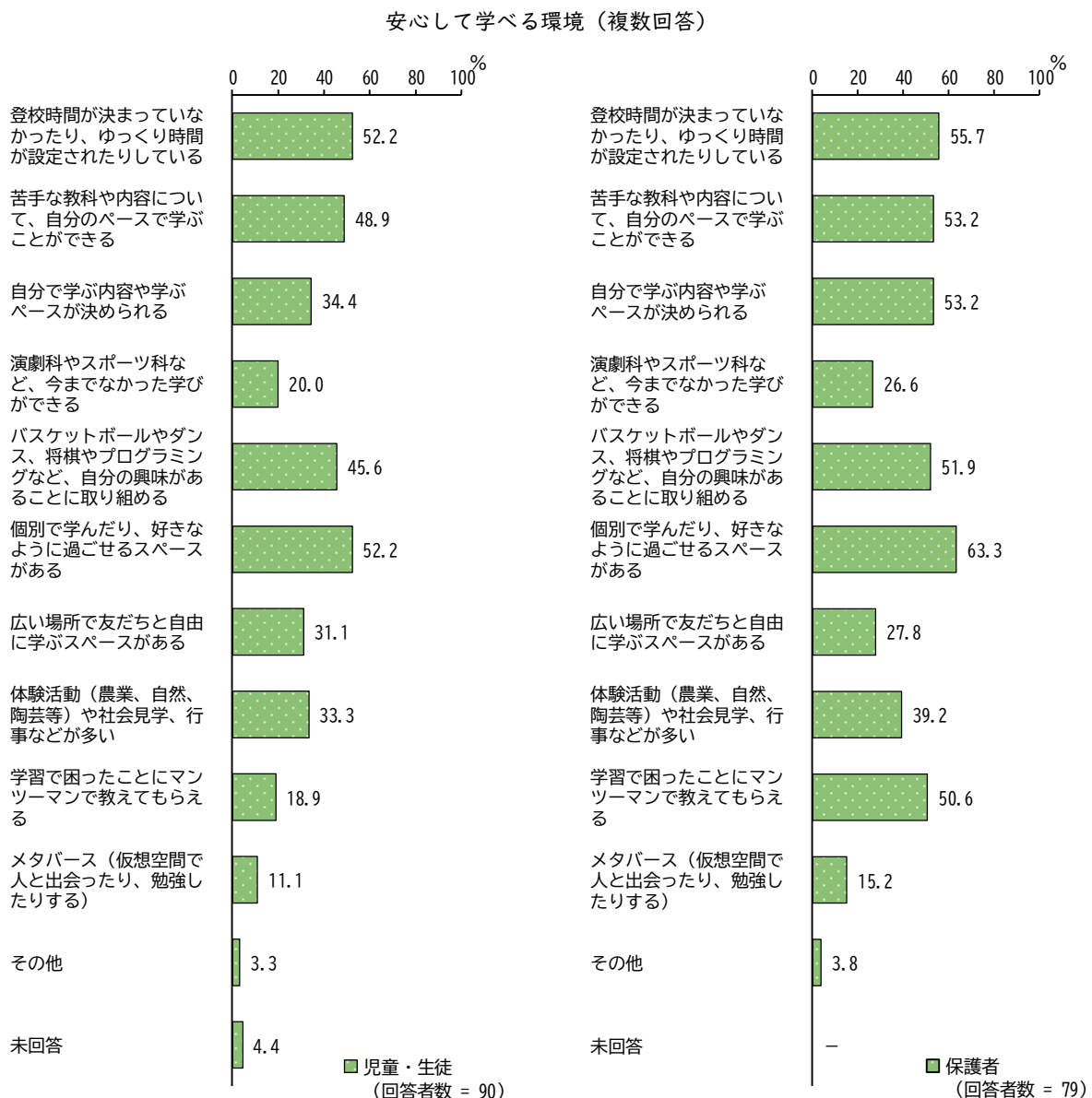
資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

【参考】

※不登校… 文部科学省の調査では、「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

「安心して学べる環境」については、児童・生徒の調査では、「登校時間が決まっていなかったり、ゆっくり時間が設定されたりしている」「個別で学んだり、好きなように過ごせるスペースがある」の割合が52.2%と高く、次いで「苦手な教科や内容について、自分のペースで学ぶことができる」の割合が48.9%となっています。

保護者の調査では、「個別で学んだり、好きなように過ごせるスペースがある」の割合が63.3%と最も高く、次いで「登校時間が決まっていなかったり、ゆっくり時間が設定されたりしている」の割合が55.7%となっています。



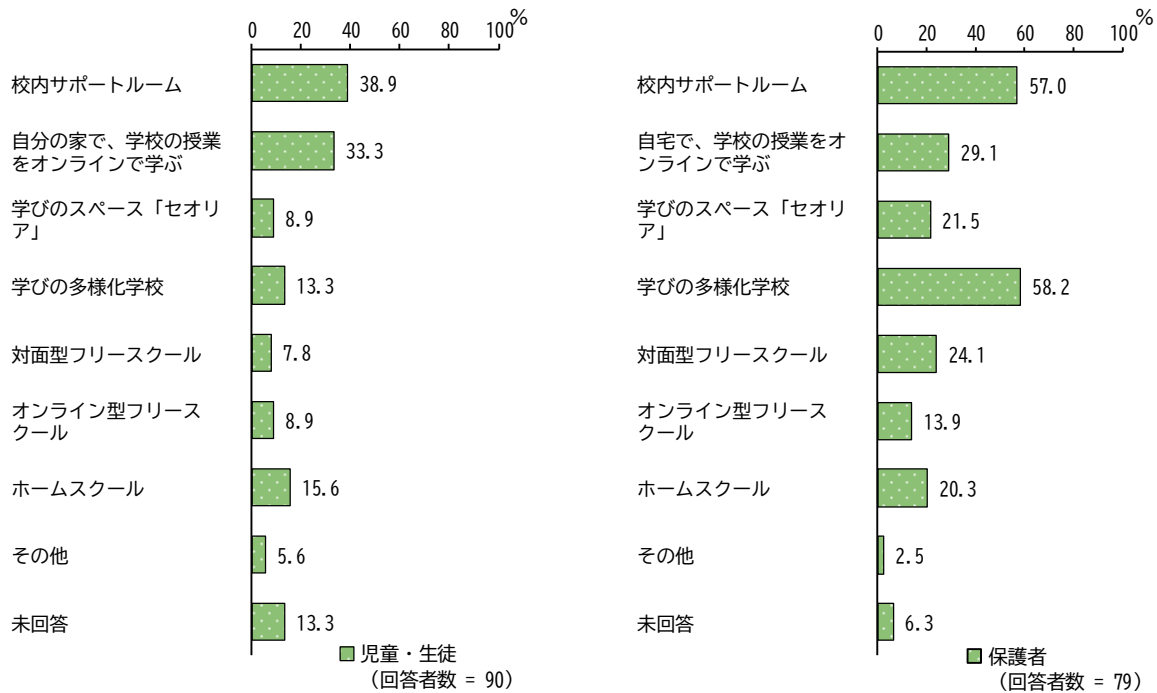
資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

「教室以外で安心して学べると思う場所」として、児童・生徒の調査では、「校内サポートルーム」の割合が38.9%と最も高く、次いで「自分の家で、学校の授業をオンラインで学ぶ」の割合が33.3%となっています。

保護者の調査では、「学びの多様化学校」※の割合が58.2%と最も高く、次いで「校内サポートルーム」の割合が57.0%となっています。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

教室以外で安心して学べると思う場所（複数回答）



資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

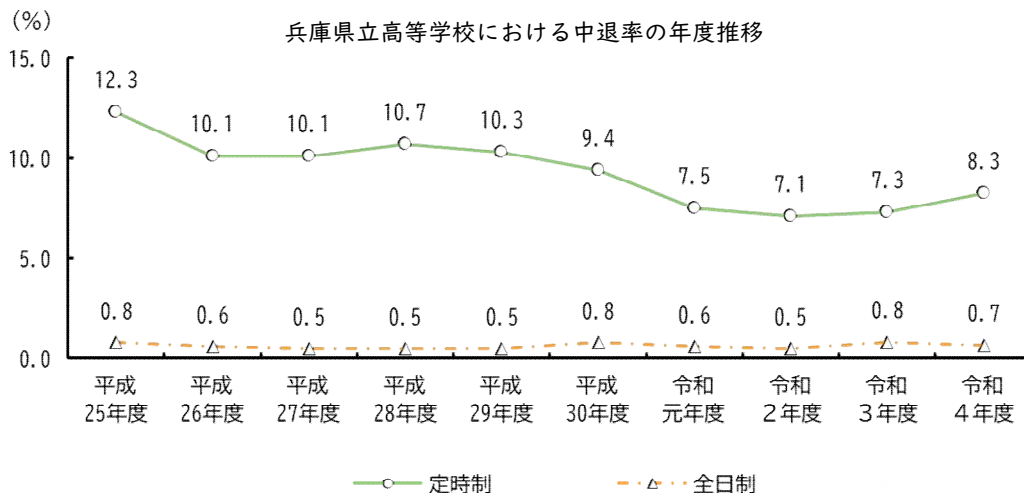
【参考】

※学びの多様化学校…学校に行きづらい児童生徒の実態に配慮し、特別の教育課程の編成による教育を行う学校のことです。

（3）高等学校中途退学者

兵庫県立高等学校における全日制課程の中退率は横ばい傾向にあり、令和4年度（2022年度）は528人、0.7%でした。一方、定時制課程では、減少傾向ではあるものの令和4年度（2022年度）は293人、8.3%となっています。

兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、中途退学の主な理由は「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」であり、これら3つの理由の合計が全体の90%を占めています。



資料：兵庫県「令和4年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

県立高等学校における中退の主な事由

単位：％

順位	1		2		3	
事由	進路変更		57.0	学校生活・学業 不適応	28.5	学業不振 5.4
	内訳	別の高校への 入学を希望	30.9			
		就職を希望	11.4			
		高卒認定試験 を希望	3.4			
		専修学校への 入学を希望	0.7			
		その他	10.5			

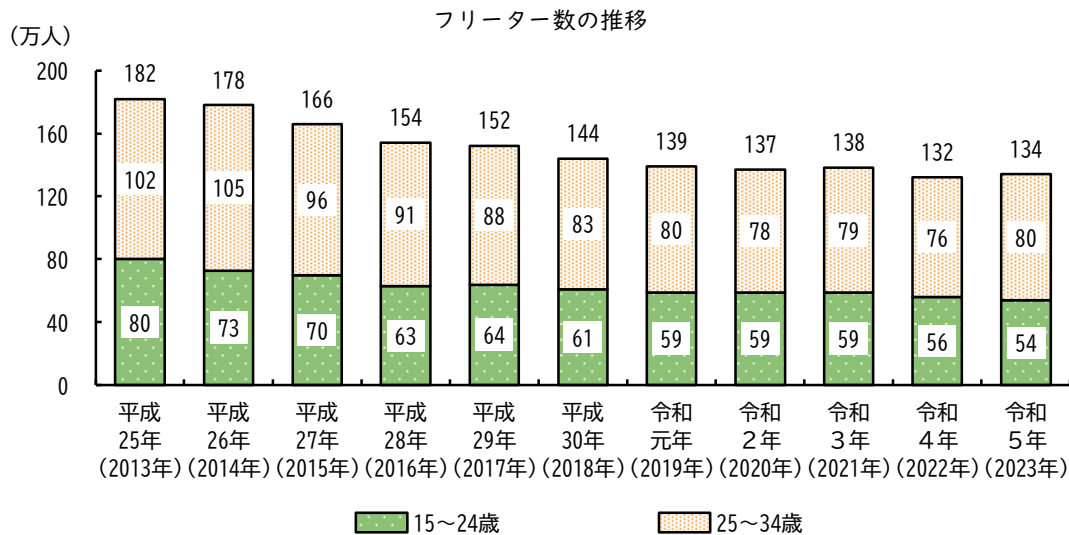
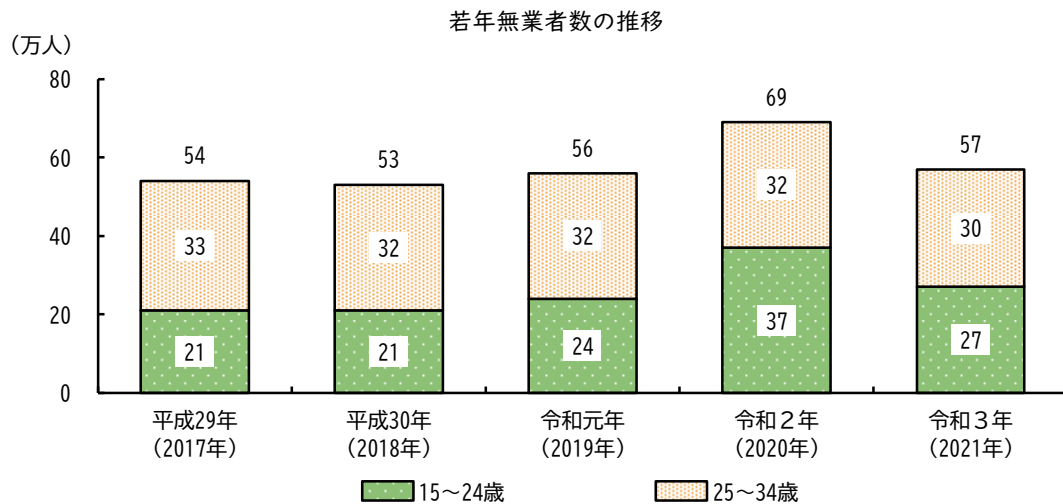
資料：兵庫県「令和４年度（2022年度）兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

(4) 若年無業者・フリーター

若者が充実した生活を送る上で就業は非常に重要であり、若年無業者（※1）やフリーター（※2）、非正規雇用率の高さなどが、産業構造や就業形態の変化による課題として挙げられます。

総務省「労働力調査」によると、若年無業者数は増加傾向にあり、特に令和2年（2020年）は令和元年（2019年）に比べ大きく増加し、約69万人となっています。

全国のフリーター数は、平成25年（2013年）の182万人をピークに年々減少し、令和元年（2019年）以降は横ばいとなっています。



※1 若年無業者…高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、普段収入を伴う仕事していない15歳から34歳

※2 フリーター…15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者であることに加え、勤め先またはその希望先がパート・アルバイト（家事や通学もしていない）の人

8 貧困の状況

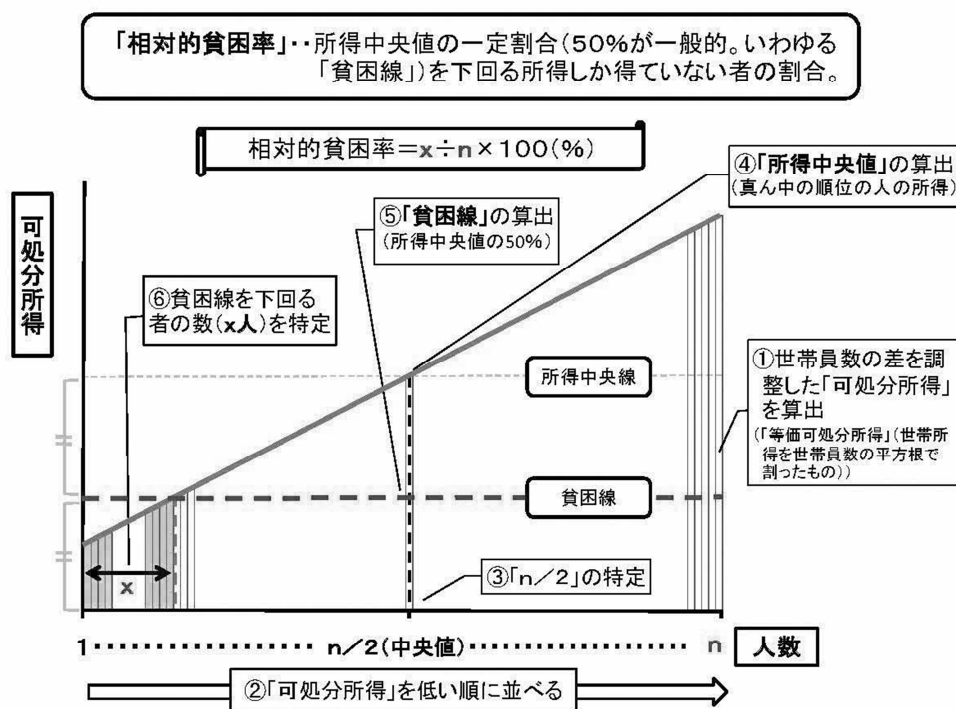
① 相対的貧困世帯の定義

貧困状態かどうかについては、客観的に判断する指標はなく、複数の指標を参考にしながら、便宜的に、ある一定の所得や消費水準を下回った場合に「貧困」とみなしているのが実情です。したがって、本調査において貧困状態かどうかを指し示す諸指標については、一定の幅を持って理解する必要があります。

なお、特定の固定値（絶対的な金額や状況）を貧困線として使用し、その水準を下回った場合を、「絶対的貧困」と呼ぶほか、OECD（経済協力開発機構）の統計など、一定の所得や消費水準（時点によって変移する金額や状況）を貧困線とし、それを下回る場合を「相対的貧困」と呼んでいます。

相対的貧困世帯とは、国が国民生活基礎調査（厚生労働省）により算出した貧困線に対応する世帯収入を下回る世帯とします。

国が国民生活基礎調査により算出した貧困線とは、等価可処分所得※の中央値の半分の額をいい、OECDの作成基準に基づき算出しています。



資料：厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21a-01.pdf>）

※等価可処分所得…世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

令和5年度（2023年度）に実施した、「川西市子育て支援に関するアンケート調査」では、保護者を対象とした調査で税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこで、国が国民生活基礎調査（厚生労働省）により算出した貧困線に対応する世帯収入を概算したうえで、相対的貧困となる区分を選定しました。

② 相対的貧困世帯の算出方法

まず、令和3年（2021年）国民生活基礎調査における所得5分位階級ごとに、平均可処分所得に対する平均所得の比となる係数を算出します。

	I世帯あたり 平均所得※(a)	平均可処分所得※(b)	所得五分位階級 ごとの係数(a/b)
第I（～211万）	133.1万円	118.4万円	1.12
第II（211万～358万）	284.3万円	246.2万円	1.15
第III（358万～546万）	443.6万円	366.7万円	1.21
第IV（546万～831万）	676.5万円	546.6万円	1.24
第V（831万～）	1,284.1万円	989.4万円	1.30

※「I世帯あたり平均所得」は税込みの収入、「平均可処分所得」は手取り収入（可処分所得）に該当する。

次に、令和3年（2021年）国民生活基礎調査における貧困線（127万円）に世帯人員の平方根を乗じて世帯人員別に相対的貧困線※を算出します。

世帯人員別の相対的貧困線に対応する上記の「所得五分位階級ごとの係数」を乗じることで、相対的貧困線の値に対応する世帯収入を概算し、この世帯収入を下回る世帯を相対的貧困世帯とします。

世帯人員	相対的 貧困線	係数	対応する 世帯収入	相対的貧困世帯 となる区分	相対的貧困 世帯数
2人	180万円	1.12	202万円	250万円未満	17世帯
3人	220万円	1.12	247万円	250万円未満	26世帯
4人	254万円	1.15	293万円	300万円未満	30世帯
5人	284万円	1.15	328万円	350万円未満	22世帯
6人	311万円	1.15	359万円	400万円未満	8世帯
7人	336万円	1.15	388万円	400万円未満	1世帯
8人	359万円	1.15	415万円	450万円未満	4世帯

※「相対的貧困線」は手取り収入（可処分所得）に基づく基準であり、「対応する世帯収入」は税込みの収入、「相対的貧困世帯となる区分」は本調査で尋ねた世帯全員の税込み収入。

③ 川西市の相対的貧困率

川西市の子どもがいる世帯の相対的貧困世帯数及び相対的貧困率は5.9%となっており、平成29年（2017年）度実施した「子どもの生活に関するアンケート調査」よりも低くなっています。

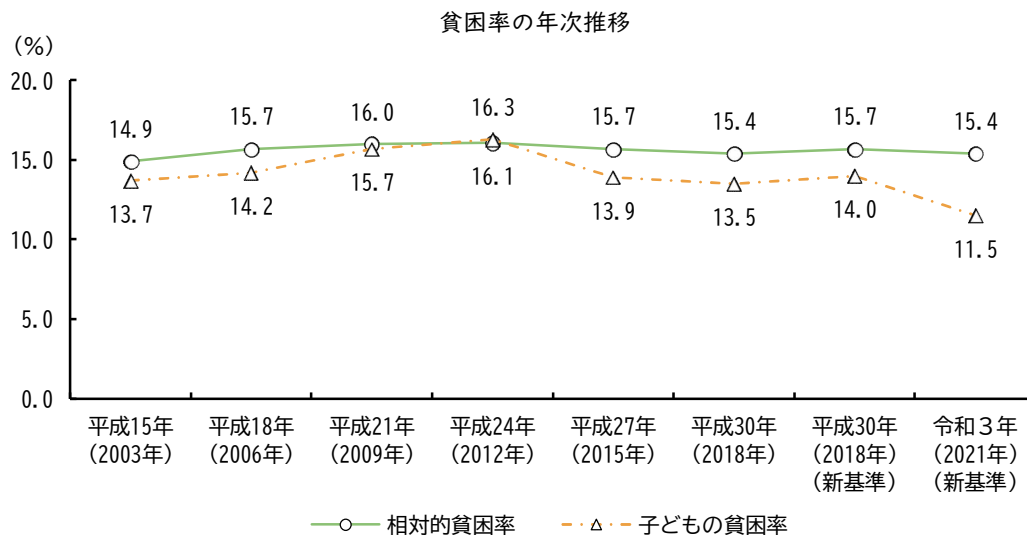
調査種類	保護者の回収数	相対的貧困世帯数	相対的貧困率
川西市子育て支援に関するアンケート調査	1,821世帯	108世帯	5.9%
子どもの生活に関するアンケート調査 (平成29年度(2017年度)実施)	2,202世帯	205世帯	9.3%

資料：令和5年度（2023年度）「川西市子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書」

4 全国の経済的な困窮

厚生労働省が示す令和4年（2022年）「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率※」は、令和3年（2021年）には11.5%となっています。

「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、高校などへの進学率は父子世帯の方が高く、大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

貧困線の推移

単位：万円

項目	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	平成30年 (2018年) (新基準)	令和3年 (2021年) (新基準)
貧困線	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

ひとり親家庭の子どもの進学率

単位：%

項目	母子世帯	父子世帯	全世帯
高校などへの進学率	94.5	96.2	98.9
大学などへの進学率	66.5	57.9	83.8

資料：令和3年度（2021年度）「全国ひとり親世帯等調査」、令和3年度（2021年度）「学校基本調査」

※子どもの貧困率…17歳以下の子ども全体に占める貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

第 3 章

計画の考え方

1 基本理念

すべてのこどもたちに最良のスタートを
～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～

（基本理念の考え方）

こどもたちが幸せでいることや、そこから広がる笑顔は、世代を超えたにぎわいを生み、多くの人を幸せにする力があります。そこで、まずこどもに笑顔（幸せ）になってもらいたいという思いから、本市の施策はこども・教育から始めます。

また、こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」としており、年齢で必要な支援がとぎれないよう、こどもや若者のそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくこととされています。

本基本理念の実現をめざし、こども・若者に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会のすべての主体が連携・協力し、支援の輪を広げることで、妊娠期から就学前、就学期、若者まで切れ目のない支援体制を構築し、本市こども・若者施策のより一層の充実を図ります。そして、すべてのこども・若者の今と将来にわたる幸せを実現できる社会をこども・若者とともに創っていきます。

2 基本目標

1. 親と子のいのちと健康を守る

妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、こどもと保護者の心身の健康と幸せを第一に考え、母子保健と児童福祉の両部門が連携・協働し、妊娠・出産・乳幼児の子育て期まで一貫した支援を行います。身近で気軽に相談できる体制を整え、寄り添ったサポートを行うことで子育て世帯の負担を軽減し、こどもたちの豊かで健やかな成長を支えます。

2. こどもたちを社会全体で健やかに育む

こどもたちを社会全体で育むため、地域などでこどもたちの体験の場や保護者の交流の機会を充実させます。一人ひとりのこどもを真ん中において、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のすべての人が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、みんなでこどもたちの育ちと子育てを応援します。

3. こどもが主体となる教育保育を提供する

こどもたちの健やかな成長のため、こども一人ひとりの安心感と信頼感が土台となり、主体性や意欲・自信・好奇心・探究心といった一人ひとりの資質・能力を育むことができるよう、すべてのこどもに対して、こどもが主体となる教育保育を実施するとともに、すべての就学前教育保育施設が連携して、質の高い教育保育環境を提供します。

さらに、希望する施設を利用できる環境をつくるため、保育所等の待機児童ゼロの継続と、入所保留児童の減少に向けて取り組むとともに、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図ります。

4. こども・若者の健やかな成長と自立を支援する

こども・若者一人ひとりが自分らしく充実感を持って社会生活を営むことができるよう、主体的な学びや育ちを習得できる教育環境を充実させます。また、互いの個性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちを実現するために、異なる世代や集団と交流・体験する機会を創出します。

5. こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する

障がいのあるこども・若者、外国にルーツをもつこども・若者などがともに育ち学び、多様性を尊重し合える共生社会を推進します。また、こども・若者が希望を持ち社会で過ごせるよう、ひきこもり・不登校の状態にあるこども・若者や、生きづらさを抱えるこども・若者に対し必要な支援を行います。

さらに、ヤングケアラー（※）や貧困の状態にある子育て家庭、ひとり親家庭への支援など、こどもの養育や経済面で困難を有するこども・若者、子育て家庭を支援します。

6. こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

子どもの権利条約やこども基本法の理念に則り、こどもや若者の人権を尊重する社会づくりを進めるため、こどもの人権についての啓発や相談、支援体制を充実させます。

また、こども・若者に関する政策について、ともにまちをつくる主体としてこどもや若者などが意見を表明や参加できる機会を保障し、こどもや若者の最善の利益を優先して反映します。

【参考】

※ヤングケアラー…家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことをヤングケアラーといいます。

<基本理念>

すべてのこどもたちに最良のスタートを
～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～

第4章 施策の展開

- 基本目標1 親と子のいのちと健康を守る
- 基本目標2 こどもたちを社会全体で健やかに育む
- 基本目標3 こどもが主体となる教育保育を提供する
- 基本目標4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する
- 基本目標5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する
- 基本目標6 こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

第5章 事業計画

量の見込みと提供体制の確保

(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

第6章 就学前教育保育施設のあり方

第4章

施策の展開

重点施策・施策体系

本計画においては、こども・若者を取り巻く現状と課題を踏まえ、次のとおり重点施策を展開します。重点施策に係る具体的な取り組みやその内容については、基本目標ごとに記載しています（85 ページ以降）。

なお、具体的な施策展開にあたっては、各年度の予算に応じて、追加・削除する可能性があります。

1. 親と子のいのちと健康を守る

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

① 母子保健サービスの提供

- 産前・産後ヘルパー派遣事業実施
- 産後ケア事業実施
- 母子保健と児童福祉の連携強化

(2) 保護者に寄り添った相談支援

① 相談支援の提供

- 子育てコーディネーター事業実施

2. こどもたちを社会全体で健やかに育む

(1) 多様な子育て支援施策の提供

① 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

- 【再掲】子育てコーディネーター事業実施

② 子育て支援ネットワークの推進

③ 子育て家庭の経済的な負担の軽減

(2) 安心して過ごせる場の確保と遊びや学び、体験活動の充実

① こどもや保護者が安心して過ごせる場の確保

② こどもの多様な体験や学びの機会の充実

- 【新規】学校等を活用したこどもの居場所づくり
- 【新規】多様な学びの機会の拡充
- 市内中学校における部活動の社会移行の推進

3. こどもが主体となる教育保育を提供する

(1) 就学前の教育保育環境の整備

① 就学前の教育保育施設の整備・充実

- 【新規】こども誰でも通園制度の運用

② 就学前教育・保育の質の向上に関する取組の推進

- 【新規】就学前教育保育の拠点施設の取組実施

(2) 多様な保育サービスの提供

- ① 多様な保育サービスの提供
- ② 放課後児童対策の充実
 - 【新規・再掲】学校等を活用したこどもの居場所づくり

(3) 子育てと仕事の両立の推進

- ① 性別に関わらず誰もが家庭と仕事を両立できる社会づくり
- ② 子育てと仕事が両立できる働き方の促進
- ③ 多様な働き方の支援

4. こども・若者の健やかな成長と自立を支援する

(1) 生きる力の育成と社会関係の構築

- ① 教育環境の充実
 - 【新規】川西の教育アクションプラン実践事業の充実
 - 【新規】小中学校体育館への空調設備の設置推進
- ② 多様な文化や価値観の理解と体験・交流の促進
 - 地域の活動スペースの充実

(2) 充実した社会生活を営むことができるようにするための支援

- ① 就労への支援
- ② 文化・スポーツ活動等の応援
 - 文化・スポーツ活動等の応援

(3) こども・若者が安全に安心して暮らせる環境整備

- ① こども・若者の交通安全を確保するための活動の推進
- ② こども・若者を犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進
- ③ こども・若者が安心して生活できる環境づくり

5. こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する

(1) こども・若者の多様性を尊重し合える社会づくり

- ① セクシュアルマイノリティ、外国にルーツをもつこども・若者への支援
- ② 障がいのあるこどもへの支援
- ③ ひきこもり・不登校などへの支援
 - 校内サポートルームの拡充
 - 【新規・再掲】多様な学びの機会の拡充

(2) 困難を有するこども・若者とその家族の支援

- ① ひとり親家庭への支援
- ② ヤングケアラーへの支援

③ 児童虐待防止策の充実

- 【再掲】母子保健と児童福祉の連携強化

④ 経済的に困難を有する子ども・若者とその家族の支援

6. 子ども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

(1) 子ども・若者が意見表明・参加できる機会の保障

① 子ども・若者参加条例の周知

- 【新規】子ども・若者参加条例の周知

② 子ども・若者の意見表明・参加の機会の充実

- 【新規】子ども・若者参加条例を踏まえた事業の実施

(2) こどもの人権を尊重する社会づくり

① こどもの人権学習機会の促進

- 人権課題に関する学習機会の充実

(3) こどもたちの相談・支援体制の充実

① 子どもの人権オンブズパーソン事業

基本目標Ⅰ | 親と子のいのちと健康を守る

(Ⅰ) 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

① 母子保健サービスの提供

各種健診や訪問事業等を通して母子とその家族を支援し、適切なサービスが提供できるよう、その環境整備に努めます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	治療費・検査費の助成事業（不育症・不妊治療ペア検査）の実施	不育症の治療費及び検査費・夫婦で受けた一般不妊治療のために必要な検査費の一部を助成する。	妊娠前	保健センター・予防歯科センター
2	妊婦歯科健診の実施	この時期に大切な歯周病予防と、こどもの生涯の歯と口の健康のために今できることを指導することで、母子ともに健康な歯と口の健康維持をめざす。	妊娠期	保健センター・予防歯科センター
3	母子健康手帳の交付及び支援	妊娠・出産・子育て期にわたって安心して過ごせるように、保健師等が妊婦と面接を行い、母子健康手帳を交付し、相談・保健指導を行うとともに各種制度や子育て関連情報を説明する。	妊娠期・出産	保健センター・予防歯科センター
4	妊婦健康診査費の拡充	妊婦健康診査費用の助成を拡充する。	妊娠期・出産	保健センター・予防歯科センター
5	助産施設入所委託の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設に入所し、出産できるよう支援する。	妊娠期・出産	こども若者相談センター
6	産科医療の環境整備	妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。	妊娠期・出産	保健・医療政策課
7	かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、インターネットによる情報発信等、様々なPR媒体による広報活動に努める。	妊娠期・出産・乳幼児期	保健・医療政策課
8	妊婦・子育て家庭への伴走型支援と経済的支援の一体的実施	妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、妊娠・出産・育児を通して個々の家庭の状況に応じ、寄り添った支援を行う。また、妊娠時と出産時に経済的支援を実施する。	妊娠期・出産・乳幼児期	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター
9	【重点】産後ケア事業、産前・産後ヘルパー派遣事業の実施	必要な方に対し、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊等を提供し、保健指導等の支援を実施する。また、妊娠中から出産後において、ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行う。	妊娠期・出産・乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
10	各種教室（妊娠中・離乳食や幼児食・歯科や育児）の実施	妊娠中の母親学級や両親学級、プレパパ＆ママの離乳食教室、子育て中のもぐもぐ離乳食教室や歯科の教室など、妊娠期から子育て期間に渡る様々な教室を開催する。	妊娠期・乳幼児期	保健センター・予防歯科センター

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
11	訪問事業（妊婦・新生児・産婦・乳幼児・健診未受診）の実施	希望する方や必要な方へ家庭訪問を行い、健康や子育てなどの相談・助言を行う。また、乳幼児健康診査が未受診の場合に訪問し、状況把握に努める。	妊娠期・乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
12	【重点】母子保健と児童福祉の連携強化	妊娠期から子育て期にわたり母子保健や育児に関する相談を受け指導を行うほか、妊産婦及び児童の福祉に関し、必要な実情の把握を行い、支援を必要とする妊産婦や家庭に対して、利用可能な母子保健・福祉サービスなどを提案し、サポートプランの作成を行うなど、包括的な支援を実施する。	妊娠期・出産・乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター
13	乳幼児健康診査（4か月、10か月、1歳6か月、3歳）、歯科健診・教室の実施	乳幼児の健康の保持及び増進のため、疾病または異常の早期発見に努め、相談や助言を行う。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
14	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関と連携しながら、相談を実施する。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
15	未熟児養育医療費の給付	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付する。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
16	障がい児歯科診療の実施	一般の歯科医院では治療が困難な方の歯科診療、定期歯科健診、指導を行う。	乳幼児期・学童期	保健センター・予防歯科センター
17	阪神北広域こども急病センターの周知	夜間・休日でのこどもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。	乳幼児期・学童期・思春期 (15歳以下で中学生まで)	保健・医療政策課
18	定期予防接種の推進	国における定期予防接種化等の制度変更に適切に対応し、接種機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。	乳幼児期・学童期・思春期	保健センター・予防歯科センター

（２）保護者に寄り添った相談支援

① 相談支援の提供

子育て家庭の不安や負担感を軽減することができるよう、専門的な相談につなぐなど適切な相談支援に努めます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	心の相談の充実	日常生活のストレス、ひきこもりなどで、精神に障がいや来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士などが相談に応じる。	全年齢	障害福祉課
2	【重点】子育てコーディネーター事業の実施	妊娠期から、乳幼児期にかけて、その保護者とこどもに対し、子育てコーディネーターが、子育てに関する相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、必要な地域資源に繋げる。	妊娠期・出産・乳幼児期	こども若者相談センター

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
3	障害児相談支援の実施	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	こども支援課
4	利用者支援事業の実施	妊婦・こども・保護者等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、子育て支援活動のネットワークづくり等、必要な支援を行う。関係課がそれぞれの役割を分担し、事業を実施する。	乳幼児期	こども若者相談センター 入園所相談課 保健センター・ 予防歯科センター
5	家庭総合相談事業の実施	18歳未満のこどもを養育している家庭の相談に応じる。また、必要に応じ、各関係機関と連携を図り、一人ひとりに対応した子育て支援を行う。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	こども若者 相談センター

基本目標 2 | こどもたちを社会全体で健やかに育む

(1) 多様な子育て支援施策の提供

① 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

身近なところで子育て中の保護者とこどもが気軽に集まれる場所を増やし、個々のニーズに応じた子育てに関する相談支援や情報提供が行えるようにします。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【重点】【再掲】子育てコーディネーター事業の実施	妊娠期から、乳幼児期にかけて、その保護者とこどもに対し、子育てコーディネーターが、子育てに関する相談に応じ、必要な情報を提供するとともに、必要な地域資源に繋げる。	妊娠期・ 出産・ 乳幼児期・ 学童期	こども若者 相談センター
2	こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を、子育てコーディネーターが訪問し、子育て相談に応じ、子育て情報を提供する。また、訪問時に絵本をプレゼントし、絵本を通じた保護者とこどもの絆づくりを促す。	乳幼児期	こども若者 相談センター
3	子育て交流会「あかちゃんといっしょかわにしプログラム」の実施	生後2ヶ月から5ヶ月までの第1子の母親を対象に、連続4回の川西市オリジナルプログラムを提供し、参加者に、子育てに関する知識と情報を提供しながら、交流を促し、子育てに関する不安の軽減と、仲間作りを図る。	乳幼児期	こども若者 相談センター
4	【再掲】利用者支援事業の実施	妊婦・こども・保護者等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、子育て支援活動のネットワークづくり等、必要な支援を行う。関係課がそれぞれの役割を分担し、事業を実施する。	乳幼児期	こども若者相談センター 入園所相談課 保健センター・ 予防歯科センター
5	地域子育て支援拠点の運営	こどもとその保護者に交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育てに関する相談に応じる。	乳幼児期	こども若者相談センター 入園所相談課 教育保育課 こども政策課
6	子育てに関する学習機会の充実	多胎児・0歳児、異年齢交流会等の子育て支援講座を開催し、こどもと保護者、こども同士、保護者同士が交流しながら学び集う場を提供する。	乳幼児期	こども若者相談センター 教育保育課 こども政策課
7	子育て情報提供の充実	子育て支援情報などを発信するアプリを運用する。 また、子育て支援情報を始め、保育所や幼稚園等、子育てに関する多くの情報を冊子にまとめ、市内すべての子育て中の方に無料で配布する。	乳幼児期	こども政策課 こども若者相談センター
8	民生委員・児童委員の活動	地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員が子育て相談や見守りなど、子育て支援を行う。	乳幼児期	地域福祉課
9	乳幼児向け救急救命法講習会の開催	0～1歳11ヶ月のこどもと保護者を対象に、災害等の事故に遭遇した	乳幼児期	こども若者 相談センター

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
		ときにすみやかに対処出来るよう、心肺蘇生法・AED の使用方法・誤飲の対処法等について、救急救命士より学ぶ。		
10	かわにし子育てフェスティバルの実施	子育てに関わる機関や団体が企画運営し、毎年1回開催する。内容は、おもちゃ作り、人形劇等の交流の場を提供しながら、子育て相談に応じ、子育て情報の提供を行って、子育てを支援する。	乳幼児期・学童期	こども若者相談センター
11	養育支援訪問事業の実施	養育支援が必要であると判断した児童及びその保護者、又は特定妊婦に対し、養育が適切に行われるよう専門員が養育に関する相談、指導、助言など支援を図る。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター
12	【再掲】家庭総合相談事業の実施	18歳未満のこどもを養育している家庭の相談に応じる。また、必要に応じ、各関係機関と連携を図り、一人ひとりに対応した子育て支援を行う。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
13	子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、ヘルパー等を派遣し、当該家庭の抱える諸問題の軽減及び解決を図る。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
14	ペアレント・トレーニング受講機会の提供	発達が気になるこどもを持つ保護者や、こどもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学ぶ講習会を実施する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
15	虐待防止のための子育て講座の実施	赤ちゃんを迎える父母やこどもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学ぶ講習会を実施する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター

② 子育て支援ネットワークの推進

地域社会全体でこどもを見守り育てる意識の醸成やネットワークづくりを進めるとともに、地域のこどもたちの健やかな成長を促す環境整備を行います。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	すくすくベビールームの周知	子育て家族が外出しやすい環境づくりを推進するため、授乳やおむつ交換可能なスペースを確保している施設を市に登録し広く公表する。	乳幼児期	こども若者相談センター
2	一時保育の推進	子育て中の男女が講座受講など様々な活動に参加できるよう保育体制の整備に努める。	乳幼児期・学童期	人権推進多文化共生課 こども若者相談センター
3	地域子育て支援事業の実施	地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルームの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	乳幼児期・学童期	教育保育課
4	子どもの読書活動推進協議会の運営	「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整に努める。	乳幼児期・学童期・思春期	中央図書館

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
5	ボランティア活動支援	子育て支援にかかるボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣など、子育てにかかるボランティア事業の充実を図る。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	地域福祉課
6	学校運営協議会の質的向上	市内全校園において学校運営協議会を設置し、地域の代表者と学校教職員とで年に数回協議を行う中で、学校と地域の連携協働を進めていく。	学童期・ 思春期	教育保育課
7	地域学校協働本部の設置	市内全校園で、地域学校協働活動のコーディネーターとなる支援員を選出し、その中から中学校区の代表1名を、中学校区全体を統括する推進員として選出する。その支援員と推進員を中心に、地域団体が緩やかなネットワークを構築し、各地域の特色を生かした活動を推進する。	学童期・ 思春期	教育保育課
8	子ども・若者支援地域協議会の開催	困難を有するこども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者 相談センター

③ 子育て家庭の経済的な負担の軽減

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、妊娠や出産、医療費、教育保育など、子育てのそれぞれの場面において、各種手当等の経済的支援を行います。

なお、今後も市の財源確保を行い、社会環境の変化に応じ、支援策の拡充を検討します。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】妊婦健康診査費の拡充	妊婦健康診査費用の助成を拡充する。	妊娠期・ 出産	保健センター・ 予防歯科センター
2	出産育児一時金の支給	国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	出産	国民健康 保険課
3	保育料の無償化及び多子軽減の実施	3～5歳児の保育料と0～2歳児の生活保護世帯、住民税非課税世帯の保育料を無償とするほか、多子世帯の軽減（第2子半額、第3子以降無償）を行う。	乳幼児期	入園所相談課
4	無償化の対象施設となっていない多様な集団活動等への利用給付	地域子ども・子育て支援事業として、就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料への給付を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	乳幼児期	入園所相談課
5	乳幼児等医療費の助成	0歳児から小学3年生の乳幼児等の通院・入院医療費の全部を助成する。	乳幼児期・ 学童期	医療助成・ 年金課
6	児童手当の支給	国制度に基づき、次代の社会を担うこども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、高校生年代までの児童を養育している人を対象に支給する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	こども支援課
7	子育て世帯の市営住	中学校を卒業するまでの子と同居している者を対象に、原則10年を	乳幼児期・ 学童期・	住宅政策課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
	宅期限付入居制度の実施	期間とした期限付住宅の入居者募集を行う。(所得制限あり。)	思春期	
8	留守家庭児童育成クラブ育成料の減免	こどもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。	学童期	入園所相談課
9	こども医療費の助成	小学4年生から中学3年生のこどもの通院・入院医療費と高校3年生(高等学校などに通っていない方も対象)までの入院医療費の全部を助成する。	学童期・思春期	医療助成・年金課
10	空き家改修費用の助成	若年・子育て世帯が、自己の居住用に市内の空き家を取得して改修するとき、その改修工事費用の一部を助成する。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期	住宅政策課
11	ニュータウンへの子育て世帯等の転入・定住の推進	若年・子育て世帯が暮らしやすい良質な新築・中古住宅取得等にかかる費用の一部を助成する。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期	住宅政策課

(2) 安心して過ごせる場の確保と遊びや学び、体験活動の充実

① こどもや保護者が安心して過ごせる場の確保

公共施設における事業実施や施設・遊び場の開放、交流の場を提供すること等を通じて、こどもたちが安全で安心に過ごせる場の確保を進めます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	知明湖キャンプ場管理・運営	キャンプ、自然体験活動を通して、自然を満喫することができる場を管理・運営する。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
2	【再掲】地域子育て支援拠点の運営	こどもとその保護者に交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育てに関する相談に応じる。	乳幼児期	ども若者相談センター 入園所相談課 教育保育課 こども政策課
3	遊び場の開放	親子や児童が安心して集まれる身近な場として遊戯室(乳幼児期)や、体育室(乳幼児期、学童期)を開放する。	乳幼児期・学童期	こども政策課
4	久代児童センターの運営	市内に居住する0～18歳未満のこどもやその保護者対象に、子育て支援や健全育成に資する事業を実施するセンターを運営する。 また、同センターの今後のあり方について検討する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども政策課
5	公民館講座の実施、自習室の開設	公民館講座を実施するとともに、夏休み等の長期休暇期間中に空き室を自習室として開放する。	乳幼児期・学童期・思春期	公民館
6	図書館の運営	司書の選定した絵本や児童図書、子育てに関する図書を収集、整理、保存し、貸し出しを行うとともに、閲覧の場を提供する。 また、電子図書館に児童向けコンテンツや育児関連コンテンツを拡充	乳幼児期・学童期・思春期	中央図書館

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
		し、来館不要の読書環境を提供する。		
7	特色ある公園づくりの推進	地域にとってより愛着の持てる公園をめざして、地域が主体となった公園の利用ルールの見直しの取組への支援を進める。	乳幼児期・学童期・思春期	公園緑地課

② こどもの多様な体験や学びの機会の充実

地域団体やボランティア等の協力を得ながら、こどもたちに学習や体験の場を提供することにより、豊かな人間性や社会性を育む機会を創出します。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	文化財関連講座の実施	文化財に関する教室や昔遊び等の体験講座を実施する。広報誌等を通じて一般公募した参加者とともに、史跡巡りハイキングやスタンプラリーを実施する。	全年齢	生涯学習課
2	黒川里山センターの管理・運営	黒川地区における豊かな自然環境と里山の保全、教育の振興及び観光の推進を行うセンターの管理・運営を図る。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
3	食育の推進	市健幸まちづくり計画（市食育推進計画）に基づき、健康、消費生活、産業振興、農政、美化推進、教育・保育、地域団体、事業者など多方面と連携を取り合うことで、広範囲にわたる食育推進を図る。	全年齢	保健センター・予防歯科センター
4		学校園所での様々な活動を通じて、発達段階に応じた食に関する知識と食を選択する力の習得、健全な食生活の実践につなげます。	乳幼児期	給食課、教育保育課
5			学童期・思春期	給食課、教育保育課
6	幼児教室の開催	遊びや体験を通して楽しみながら保護者同士の交流できる場を開催する。	乳幼児期	こども政策課
7	食べきりラリーの実施	幼児期から食品ロス削減とごみの減量を意識付けるため、給食やお弁当を食べ残さない体験をする。	乳幼児期	美化推進課
8	おはなし会の実施	主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。	乳幼児期・学童期	中央図書館
9	こども向けごみ学習会の実施	紙芝居やペットボトルの分別体験など、年代にあわせた内容で、ごみの減量や分別について学習する。	乳幼児期・学童期	美化推進課
10	ふクレルの実施	サイズアウトしたこども服を市内で有効活用し、子育て支援・ごみ減量意識の向上につなげる。	乳幼児期・学童期	美化推進課
11	青少年団体活動への支援	広く市民を対象として実施される青少年の健全育成に関する事業や青少年地域活動団体の指導者の養成に必要な研修の受講に対して補助金を交付し、活動を支援する。スポーツ少年団への補助金交付を行い、青少年の健全育成を図る。	乳幼児期・学童期・思春期	こども政策課・文化・観光・スポーツ課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
12	学校・地域の連携推進	市内全校園で、地域学校協働活動のコーディネーターとなる支援員を選出し、その中から中学校区の代表1名を、中学校区全体を統括する推進員として選出する。その支援員と推進員を中心に、中学校区単位や学校単位で地域と学校それぞれの活動における連携・協働を推進する。	乳幼児期・学童期・思春期	教育保育課
13		トライやるウィーク等の職業体験、学校園所等を対象とした団体貸出の拡充、電子図書館の学校連携等により、学校・地域との連携を推進する。		中央図書館
14	こどもの居場所に関する支援や情報発信	川西市社会福祉協議会と連携し、こども食堂や学習支援などのこどもの居場所づくりの活動を行う団体への支援を行うほか、各取組の情報発信に取り組む。	乳幼児期・学童期・思春期	こども政策課
15	読書支援	マルチメディアデジ図書の提供や、学校園所等を対象とした団体貸出の拡充、電子図書館の学校連携等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。	乳幼児期・学童期・思春期	中央図書館
16	消費者啓発活動の実施	「夏休みくらしの親子講座」を通じて、金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費者行動などの生活全般の基本的な知識を学習する機会を提供する。	乳幼児期・学童期・思春期	消費生活センター
17	児童教室の開催	こどもたちの創造性を育み、健全な遊びをとおしての「なかまづくり」を進める。	学童期	こども政策課
18	里山体験学習事業の実施	市内の小学4年生を対象に、黒川地区を舞台に様々な施設・自然保護ボランティアから協力を得ながら、里山を通じて環境学習や郷土大切にする心情を深める。	学童期	教育保育課
19	キッズ リ・ぼ・んの実施	こども向けのごみの減量や環境体験学習と、こどもたちだけで開催するフリーマーケットを実施する。	学童期	美化推進課
20	エコクッキングの実施	民間企業と協働で、小学生と保護者を対象に、調理過程でできる食品残渣や使用エネルギーについて考える環境イベントを開催し、実際に調理体験を実施する。	学童期	美化推進課
21	【重点】【新規】学校等を活用したこどもの居場所づくりの実施	学校施設を活用し、安全・安心な居場所を提供することで、大人が見守りを行う放課後児童居場所づくり事業を実施する。	学童期	入園所相談課
22	きんたくん学びの道場の実施	児童の学習習慣を定着させる手立ての一つとして、放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育保育課
23	地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)等の支援	スポーツ少年団への補助金交付や各スポーツクラブ21との相互連絡・協議を行うことで、青少年の健全育成を図る。	学童期・思春期	文化・観光・スポーツ課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
24	夏休み特別事業の実施	夏休みにこどもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。	学童期・思春期	中央図書館
25	【重点】【新規】多様な学びの機会の拡充	川西市型の多様な学び方のあり方を調査研究し、児童生徒への支援体制の充実を図る。	学童期・思春期	教育保育課
26	【重点】市内中学校における部活動の社会移行の推進	これまで中学校で行われてきた部活動を、持続的にスポーツ、文化・芸術に親しむ機会へと転換させるため、各種協会や民間団体、教職員、保護者などと連携しながら、地域クラブとしての活動へと移行していく。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課
27	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業の実施	市内中学2年生全員が、5日間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所で、体験的学習を行う。 「心の教育」を中心とした全体的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を構築する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課
28	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」における保育所等での受入れ	保育所等において、中学2年生の「トライやる・ウィーク」の活動受け入れを行い、中学生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課

基本目標3 | こどもが主体となる教育保育を提供する

(1) 就学前の教育保育環境の整備

① 就学前の教育保育施設の整備・充実

女性の就業率の上昇に伴う教育・保育ニーズの変化や国の新たな制度に対応するため、こどもたちの年齢や地域ニーズ等に応じた教育保育環境の整備を進めます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	就学前教育保育施設の整備・定員確保	令和10年度開設をめざし、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を2施設整備する。また、保育需要に対応する定員確保は、民間事業者と連携し取組を進める。 定員に満たない1号認定と、増加が見込まれる2号認定の推移を考慮しながら適宜1号・2号の定員変更を行う。また、各施設にて弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っているため、保育ニーズの動向を考慮しつつ、定員内での受け入れに努める。	乳幼児期	こども政策課 入園所相談課
2	【重点】【新規】こども誰でも通園制度の運用	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備し、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる制度を令和8年度から実施する。	乳幼児期	こども政策課 入園所相談課
3	教育保育施設の安全確保と設備の充実	施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、教育保育施設の改修や備品の充実に努める。	乳幼児期	教育総務課

② 就学前教育・保育の質の向上に関する取組の推進

こどもたちが、安定した教育・保育を受けられるよう人材の確保に努めるほか、健やかに育ち学べるよう、各種研修や各施設・機関の連携を通じて教育・保育関係者の質の向上を図ります。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	教育保育の質の向上に向けた研修等の充実	教育保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し、教育保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修を継続して実施し、質の向上を図る。 また、教育保育の質について定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び教育保育施設の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。	乳幼児期	教育保育課
2	保育士確保対策(民間保育施設含む)の推進	安定した保育の提供のため、保育士の確保に努める。 保育施設等を運営する法人等に対し保育士等の確保及び定着、離職の防止を図るための補助や保育士が働きやすい環境を整備し、保育の提供体制の確保につなげる。	乳幼児期	入園所相談課 教育保育職員課
3	【重点】【新規】就学前教育保育の拠点施設の取組実施	市の就学前施設全体の保育の質向上のため、(仮称)乳幼児教育保育アドバイザーを拠点となるこども園に配置し、巡回や研修等を行う。	乳幼児期	教育保育課
4	市立保育所等苦情解決制度の運用	「川西市保育所等苦情解決制度」に基づき、市立保育所・認定こども園における保育の実施にかかる苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。	乳幼児期	教育保育課
5	不適切保育の防止	不適切保育防止のため、教育委員会内の関係課が連携し、指導監査や実地指導など体系的な取組を実施する。	乳幼児期	入園所相談課 教育保育課
6	外部(第三者)評価の受審・公表の促進	教育保育の質の向上を促進し、保護者の安心・安全につながるよう、外部(第三者)評価の受審・公表を促進する。	乳幼児期	入園所相談課 教育保育課
7	就学前児童の通園(所)施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、各学校園所において「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園(所)施設から小学校への円滑な接続を図る。	乳幼児期・学童期	教育保育課
8	職員研修の実施	県教育委員会主催の研修との関連性に鑑みながら、必要性に応じた研修計画の改善を図り、実習回数も含め、研修内容の精査を行った上で実施する。	乳幼児期・学童期	教育保育課

(2) 多様な保育サービスの提供

① 多様な保育サービスの提供

ライフスタイルの多様化が進む中、各家庭のニーズにあった保育を提供できるよう、通常の保育だけでなく、保育所・認定こども園の延長保育や病児・病後児保育、一時保育等の充実を図ります。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	通常保育の実施	市立・民間保育所等において、産休明け乳児保育（出生後57日から）や生後6カ月からの保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
2	延長保育の実施	午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
3	休日保育の実施	日曜・祝日等において保育を必要とする児童を対象に保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課
4	障がい児保育の実施	教育支援委員会での所見を踏まえながら、加配職員の配置に要する経費への補助を行い、障がい児保育を実施する。	乳幼児期	入園所相談課 インクルーシブ推進課
5	病児・病後児保育の実施	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。増加傾向にある利用ニーズに対しては、各施設が連携を図りつつ対応できるように努める。	乳幼児期	入園所相談課
6	一時預かり（一般型）保育の実施	保護者のレスパイトや通院等で家庭での子育てが一時的にできない時の預かりを行う。	乳幼児期	入園所相談課 こども若者相談センター
7	一時預かり（幼稚園型）保育の実施	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。	乳幼児期	入園所相談課
8	ファミリー・サポート・センターの運営	仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境整備や地域の子育て支援を行うため、会員相互援助活動の調整などを行うセンターを運営する。また、会員の拡大や猪名川町と連携した事業を実施する。	乳幼児期	こども政策課
9	認可外保育所の支援	認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。	乳幼児期	入園所相談課
10	民間保育施設の運営支援	民間保育施設の運営の安定化と、保育の質的確保を図るため、補助金による支援を充実させる。	乳幼児期	入園所相談課
11	入所申請の電子化の推進	入所関係手続きでの保護者負担軽減のため、電子申請を推進する。	乳幼児期	入園所相談課
12	子育て家庭ショートステイの実施	児童を養育している家庭の保護者が、一時的に養育が困難になった場合等、児童福祉施設や里親において一定期間、養育・保護する。	乳幼児期・学童期	こども若者相談センター

② 放課後児童対策の充実

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁※」・待機児童を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、留守家庭児童育成クラブや放課後子ども教室等の計画的な整備・運営を推進することを目的に、国の計画等に基づき、取り組みを進めます。

※小1の壁…共働き世帯等において、保育所等に比べ放課後児童健全育成事業の終了時間が早いことや保護者会・授業参観等のため、こどもの小学校入学を機に、仕事と育児の両立が困難になること

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	放課後子ども教室(留守家庭児童育成クラブとの連携)の実施	放課後子ども教室は、放課後等の学校の余裕教室等を活用した、安心・安全なこどもたちの「居場所づくり」を運営をする。 また、留守家庭児童育成クラブと連携し、参加児童が交流できるよう、放課後児童対策を実施する。	学童期	生涯学習課
2	市立留守家庭児童育成クラブの運営	小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で保育を受けることのできない小学生児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する。 国が示すこれらのクラブの役割を果たす観点から、育成支援内容をホームページや広報誌、入所説明会などで周知する。 また、特別な配慮を必要とする児童へ、関係機関が連携・協力し、情報提供を図り、支援を強化する。 児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	学童期	入園所相談課
3	留守家庭児童育成クラブ職員の確保・育成	職員の確保に努める一方で、夏季休業期間等においては、人材派遣等の民間事業者を活用した確保方策を進める。支援員については、内部の支援員研修や兵庫県学童保育連絡協議会が実施する研修講座へ派遣等を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、必要に応じて加配支援員を配置し、専門的な研修への参加の促進等により支援員の資質向上を図る。 また、支援員の新規採用時の研修や実務を通じ、クラブの役割理解向上を図るとともに、児童の発達や高学年児童への対応等について資質向上のための研修を行う。	学童期	入園所相談課 教育保育職員課
4	クラブ運営マネージャーの配置	留守家庭児童育成クラブにおける保育の質の向上を図るため、クラブ運営マネージャーを配置し、各クラブの支援を実施する。	学童期	入園所相談課
5	留守家庭児童育成クラブの夏季休業期間のみの受け入れ	通年を基本としている留守家庭児童育成クラブの利用について、待機児童の多い校区を中心に、夏季	学童期	入園所相談課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
		休業中のみの育成クラブを開所し、児童の受け入れの実施を行う。		
6	夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブへの昼食配食サービスの実施	夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブの希望する児童に民間事業者の自主事業として昼食(弁当)配食サービスを実施する。	学童期	入園所相談課
7	民間留守家庭児童育成クラブの運営支援	民間留守家庭児童育成クラブの安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保する。	学童期	入園所相談課
8	【再掲】入所申請の電子化	入所関係手続きでの保護者負担軽減のため、電子申請を推進する。	学童期	入園所相談課
9	【重点】【再掲】学校等を活用したこどもの居場所づくりの実施	学校施設を活用し、安全・安心な居場所を提供することで、大人が見守りを行う放課後児童居場所づくり事業を実施する。	学童期	入園所相談課

(3) 子育てと仕事の両立の推進

① 性別に関わらず誰もが家庭と仕事を両立できる社会づくり

ジェンダー平等の推進に向け、ワーク・ライフ・バランス意識啓発や学習機会、相談支援を充実させます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	男女共同参画センターでの学習啓発の実施	ジェンダー平等を推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書の貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、女性のための相談を実施するなど、子育て支援事業を実施する。	全年齢	人権推進 多文化共生課

② 子育てと仕事が両立できる働き方の促進

子育てと仕事が両立できるよう多様な働き方に対する啓発やスキルアップ支援を行います。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	多様な働き方の促進	男女共同参画センター事業として、再就職・再就労支援講座を開催するとともに、労働関係法令の周知、「女性のためのチャレンジ相談」「チャレンジひろば」などを実施し、女性のエンパワメントを推進する。	全年齢	人権推進 多文化共生課
2		育児等の生活状況やスキルの内容・レベルに沿った、個々の希望する働き方の実現に向け、多様な働き方の啓発やスキルアップ支援を行う。		産業振興課
3	特定事業主行動計画の実行	職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、誰もが働きやすく、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざす。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期・ 青年期	職員課

③ 多様な働き方の支援

育児・介護等により短時間就労や多様な働き方を希望する方が働きやすい環境づくりを支援します。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	短時間就労の推進	育児・介護等により短時間就労を希望する人が働きやすい環境づくりに取り組みます。	全年齢	産業振興課
2	多様な働き方の支援	希望する働き方の実現に向けて、労働相談、キャリアカウンセリングの実施やセミナーを開催する。	全年齢	産業振興課

基本目標4 | こども・若者の健やかな成長と自立を支援する

(1) 生きる力の育成と社会関係の構築

① 教育環境の充実

持続可能な社会の発展を支えるため、児童・生徒一人ひとりの成長に焦点を当て、個別に応じた学びの提供により、「確かな学力」の育成を図ります。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	外国語教育推進事業の実施	市立小中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育保育課
2	基礎学力定着推進事業の実施	文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査等をもとに、基礎学力の定着に関する教育の検証と改善に取り組み、学力向上を図る。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育保育課
3	キャリア教育の推進	教育課程において、こどもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育保育課
4	【重点】【新規】川西の教育アクションプラン実践事業の充実	こども主体の学びへと転換するために、授業・保育の改善やこどもの意見を尊重した取組等を主体的に実践研究する教育保育職員を支援する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育保育課
5	【重点】【新規】小中学校体育館への空調設備の設置推進	教育施設の環境向上や避難所機能の強化を図るため、市立小中学校の体育館に空調設備を設置する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育総務課 施設マネジメント課
6	中学校における少人数授業の推進	中学校における数学・外国語について、より多くの学年で少人数授業を実施するため、基礎学力定着に係る少人数指導加配教員を配置する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課
7	中学生への放課後無料学習支援の実施	学習に対して不安を持つ中学生に対し、平日の放課後に中学校を会場として、民間事業者への委託による無料学習支援を実施する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課
8	【再掲】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業の実施	市内中学2年生全員が、5日間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所で、体験的学習を行う。「心の教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を構築する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課

② 多様な文化や価値観の理解と体験・交流の促進

地域の様々な地域活動等を通じて、多様な文化や価値観の理解の促進と体験や交流機会を充実させます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	青少年地域活動の支援	スポーツ少年団への補助金交付や各スポーツクラブ21との相互連絡・協議を行うことで、青少年の健全育成を図る。 広く市民を対象として実施される青少年の健全育成に関する事業や青少年地域活動団体の指導者の養成に必要な研修の受講に対して補助金を交付し、活動を支援する。	全年齢	文化・観光・スポーツ課 こども政策課
2	児童館の充実	こどもの多様なニーズに対応したこどもの居場所づくりを行う。	全年齢	こども政策課
3	公民館講座の実施	こども・若者を対象とする公民館講座を実施する。	全年齢	公民館
4	文化財団事業の実施	青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化などに触れる機会を提供し、その育成を図る。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
5	文化財保存啓発事業の実施	広報誌などを通して一般公募した参加者とともに、古代体験学習や昔あそびを体験する。	全年齢	生涯学習課
6	地域スポーツへの支援	スポーツ少年団への補助金交付や各スポーツクラブ21との相互連絡・協議、地域スポーツの主軸となるスポーツ推進委員の活動推進を行うことで、青少年の健全育成を図る。	全年齢	文化・観光・スポーツ課
7	【再掲】食育の推進	市健幸まちづくり計画（市食育推進計画）に基づき、健康、消費生活、産業振興、農政、美化推進、教育・保育、地域団体、事業者など多方面と連携を取り合うことで、広範囲にわたる食育推進を図る。	全年齢	保健センター・予防歯科センター
8	いのちとこころのセミナーの実施	専門家を招き、講演会と質疑応答などを実施する。セミナーを通して、参加者に若年層の自殺対策の重要性について認識を深めてもらう。	全年齢	地域福祉課
9	手話言語推進事業の実施	市手話言語条例に則り、手話は言語であることをあらゆる世代に対し啓発し、こどもから学ぶ環境づくりを通じ、手話はもとより手話を母語とする者等への理解を深める。	全年齢	障害福祉課
10	地域づくり活動の支援	地域づくり一括交付金の交付などを通して、こども・若者の支援に繋がる地域課題解決などの活動や事業の支援を行う。	全年齢	参画協働課
11		防災士資格取得支援の範囲を周知し、多くの世代に講座受講の機会を創出する。		危機管理課
12	【重点】地域の活動スペースの充実	川西市北部地域のまちづくり方針に基づき、北部地域で住民活動のスペースを確保する。	全年齢	こども政策課 資産活用課
13	体験活動の充実	小学3年生の環境体験活動は、各小学校が3回以上、校区の特性や地域	学童期	教育保育課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
		の方々の協力を得て、発達段階に適した取り組みを進め、ふるさと意識の醸成をめざす。また、小学校5年生の宿泊体験活動は4泊5日実施することで、各校がプログラムを工夫し、充実度の高い活動を行う。		
14	放課後子ども教室(多世代との地域交流)の実施	地域の行事等に参加することによって、異なる世代や集団との交流を深め、こどもたちの他者と協働する能力、及びコミュニケーション能力の向上を図る。	学童期	生涯学習課
15	I C T活用推進事業の実施	コンピュータやインターネットなどを活用した情報教育を充実させ、情報モラルを含めた児童・生徒の情報活用能力を育成する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育保育課
16	いのちの授業の実施	市内中学校において、専門家を招き、思春期における自尊感情と相手を思いやる心の醸成を図る授業を実施する。今後大人へと成長するにあたり、様々な困難を乗り越えるための心の育成を図る。	思春期	地域福祉課
17	川西市展の開催	市制70周年を記念して令和5年度の川西市展より新設されたU18部門(18歳以下)を今後も継続することで、中学、高校生の文化振興に寄与する。	思春期	文化・観光・スポーツ課
18	はたちのつどいの実施	市全体ではたちを祝う気運をつくる。また、オンライン配信などの利用により、多くの人が参加しやすい取り組みを進める。	年度内に20歳になる人	生涯学習課

(2) 充実した社会生活を営むことができるようにするための支援

① 就労への支援

自己の職業適性や将来の設計について主体的に考えられるようにするなど、次代を担う若者の育成に取り組めます。また、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	川西女性起業塾の開催	市内在住または市内での起業に関心のある女性を対象に、起業の専門家を講師に迎え、創業前の基礎的なセミナーや先輩創業者との交流会から、創業後を想定した実践的なセミナーや経営相談まで切れ目のない支援を実施する。	15歳以上	産業振興課
2	若者の就労支援	若年者を対象に、就労へ向けてのキャリア形成を踏まえた支援や職場見学・体験事業を実施する。	15歳以上 40歳未満	産業振興課
3	若者キャリアサポート川西の運営	概ね40歳までの若年者を対象に、就労へ向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援や、社会保険労務士などの専門家を配置し、就労先の労働環境等についての相談を行う。	15歳以上 40歳未満	産業振興課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
4	若年者就労体験支援事業の実施	民間企業等で一定期間就労を体験し、働く自信を身につけて就職への可能性を広げ、「就職への一歩」を踏み出すプログラムを実施する。	15歳以上 50歳未満	産業振興課
5	【再掲】多様な働き方の支援	希望する働き方の実現に向けて、労働相談、キャリアカウンセリングの実施やセミナーを開催する。	15歳以上	産業振興課

② 文化・スポーツ活動等の応援

子ども・若者が、スポーツや文化活動に取り組める機会を充実させます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【重点】文化・スポーツ活動等の応援	スポーツや文化の分野で活躍している著名人等とふれあう機会を創設する。	学童期以降	文化・観光・スポーツ課

(3) 子ども・若者が安全に安心して暮らせる環境整備

① 子ども・若者の交通安全を確保するための活動の推進

子どもの生命を守り、事故からの安全を確保することがすべての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、交通安全対策を進めます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	交通安全対策の推進	安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。 また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	道路管理課
2	交通安全教室の実施	幼児から高校生にかけて、各年代に応じて必要となる交通安全に係る知識の習得、意識向上のため交通安全教室を実施する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	交通政策課

② 子ども・若者を犯罪や災害等の被害から守るための活動の推進

子どもの生命を守り、犯罪被害や災害からの安全を確保することがすべての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯、防災対策等を進めます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	市立教育保育施設における防災対策の実施	市立教育保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。また、施設においては、防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む機械警備システム等で、関係	乳幼児期・ 学童期・ 思春期 (中学生まで)	教育保育課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
		機関と連携しながら、園児のより安全な園所生活の推進を図る。		
2	青少年の育成	青少年の非行・被害を防止すべく、全国強調週間である7月には、市役所前に垂れ幕を設置し、非行防止の取り組みを広く周知する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	教育保育課
3	生活安全活動の充実	スマートフォンのアプリ通知機能及び携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、災害情報に関する緊急情報、防犯及び熱中症情報を配信する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	危機管理課 生活安全課
4		市民や関連団体で構成される生活安全推進連絡協議会で地域情報共有等連携を行う。 また、各小学校区に設置している防犯カメラを適切に管理運用する。市公用車、民間協力車両に「こどもをまもる110番のくるま」のマグネットシートを貼付し、市内を巡回する防犯活動を行う。		生活安全課
5		市内の小学校区に「110番のおうち」を登録し、青少年が危険な目にあった場合に緊急で避難する場所を設定する。また、青色回転灯パトロールを用いて、必要に応じて地域を巡回する。 各小学校において、学校安全協力員が登下校時の児童の見守りを行い、児童が安全に登校出来る環境整備を行う。		教育保育課
6	学校安全協力員による登下校見守りの実施	各小学校において、学校安全協力員が登下校時の児童の見守りを行い、児童が安全に登校出来る環境整備を行う。	学童期・ 思春期	教育保育課
7	学校の防犯システムの活用	防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む夜間及び休日における機械警備システム整備のほか、県警ホットラインを設置し、関係機関と連携しながら、児童生徒のより安全な学校生活の推進を図る。	学童期・ 思春期	教育総務課
8	青少年愛護活動の推進	青少年の健全育成のため、市内商業施設において環境実態調査を実施し、有害図書等が陳列されていないかを確認する。	学童期・ 思春期	教育保育課

③ こども・若者が安心して生活できる環境づくり

こども・若者が安心して生活できる環境を整備し、こども・若者の自殺対策を推進します。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	こども・若者の自殺対策	誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進する。	学童期・ 思春期	地域福祉課

基本目標 5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する

(1) こども・若者の多様性を尊重し合える社会づくり

① セクシュアルマイノリティ、外国にルーツをもつこども・若者への支援

外国にルーツをもつこども・若者が安心して暮らすことができるよう相談支援体制を充実させます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	外国にルーツを持つこども・若者への支援	外国にルーツをもつこども・若者が安心して暮らすことができるよう相談体制などを構築する。	全年齢	人権推進 多文化共生課
		日本語支援が必要なこどもに対し、学校園所生活への早期適応等を促進するため、通訳を派遣する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期 (中学生まで)	インクルーシ ブ推進課
2	セクシュアルマイノリティへの支援	セクシュアルマイノリティ(LGBTQ)に関する理解を深めるため、自認する人や悩みを持つ人、理解しようとする人のための相談・学習会を開催する。	全年齢	総合センター

② 障がいのあるこどもへの支援

障がいのあるこどもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	児童発達支援の充実	療育が必要な就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、児童発達支援センターを中心に地域事業者による療育の質向上を行う。	乳幼児期	こども支援課
2	保育所等訪問支援の実施	保育所や学校等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。	乳幼児期・ 学童期	こども支援課
3	障がいのあるこどもへの支援の充実	障がい者自立支援協議会こども支援部会を開催し、障がいのあるこどもが速やかに適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・保育・教育・事業者・行政等関係機関で連携し、横断的な取組を行う。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	こども支援課
4		重度障がい児と中度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部(高校生等の入院費については全部)を助成する(所得制限あり)。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	医療助成・ 年金課
5		認定こども園、保育所、幼稚園、小中学校、川西養護学校において、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・支援員等の加配(介助員)を配置し、ニーズに対応した支援を行う。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期(中 学生まで)	インクルーシ ブ推進課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
6	障がいのある子どもへの支援の充実	支援児サポートシステムにより、適切なアセスメントのもと、個別の教育保育支援計画及び個別の指導計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた教材を用いた教育保育を行う。	乳幼児期・学童期・思春期（中学生まで）	インクルーシブ推進課
7	自立支援医療（育成医療）費の支給	18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がい除去、軽減、または防止するための医療費の一部を支給する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
8	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。（所得制限あり。）	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
9	介護給付費の支給	保護者負担を軽減するため、居宅介護及び短期入所等にかかる給付費を支給し、児童が安心して生活できるよう支援する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
10	障害児福祉手当の支給	重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。（所得制限あり。）	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
11	障害児相談支援の実施	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
12	居宅訪問型児童発達支援の実施	重度の障がい等があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
13	重度心身障害者（児）介護手当の支給	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児を介護している人を対象に支給する。（所得等の制限あり。）	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
14	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な車いす、補聴器等の補装具の購入、修理、貸与に係る費用を支給する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
15	日常生活用具の給付	障がい児が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付を行う。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課
16	軽・中度難聴児補聴器の購入費助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
17	日中一時支援の実施	障がいのために日常生活に制限を受ける児童に対し、生活能力向上のための訓練や社会参加のための外出支援のほか、障がい児の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中活動の場を提供する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	こども支援課
18	医療的ケア児への支援	医療的ケアを必要とする幼児・児童生徒が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、教育、保育等の関係機関が連携し、協議の場を持ちながら支援体制の充実を図る。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	インクルーシブ推進課 こども支援課
19	【新規】医療的ケア児及びその家族に対する支援	医療的ケアを必要とする乳幼児・児童生徒が在籍する市立就学前施設・学校に対し、医療的ケアを行う看護師を配置する。 また医療的ケアを必要とする乳幼児が在籍する民間保育所等に対しては、看護師の配置等に係る経費を補助する。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	インクルーシブ推進課 入園所相談課

③ ひきこもり・不登校などへの支援

社会生活を営む上で困難を有するこども・若者に対し、円滑に社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携をとりながら、相談などの支援を行います。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】心の相談の充実	日常生活のストレス、ひきこもりなどで、精神に障がいや来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神保健福祉士などが相談に応じる。	全年齢	障害福祉課
2	教育相談事業の実施	発達に関することや不登校等についての悩みを抱えるこどもと保護者を対象に、電話相談や来所相談に応じるとともに、カウンセリング、言語訓練や助言等の教育相談を行う。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	こども若者 相談センター
3	子どもの人権オンブズパーソン事業の実施	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、不登校、家庭・交友関係の悩み、体罰、虐待などこどもの人権問題に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、こどもの人権を擁護し、救済を図る。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	人権推進 多文化共生課
4	保護者や児童生徒への不登校に関する支援の周知	不登校児童生徒に対して段階別にどのような支援が市のどの機関でできるかという流れを分かりやすくまとめるとともに、市・県の相談窓口などをまとめた保護者向けガイドブックを作成し、HPなどで広く周知する。	学童期・ 思春期	教育保育課
5	こども主体の学びの展開	これまでの一斉授業という学習スタイルから、こどもが主体的に学び	学童期・ 思春期	教育保育課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
		を進める教育保育へ転換を図る取組を推進する。		
6	【重点】校内サポートルームの拡充	支援員の確保と研修の充実、配置時間の拡充を図るとともに、各校の実態に合わせた教室環境整備を進められるように支援を行う。	学童期・思春期	教育保育課
7	多様な学びができる場の充実	学校に行きづらい児童生徒の実情に配慮した個々に合った多様な学びができる場を充実させる。	学童期・思春期	教育保育課
8	スクールソーシャルワーカーの配置	問題行動・不登校などの未然防止、早期解決を図るために、社会福祉士、精神保健福祉士などのスクールソーシャルワーカーを中学校区に配置し、関係機関と連携を取りながら、生徒・児童が抱える諸問題の解決を図る。	学童期・思春期	こども若者相談センター
9	スクールカウンセラーの配置	「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に配置し、こどもたちの心の相談にあたりるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図る。	学童期・思春期	こども若者相談センター
10	【重点】【再掲】多様な学びの機会の拡充	川西市型の多様な学び方のあり方を調査研究し、児童生徒への支援体制の充実を図る。	学童期・思春期	教育保育課
11	子ども・若者総合相談事業の実施	社会生活を円滑に営む上で困難を有することも・若者や、その家族からの相談に対して、臨床心理士等が適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者相談センター
12	【再掲】子ども・若者支援地域協議会の開催	困難を有することも・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者相談センター
13	若者の居場所運営事業の実施	困難を有する若者の居場所として、若者同士がレクリエーションや、交流をすることができる場を運営する。	中学校卒業以上 40歳未満	こども若者相談センター

(2) 困難を有するこども・若者とその家族の支援

① ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の生活の安定に向けて経済的支援として手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、安定した仕事に就いて自立するための就業支援等を行います。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育しているひとり親家庭等を対象に支給する。(所得制限あり。)	乳幼児期・学童期・思春期	こども支援課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
2	ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の保護者と子ども及び両親のいない子どもに対し、通院・入院医療費の一部（ただし、高校生等の入院費については全部）を助成する（所得制限あり）。	乳幼児期・学童期・思春期	医療助成・年金課
3		生活保護におけるひとり親世帯を支援するため、母子加算を実施する。		生活支援課
4	母子生活支援施設入所委託の実施	母子生活支援施設に委託し、18歳未満の子どもを育てている離別した母親や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
5	ひとり親家庭等相談事業の実施	ひとり親家庭やひとり親になりそうな家庭の悩みや相談に応じ、自立に向けた就労支援等を行う。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期（20歳まで）	こども支援課
6	自立支援プログラム策定事業の実施	ひとり親家庭の母または父に対し、自立を促進するため、自立支援プログラムを策定する。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期（20歳まで）	こども支援課
7	自立支援教育訓練給付金事業の実施	ひとり親家庭の母または父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期（20歳まで）	こども支援課
8	高等職業訓練促進給付金等事業の実施	ひとり親家庭の母または父が就職に有利な資格の取得を促進するため、給付金を支給し、修業期間中の生活の負担軽減を図る。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期（20歳まで）	こども支援課
9	ひとり親家庭への資金貸付	一時的に生活困窮に陥った際に、応急資金の貸し付けを行う。県事業で、福祉資金や住宅支援資金の貸し付けを行う。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期（20歳まで）	こども支援課
10	母子父子家庭の市営住宅優先枠の確保	年間空き家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。（所得制限あり。）	乳幼児期・学童期・思春期・青年期	住宅政策課

② ヤングケアラーへの支援

福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、ヤングケアラーを早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	ヤングケアラーへの支援	小中学校に通う児童・生徒へ名刺サイズの窓口紹介カードや配布されているタブレットへ配信を行い、相談窓口の周知を行う。また、学校や地域において早期に把握し、関係機関と連携をとり、必要な支援へつなぐ。	18歳未満	こども若者相談センター

③ 児童虐待防止策の充実

児童虐待を防ぎ、こどもたちの安全を守るため、養育上困難を抱える家庭等を支援し、関係機関の連携体制の充実を図り、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	各種母子保健事業を活用した支援の充実	乳幼児（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）健康診査事業、訪問指導（新生児・乳幼児等）事業等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている保護者や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。	乳幼児期	保健センター・予防歯科センター
2	【再掲】家庭総合相談事業の実施	18歳未満のこどもを養育している家庭の相談に応じる。また、必要に応じ、各関係機関と連携を図り、一人ひとりに対応した子育て支援を行う。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
3	児童虐待防止啓発の実施	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン時期に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
4	【再掲】虐待防止のための子育て講座の実施	赤ちゃんを迎える父母やこどもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学ぶ講習会を実施する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
5	【再掲】養育支援訪問事業の実施	養育支援が特に必要であると判断した児童及びその保護者、又は特定妊婦に対し、養育が適切に行われるよう専門員が養育に関する相談、指導、助言など支援を図る。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター
6	要保護児童対策協議会の開催	要保護児童を早期に発見し、組織的かつ効果的な対応を図るため、実務者会議を年6回開催し、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関によるネットワークを充実させる。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
7	児童育成支援拠点の検討	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供するしくみについて検討する。	乳幼児期・学童期・思春期	こども政策課 こども若者相談センター
8	【再掲】子育て世帯訪問支援事業の実施	家事・育児等に対して、不安や負担を抱える子育て家庭等に対し、ヘルパー等を派遣し、当該家庭の抱える諸問題の軽減及び解決を図る。	乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター
9	【重点】【再掲】母子保健と児童福祉の連携強化	妊娠期から子育て期にわたり母子保健や育児に関する相談を受け指導を行うほか、妊産婦及び児童の福祉に関し、必要な実情の把握を行い、支援を必要とする妊産婦や家庭に対して、利用可能な母子保健・福祉サービスなどを提案し、サポートプランの作成を行うなど、包括的な支援を実施する。	妊娠期・出産・乳幼児期・学童期・思春期	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター

④ 経済的に困難を有する子ども・若者とその家族の支援

子ども・若者の貧困対策を進めるため、教育や生活の安定、就労等への支援を行います。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	自立相談支援事業の実施	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対してアセスメントを実施し、個々人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげる。	全年齢	地域福祉課
2	【新規】総合的な子ども・若者の貧困対策の推進	子ども・若者の貧困対策を進めるため、関係所管との定期的な会議を開催するなど対策に取り組む。	全年齢	子ども政策課
3	川西市子どもの学習・生活支援事業の実施	子どもが現在から将来にわたり、困窮状態に陥らないよう、また、世代を超えて連鎖することを防ぐため、安心して過ごせる居場所において、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援を行うとともに学習への支援を行う（特定の中学校区で実施）。	学童期・思春期 (中学生まで)	子ども若者相談センター
4	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	義務教育年齢の子どもがいる世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育総務課
5	特別支援教育児童生徒就学奨励費の支給	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する。	学童期・思春期 (中学生まで)	教育総務課
6	【再掲】中学生への無料学習支援の実施	学習に対して不安を持つ中学生に対し、平日の放課後に中学校を会場として、民間事業者への委託による無料学習支援を実施する。	思春期 (中学生のみ)	教育保育課
7	生活保護世帯の子どもへの支援	高等学校などに就学し、卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に支給する。 生活保護受給中の高校生のアルバイトなどの収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって就学のために必要な最小限度の額を収入として認定しない。 生活保護受給中に受けた貸付金、恵与金などのうち社会通念上、必要と認められることものの学習にかかる最小限度の額を収入として認定しない。 川西市就労準備支援事業を活用し就労体験の機会を設け、就労に向けた能力の向上等を行い、一般就労に向けた準備を行う。	16歳以上	生活支援課
8	生活保護制度にかか る被保護者就労支援 事業の実施	65歳未満で就労可能な生活保護受給者に対して、就労支援員とハローワークによる就労支援を行う。	16歳以上 65歳未満	生活支援課

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
9	大学等への進学者に対する進学・就労準備給付金の給付	大学等への進学を支援することで生活保護世帯のこどもの自立を助長するため、進学の際の新生活立ち上げの費用として進学準備給付金を支給する。 また、高校卒業後、就職することによって保護廃止となる対象者に就労準備給付金を支給する。	18歳	生活支援課
10	生活困窮者住居確保給付金の支給	離職、廃業後2年以内の方、または、やむを得ない休業により離職・廃業と同程度の状況にある方で、住まいを喪失するか、喪失のおそれのある方に、家賃を助成し、就労機会等の確保に向け支援を行う。	18歳以上	地域福祉課
11	大学等への進学に対する支援金の給付	経済的な理由により大学等への進学を断念することのないよう、入学者に対し、進学支援金を給付する。	青年期以上	教育総務課

基本目標6 | こども・若者の権利を守り、意見表明・参加できる機会を保障する

(1) こども・若者が意見表明・参加できる機会の保障

① こども・若者参加条例の周知

こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するこども・若者参加条例の周知を図ります。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【重点】【新規】こども・若者参加条例の周知	こども・若者の意見表明の機会を保障する条例について、市民やこども・若者、学校園所などの理解を深めるため、様々な情報発信を行う。	全年齢	こども政策課

② こども・若者の意見表明・参加の機会の充実

こどもや若者が自由に意見を表明できる環境整備と気運の醸成に取り組みます。また、地域や団体に対して、こども・若者の意見表明・参加の権利について周知啓発します。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【重点】【新規】こども・若者参加条例を踏まえた事業の実施	条例に基づき、庁内体制などの環境整備や具体的な行政事業への反映などに取り組む。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期	こども政策課
2	【新規】こども・若者の市民公益活動などへの参画機会確保の促進	こども・若者が、様々な地域のまちづくりや学校運営協議会などへ参画し活動ができるよう、取組を促進する。	乳幼児期・学童期・思春期・青年期	参画協働課 教育保育課

(2) こどもの人権を尊重する社会づくり

① こどもの人権学習機会の促進

こどもの人権を含め、あらゆる人権について学ぶ機会を充実させます。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【重点】人権課題に関する学習機会の充実	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園所における人権文化の創造を図るため、学校園所が実施する「あらゆる人権課題についてのこどもの学習機会」を促進する。	乳幼児期・学童期・思春期(中学生まで)	インクルーシブ推進課
2		こども自身が「権利」や「人権」を学び、実践できる機会を充実させる。	全年齢	人権推進 多文化共生課
3	人権学習の充実	幼児児童生徒が、「こどもの人権」について理解を深められるよう、各学校園所において学習機会を確保するとともに、こどもが意見表明できる機会を設けるなど、市教育委員会や学校園所がこどもの意見を尊重する取組を推進する。	学童期・思春期	教育保育課

(3) こどもたちの相談・支援体制の充実

① 子どもの人権オンブズパーソン事業

こどもの人権を擁護し、救済を図る子どもの人権オンブズパーソン事業を推進します。

No.	取組	実施内容	対象	担当所管
1	【再掲】子どもの人権オンブズパーソン事業の実施	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、不登校、家庭・交友関係の悩み、体罰、虐待など子どもの人権問題に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し、救済を図る。	乳幼児期・ 学童期・ 思春期	人権推進 多文化共生課

第 5 章

事業計画

量の見込みと提供体制の確保
(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

I 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定にかかる考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 本計画における提供区域

提供区域は市内全域を基本とし、「地域子育て支援拠点事業」については中学校区とします。

提供区域	区分
市内全域	① 教育保育 ② 地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 延長保育事業 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） 子育て短期支援事業（ショートステイ） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等） 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） 妊婦に対する健康診査 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 妊婦等包括相談支援事業 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 産後ケア事業
中学校区	② 地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業

2 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和7年（2025年）～令和11年（2029年）の人口推計を行いました（各年4月1日）。0～2歳の推計人口は、年齢別にみると多寡はあるものの、小計ではほぼ横ばいとなっています。

中学校区ごとの人口を以下の方法（コーホート変化率法）で算出し、積み上げた数値を市全域の人口推計としています。

- ① 令和2年（2020年）4月1日～令和6年（2024年）4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から各年齢別に翌年の同集団（+1歳）の人口との増減率を求め、その平均値を算出
- ② 上記の増減率の平均値を、基準とする令和6年（2024年）4月1日時点の年齢別人口に乘じ、令和7年（2025年）～令和11年（2029年）各年齢の推計者数を算出
- ③ 0歳児については、令和2年（2020年）4月1日～令和6年（2024年）4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から女性子ども比の平均値を算出し、各年に適用

年齢	実績				推計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	852	923	848	858	826	815	808	803	797
1歳	952	935	991	937	952	915	904	896	889
2歳	1,113	1,007	985	1,028	994	1,011	970	959	950
小計	2,917	2,865	2,824	2,823	2,772	2,741	2,682	2,658	2,636
3歳	1,069	1,157	1,022	1,027	1,077	1,044	1,060	1,017	1,006
4歳	1,182	1,102	1,191	1,051	1,064	1,112	1,082	1,097	1,052
5歳	1,207	1,200	1,107	1,198	1,066	1,082	1,129	1,101	1,116
小計	3,458	3,459	3,320	3,276	3,207	3,238	3,271	3,215	3,174
6歳	1,258	1,217	1,223	1,125	1,222	1,090	1,106	1,152	1,126
7歳	1,304	1,257	1,223	1,226	1,138	1,234	1,101	1,118	1,164
8歳	1,294	1,301	1,261	1,215	1,237	1,148	1,244	1,111	1,128
9歳	1,357	1,291	1,310	1,270	1,231	1,253	1,164	1,259	1,126
10歳	1,385	1,362	1,301	1,312	1,285	1,247	1,267	1,179	1,274
11歳	1,327	1,394	1,370	1,303	1,329	1,300	1,262	1,284	1,195
小計	7,925	7,822	7,688	7,451	7,442	7,272	7,144	7,103	7,013
合計	14,300	14,146	13,832	13,550	13,421	13,251	13,097	12,976	12,823

各年4月1日時点（人）

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

(1) 各年度における量の見込みの算定方法

第2期計画策定時、人口の推移や令和5年度（2023年度）に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答をもとに国の示す手順を基本として算出した数値と実績値を比較し、適切な量の見込みを算出しました。（詳細はそれぞれの項目に記載）。

なお、毎年度量の見込みを時点修正するなど、今後の人口増減や保育ニーズ等の実態に適切に対応します。

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

① 提供体制の確保方策の実施時期

教育保育の利用希望に対応する提供体制の確保については、国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象期間最終年度である令和11年度（2029年度）末までに対応することをめざし記載しています。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同計画期間中に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

② 教育保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育保育施設・事業などをもって確保方策の内容としています。

【幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・地域保育園】

市内に立地する各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、地域保育園の利用定員を基本とする数値を記載しています。

このうえで、量の見込みを充足する提供体制の確保を図るため、保育利用定員について、定員増を行う計画としています。

【企業主導型保育事業】

定員数のうち、事業実施者の従業員等が利用する「従業員枠」とは別に定員の50%以下で設定が可能な「地域枠」を提供体制として記載しています。

4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 人口推計

コーホート変化率法により算出しています。(P.118 参照)

② 利用希望率

2号認定・3号認定の利用希望率ともに、年々利用希望率が増加しており、今後とも保育ニーズが増加するものと想定しています。そのため、実績値の傾向を踏まえ、希望率を算出しています。

また、1号認定の利用希望率については、保育ニーズの増加に伴い、令和11年度(2029年度)まで割合の減少が続くものと想定しています。

③ 量の見込み

人口推計と利用希望率を掛け合わせ算出しています。

④ 確保方策

既存の施設定員数と増減を見込む施設の定員数の和のうち、量の見込みを受け入れるのに必要とされる数値を示しています。

⑤ 確保方策の考え方

保育所機能利用の児童について、3号認定児童は、全体として定員の不足は発生しない見込みとなっています。

2号認定児童は、令和7年度(2025年度)に民間就学前教育保育施設を2施設開設することで、2・3号認定定員あわせて144人の定員増を図ることに加え、各施設が弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っていることなどから、定員の不足は解消され、待機児童数(国基準)0人を継続する見込です。

しかしながら、こどもたちにとってより良い教育保育を提供するためには定員内受入が望ましく、今後も就学前児童数の減少により利用希望者の大幅な増加が見込めないことや、市全体で1号認定定員に空きが生じている現状などを踏まえ、既存施設を有効活用することにより確保方策を定めます。

2号認定の定員確保については、次の方策に取り組みます。

(1) 市立認定こども園で空きが生じている1号認定定員を2号認定定員に切り替えることで、定員確保を図ります。

(2) 私立幼保連携型認定こども園における1号認定定員の2号認定定員への切り替えなどにより、定員確保を図ります。

また、令和10年度(2028年度)に開設予定の幼保連携型認定こども園については、令和7年度(2025年度)の待機児童数や入所保留児童数などを勘案し、定員設定を行っていきます。

幼稚園機能利用の児童について、量の見込を大きく上回る提供体制となっていることから、必要に応じて1号認定定員の見直しに取り組みます。

第5章 事業計画

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
(参考)令和6年度(2024年度)【実績】	人口実績(人)		3,276			3,276	858	1,965	2,823	6,099
	利用希望率		37.8%	13.9%	51.7%	44.7%	17.9%	51.2%	41.1%	43.0%
	実績申込者数(人)		1,240	454	1,694	1,463	154	1,007	1,161	2,624
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,272	185	780	965	2,237
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,383	260	1,031	1,291	2,674
	実績に対する 確保方策の差(人)		0			△80	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計	
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計		
令和7年度（2025年度）【見込】	人口推計（人）		3,207			3,207	826	1,946	2,772	5,979	
	利用希望率		35.7%	13.9%	49.5%	47.8%	18.0%	52.5%	42.2%	45.2%	
	量見込み（人）		1,144	443	1,587	1,532	148	1,021	1,169	2,701	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園		1,250			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園		1,240			－	－	－	－	－
		地域型保育		－			0	40	143	183	183
		企業主導型		－			65	30	78	108	173
		地域保育園		－			46	5	30	35	81
		計		2,490			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の差(人)		0			△65	0	0	0	－

年度	区分		幼稚園機能利用		保育所機能利用					
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号			合計	
	年齢	3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計		
令和8年度（2026年度）【見込】	人口推計（人）		3,238		3,238	815	1,926	2,741	5,979	
	利用希望率		33.6%	13.9%	47.5%	49.6%	18.9%	53.7%	43.4%	46.7%
	量見込み（人）		1,087	448	1,535	1,606	154	1,033	1,187	2,793
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園		1,180		1,426	197	828	1,025	2,451
		確認を受けない幼稚園		1,240		－	－	－	－	－
		地域型保育		－		0	40	143	183	183
		企業主導型		－		65	30	78	108	173
		地域保育園		－		46	5	30	35	81
		計		2,420		1,537	272	1,079	1,351	2,888
		量の見込みに対する確保方策の差(人)		0		△69	0	0	0	－

【表の解説】

- ・各認定区分において示す利用希望率を毎年度の利用希望者数の割合の目標値とします
- ・企業主導型保育施設の確保方策最大値（地域枠）は各施設の定員の2分の1としています
- ・幼稚園機能を希望する2号認定とは、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと想定される人をさします
- ・「幼稚園」では、市立幼稚園の確保方策を「幼稚園機能利用」欄に計上しています
- ・「認定こども園」では、市立及び民間認定こども園の確保方策を、「幼稚園機能利用」「保育所機能利用欄」に計上しています
- ・「確認を受けない幼稚園」では、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の確保方策数を、「幼稚園機能利用」欄に計上しています

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和9年度（2027年度）【見込】	人口推計（人）		3,271			3,271	808	1,874	2,682	5,953
	利用希望率		31.5%	13.9%	45.4%	51.5%	20.1%	54.7%	44.2%	48.2%
	量見込み（人）		1,030	453	1,483	1,684	162	1,024	1,186	2,870
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,110			1,496	197	828	1,025	2,521
		確認を受けない幼稚園	1,240			－	－	－	－	－
		地域型保育	－			0	40	143	183	183
		企業主導型	－			65	30	78	108	173
		地域保育園	－			46	5	30	35	81
		計	2,350			1,607	272	1,079	1,351	2,958
量の見込みに対する確保方策の差(人)		0			△77	0	0	0	－	

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和10年度（2028年度）【見込】	人口推計（人）		3,215			3,215	803	1,855	2,658	5,873
	利用希望率		29.4%	13.9%	43.3%	53.3%	21.4%	55.5%	45.2%	49.7%
	量見込み（人）		945	444	1,389	1,714	172	1,029	1,201	2,915
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,040			1,566	197	828	1,025	2,591
		確認を受けない幼稚園	1,240			－	－	－	－	－
		地域型保育	－			0	40	143	183	183
		企業主導型	－			65	30	78	108	173
		地域保育園	－			46	5	30	35	81
		計	2,280			1,677	272	1,079	1,351	3,028
		量の見込みに対する 確保方策の差(人)	0			△37	0	0	0	－

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和11年度（2029年度）【見込】	人口推計（人）		3,174			3,174	797	1,839	2,636	5,810
	利用希望率		27.3%	13.9%	41.2%	55.1%	23.0%	56.0%	46.0%	51.0%
	量見込み（人）		866	439	1,305	1,749	183	1,030	1,213	2,962
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	968			1,638	197	828	1,025	2,663
		確認を受けない幼稚園	1,240			－	－	－	－	－
		地域型保育	－			0	40	143	183	183
		企業主導型	－			65	30	78	108	173
		地域保育園	－			46	5	30	35	81
		計	2,208			1,749	272	1,079	1,351	3,100
		量の見込みに対する確保方策の差(人)		0			0	0	0	0

※ 今後、各施設の定員変更などの事情が生じた場合には、数値が変更となる可能性があります。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

【事業概要】

教育保育や子育て支援にかかる情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の類型に分類されます。

特 定 型：子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や多様な保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

基 本 型：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行う。

こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協議し一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和6年度（2024年度）の実施予定数とし、令和7年度（2025年度）以降は利用者の個別ニーズに沿った情報提供や相談を提供する必要性は今後も継続するものとしています。

【確保方策の考え方】

入園所相談課やこども若者相談センター、保健センター等で、特定型、基本型、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
確保方策	4箇所（延べ）	4箇所（延べ）	4箇所（延べ）	4箇所（延べ）	4箇所（延べ）	4箇所（延べ）

② 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもを対象に、認可保育所や認定こども園等で、保育時間を延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2025年度）の量の見込みは令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の平均値とし、令和7年度（2025年度）以降は就学前人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

時間外保育事業は、各施設に在籍する児童が利用する事業であり、各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	484人	484人	482人	475人	470人	494人
確保方策②	484人	484人	482人	475人	470人	494人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

③ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

教育保育施設利用希望者（2号認定）の5歳児と新1年生申請者の割合及び2年生以上の継続率を基に、小学校区域ごとに量を見込み算出しています。

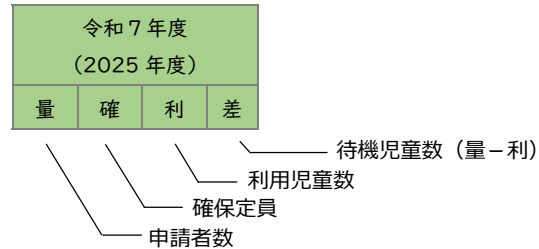
【確保方策の考え方】

- ・利用実績において登録児童の出席率は約8割であることから、利用登録の上限を定員の2割増としています。それに加えてクラブ室に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員しています。
- ・利用登録定員を超える見込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮しています。
- ・既存の民間留守家庭児童育成クラブへの安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保します。
- ・学校施設を活用した放課後児童居場所づくり事業などと連携し待機児童の解消を図り、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを進めます。

●表の考え方

留守家庭児童育成クラブは提供区域を市内全域としていますが、確保方策が小学校区ごととなり、区域を小学校として示しています。

表の見方は右記のとおりです。



単位：人

区域	学年	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)				【参考】 令和6年度実績 (2024年度)			
		量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差
市内全域	1	571		571	0	542		542	0	575		575	0	608		608	0	614		614	0	536		535	1
	2	492		492	0	520		520	0	489		489	0	509		509	0	515		515	0	480		476	4
	3	393		393	0	362		362	0	327		327	0	265		265	0	261		261	0	364		349	15
	4	223	1,912	223	0	193	1,912	193	0	169	1,912	169	0	170	1,912	170	0	143	1,912	143	0	237	1,912	217	20
	5	114		114	0	87		87	0	98		98	0	83		83	0	91		91	0	89		80	9
	6	41		41	0	42		42	0	38		38	0	45		45	0	40		40	0	45		38	7
	計	1,834		1,834	0	1,746		1,746	0	1,696		1,696	0	1,680		1,680	0	1,664		1,664	0	1,751		1,695	56
久代	1	40		40	0	48		48	0	55		55	0	68		68	0	63		63	0	44		44	0
	2	44		44	0	40		40	0	48		48	0	56		56	0	69		69	0	39		39	0
	3	33		33	0	37		37	0	33		33	0	12		12	0	4		4	0	42		36	6
	4	19	136	19	0	11	136	11	0	0	136	0	0	0	136	0	0	0	136	0	0	13	136	10	3
	5	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	6		5	1
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	計	136		136	0	136		136	0	136		136	0	136		136	0	136		136	0	145		135	10
加茂	1	31		31	0	37		37	0	31		31	0	43		43	0	36		36	0	32		32	0
	2	26		26	0	25		25	0	30		30	0	25		25	0	35		35	0	23		23	0
	3	19		19	0	21		21	0	20		20	0	24		24	0	20		20	0	18		18	0
	4	10	96	10	0	10	96	10	0	11	96	11	0	4	96	4	0	5	96	5	0	13	96	13	0
	5	3		3	0	3		3	0	3		3	0	0		0	0	0		0	0	2		2	0
	6	1		1	0	0		0	0	1		1	0	0		0	0	0		0	0	2		2	0
	計	90		90	0	96		96	0	96		96	0	96		96	0	96		96	0	90		90	0
川西	1	43		43	0	34		34	0	32		32	0	46		46	0	30		30	0	55		55	0
	2	55		55	0	43		43	0	34		34	0	32		32	0	46		46	0	40		40	0
	3	35		35	0	48		48	0	38		38	0	30		30	0	28		28	0	40		40	0
	4	29	183	29	0	26	183	26	0	35	183	35	0	28	183	28	0	22	183	22	0	22	183	17	5
	5	11		11	0	15		15	0	13		13	0	18		18	0	14		14	0	12		8	4
	6	5		5	0	5		5	0	7		7	0	6		6	0	8		8	0	3		2	1
	計	178		178	0	171		171	0	159		159	0	160		160	0	148		148	0	172		162	10
桜が丘	1	45		45	0	41		41	0	51		51	0	36		36	0	44		44	0	29		29	0
	2	25		25	0	39		39	0	35		35	0	44		44	0	31		31	0	35		35	0
	3	29		29	0	19		19	0	13		13	0	19		19	0	24		24	0	18		18	0
	4	8	112	8	0	0	99	0	0	0	99	0	0	0	99	0	0	0	99	0	0	8	99	8	0
	5	3		3	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	6		6	0
	6	2		2	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	計	112		112	0	99		99	0	99		99	0	99		99	0	99		99	0	97		97	0

区域	学年	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)				【参考】 令和6年度実績 (2024年度)			
		量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差
川西北	1	58		58	0	52		52	0	44		44	0	51		51	0	52		52	0	50		50	0
	2	44		44	0	51		51	0	46		46	0	39		39	0	45		45	0	53		53	0
	3	38		38	0	27		27	0	34		34	0	30		30	0	25		25	0	31		27	4
	4	20	173	20	0	25	169	25	0	15	169	15	0	21	169	21	0	18	169	18	0	25	169	25	0
	5	10		10	0	8		8	0	12		12	0	5		5	0	8		8	0	5		5	0
	6	3		3	0	5		5	0	4		4	0	6		6	0	2		2	0	6		6	0
	計	173		173	0	168		168	0	155		155	0	152		152	0	150		150	0	170		166	4
明峰	1	55		55	0	63		63	0	55		55	0	55		55	0	53		53	0	59		59	0
	2	56		56	0	52		52	0	59		59	0	52		52	0	52		52	0	47		47	0
	3	30		30	0	36		36	0	33		33	0	38		38	0	33		33	0	22		22	0
	4	15	175	15	0	18	175	18	0	22	175	22	0	20	175	20	0	23	175	23	0	31	175	26	5
	5	16		16	0	6		6	0	6		6	0	10		10	0	11		11	0	8		6	2
	6	3		3	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	3		3	0	11		7	4
	計	175		175	0	175		175	0	175		175	0	175		175	0	175		175	0	178		167	11
多田	1	32		32	0	33		33	0	38		38	0	39		39	0	41		41	0	26		26	0
	2	18		18	0	23		23	0	23		23	0	27		27	0	28		28	0	29		29	0
	3	25		25	0	13		13	0	17		17	0	17		17	0	21		21	0	29		29	0
	4	20	106	20	0	16	121	16	0	7	121	7	0	10	121	10	0	10	121	10	0	11	121	10	1
	5	7		7	0	14		14	0	11		11	0	5		5	0	7		7	0	2		2	0
	6	2		2	0	5		5	0	8		8	0	7		7	0	4		4	0	2		2	0
	計	104		104	0	104		104	0	104		104	0	105		105	0	111		111	0	99		98	1
多田東	1	47		47	0	27		27	0	37		37	0	38		38	0	42		42	0	48		48	0
	2	46		46	0	45		45	0	25		25	0	35		35	0	36		36	0	28		28	0
	3	23		23	0	39		39	0	38		38	0	20		20	0	30		30	0	33		32	1
	4	15	142	15	0	10	157	10	0	18	157	18	0	17	157	17	0	9	157	9	0	12	157	9	3
	5	6		6	0	8		8	0	5		5	0	9		9	0	8		8	0	8		7	1
	6	2		2	0	2		2	0	2		2	0	1		1	0	3		3	0	1		0	1
	計	139		139	0	131		131	0	125		125	0	120		120	0	128		128	0	130		124	6
緑台	1	24		24	0	31		31	0	41		41	0	40		40	0	50		50	0	26		26	0
	2	23		23	0	22		22	0	27		27	0	28		28	0	18		18	0	15		15	0
	3	14		14	0	15		15	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	13		11	2
	4	9	82	9	0	0	68	0	0	0	68	0	0	0	68	0	0	0	68	0	0	9	68	8	1
	5	5		5	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	4		4	0
	6	4		4	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	2		2	0
	計	79		79	0	68		68	0	68		68	0	68		68	0	68		68	0	69		66	3
陽明	1	28		28	0	29		29	0	39		39	0	36		36	0	41		41	0	23		23	0
	2	24		24	0	29		29	0	29		29	0	32		32	0	27		27	0	24		21	3
	3	17		17	0	10		10	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	14		12	2
	4	9	82	9	0	0	68	0	0	0	68	0	0	0	68	0	0	0	68	0	0	4	68	3	1
	5	1		1	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	計	79		79	0	68		68	0	68		68	0	68		68	0	68		68	0	66		60	6
清和台	1	17		17	0	12		12	0	12		12	0	10		10	0	12		12	0	14		14	0
	2	12		12	0	14		14	0	10		10	0	10		10	0	8		8	0	14		14	0
	3	9		9	0	8		8	0	9		9	0	7		7	0	7		7	0	10		10	0
	4	5	48	5	0	5	48	5	0	4	48	4	0	5	48	5	0	4	48	4	0	0	48	0	0
	5	0		0	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	4		4	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0
	計	43		43	0	40		40	0	36		36	0	33		33	0	32		32	0	42		42	0
清和台南	1	14		14	0	17		17	0	17		17	0	13		13	0	18		18	0	15		15	0
	2	17		17	0	16		16	0	19		19	0	19		19	0	15		15	0	19		19	0
	3	17		17	0	15		15	0	15		15	0	17		17	0	17		17	0	11		11	0
	4	10	99	10	0	14	99	14	0	13	99	13	0	13	99	13	0	14	99	14	0	12	99	12	0
	5	9		9	0	8		8	0	11		11	0	10		10	0	10		10	0	7		7	0
	6	6		6	0	7		7	0	7		7	0	9		9	0	8		8	0	4		4	0
	計	73		73	0	77		77	0	82		82	0	81		81	0	82		82	0	68		68	0

第5章 事業計画

区域	学年	令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)				令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)				【参考】 令和6年度実績 (2024年度)			
		量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差	量	確	利	差
けやき坂	1	31		31	0	17		17	0	14		14	0	19		19	0	15		15	0	19		19	0
	2	16		16	0	26		26	0	14		14	0	12		12	0	16		16	0	25		25	0
	3	22		22	0	13		13	0	22		22	0	12		12	0	10		10	0	19		19	0
	4	11	122	11	0	15	122	15	0	8	122	8	0	15	122	15	0	7	122	7	0	30	122	30	0
	5	18		18	0	7		7	0	9		9	0	4		4	0	9		9	0	6		6	0
	6	3		3	0	9		9	0	4		4	0	5		5	0	2		2	0	3		3	0
	計	101		101	0	87		87	0	71		71	0	67		67	0	59		59	0	102		102	0
東谷	1	33		33	0	28		28	0	33		33	0	32		32	0	28		28	0	32		31	1
	2	32		32	0	33		33	0	28		28	0	33		33	0	32		32	0	41		40	1
	3	39		39	0	31		31	0	32		32	0	28		28	0	32		32	0	21		21	0
	4	17	145	17	0	32	143	32	0	25	143	25	0	26	143	26	0	22	143	22	0	28	143	27	1
	5	20		20	0	12		12	0	23		23	0	16		16	0	18		18	0	9		8	1
	6	4		4	0	7		7	0	2		2	0	8		8	0	7		7	0	4		3	1
	計	145		145	0	143		143	0	143		143	0	143		143	0	139		139	0	135		130	5
牧の台	1	56		56	0	60		60	0	64		64	0	69		69	0	78		78	0	47		47	0
	2	39		39	0	47		47	0	50		50	0	54		54	0	45		45	0	33		33	0
	3	29		29	0	16		16	0	9		9	0	0		0	0	0		0	0	26		26	0
	4	13	139	13	0	0	123	0	0	0	123	0	0	0	123	0	0	0	123	0	0	10	123	10	0
	5	2		2	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	計	139		139	0	123		123	0	123		123	0	123		123	0	123		123	0	118		118	0
北陵	1	17		17	0	13		13	0	12		12	0	13		13	0	11		11	0	17		17	0
	2	15		15	0	15		15	0	12		12	0	11		11	0	12		12	0	15		15	0
	3	14		14	0	14		14	0	14		14	0	11		11	0	10		10	0	17		17	0
	4	13	72	13	0	11	105	11	0	11	105	11	0	11	105	11	0	9	105	9	0	9	105	9	0
	5	3		3	0	5		5	0	4		4	0	5		5	0	5		5	0	9		9	0
	6	6		6	0	2		2	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0
	計	68		68	0	60		60	0	56		56	0	54		54	0	50		50	0	70		70	0

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等において、短期間児童を預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）の平均値とし、令和7年度（2025年度）以降は小学生以下の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

市内に当該事業を実施する児童福祉施設等がないため、近隣市町の施設や里親を活用し、養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	54人	53人	52人	52人	51人	54人
確保方策②	54人	53人	52人	52人	51人	54人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※延べ人数

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握・子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、専門機関と連携しながら適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）以降の見込みは推計児童数における各年の0歳児数としています。

【確保方策の考え方】

こども若者相談センターの子育てコーディネーターが、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援情報の提供や、専門機関との連携によって対応します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み	826件	815件	808件	803件	797件	858件

⑥ 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、専門的な相談指導・助言を行うほか、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の平均値とし、令和7年度（2025年度）以降は0歳児の人口の変化と同様に推移するものとしています。

【確保方策の考え方】

児童虐待の未然防止、早期発見のために関係機関と定期的に情報共有を行い、支援を必要とする家庭に対しては、保健師や子育てコーディネーター、家庭総合相談員等の訪問による養育相談や支援を行います。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み	81件	80件	79件	79件	78件	84件

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性やネットワーク機関間の連携を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応につなげるための事業です。

【確保方策の考え方】

迅速な情報連携のために必要なシステムを構築するほか、調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が資質向上を図る研修を受講するとともに、児童虐待防止につながる子育て支援等についての講演会を開催します。

⑧ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て中の保護者と子どもに対して公共施設や保育所等地域の身近な場所で、子育てに関する相談や情報提供を行いながら、交流する場所を提供する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）の平均値（新型コロナによる利用減考慮）とし、令和7年度（2025年度）以降は令和元年度～令和5年度（2023年度）の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

全中学校区に1ヶ所以上設置した市内13ヶ所の拠点で事業を提供します。

区域	年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
全域	量の見込み	46,134人	49,527人	53,170人	57,080人	61,278人	42,974人
	確保方策 拠点	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所
川西南	量の見込み	8,737人	10,163人	11,774人	13,589人	15,629人	7,478人
	確保方策 拠点	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
川西	量の見込み	24,305人	26,386人	28,530人	30,729人	32,983人	22,288人
	確保方策 拠点	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
明峰	量の見込み	2,880人	2,905人	2,918人	2,921人	2,913人	2,843人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
多田	量の見込み	2,735人	2,425人	2,141人	1,884人	1,652人	3,071人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
緑台	量の見込み	501人	563人	630人	702人	780人	444人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
清和台	量の見込み	1,768人	1,918人	2,072人	2,230人	2,392人	1,623人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
東谷	量の見込み	5,208人	5,167人	5,105人	5,025人	4,929人	5,227人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

（参考：市内の子育て支援拠点施設）

区域	拠点施設名
川西南	アップルみなみ、アップルかも、久代児童センター
川西	川西児童館、アステ川西、アップルちゅうおう、こども若者相談センター、タブリエ
明峰	TSUNAGARI
多田	アップルただ
緑台	キオラクラブ
清和台	まるの間
東谷	アップルまきのだい

※上記拠点のほか、市独自拠点として、出張型のプレイルーム・0歳児交流会を随時行っています（全4カ所：令和6年度（2024年度）時点）

⑨ 一時預かり事業（幼稚園等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の平均値とし、令和7年度（2025年度）以降は2号認定及び1号認定の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

当事業を実施する幼稚園等では、在園児の利用希望について、それぞれの園で対応することとなります。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量 ①	1号認定	4,671人	5,055人	5,472人	5,922人	6,410人	4,315人
	2号認定	48,280人	52,256人	56,559人	61,216人	66,258人	44,607人
	計	52,951人	57,311人	62,031人	67,138人	72,668人	48,922人
確保方策②		52,951人	57,311人	62,031人	67,138人	72,668人	48,922人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の平均値とし、令和7年度（2025年度）以降は令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

一時預かり事業を、特定教育保育施設及び地域型保育事業所等で実施します。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①		3,831人	4,065人	4,313人	4,576人	4,855人	3,611人
確 ②	一時預かり事業	3,507人	3,722人	3,949人	4,189人	4,445人	3,306人
	子育て援助活動 支援事業	324人	343人	364人	387人	410人	305人
	子育て短期支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑪ 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育施設等に設置された専用室で預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）の量の見込みは令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度）の平均値とし、令和7年度（2025年度）以降は令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

病気やけがの病中から回復期にある児童の保育を実施する本事業は1日あたり3人の定員で実施しています。増加傾向にある利用ニーズに対しては、独自で実施している企業主導型保育施設とも連携を図りながら対応に努めます。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①		223人	281人	345人	425人	522人	186人
確 ②	病児保育事業	223人	281人	345人	425人	522人	186人
	子育て援助活動 支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	計	223人	281人	345人	425人	522人	186人
②—①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）

【事業概要】

子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かるなどの子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度（2020年度）・令和3年度（2021年度）はコロナの影響により減少したと考え、令和6年度（2024年度）以降の量の見込みは令和4年度（2022年度）の利用率により、小学生の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備し、地域の子育て支援を行います。また、預かり中のこどもの安全対策のため、協力会員への講習会等を実施します。ファミリーサポートセンターについてのPRを強化し、相互援助活動を担う協力会員の確保に努めます。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量 ①	低学年	1,171人	1,130人	1,124人	1,101人	1,113人	1,161人
	高学年	187人	185人	180人	181人	175人	189人
	計	1,358人	1,315人	1,304人	1,282人	1,288人	1,350人
確保方策②		1,358人	1,315人	1,304人	1,282人	1,288人	1,350人
②—①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑬ 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度（2024年度）以降の量の見込みは、令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）の平均利用率を適用しています。

【確保方策の考え方】

産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内）において実施した妊婦健康診査費の助成を実施します。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量	受診者数	1,230人	1,214人	1,203人	1,196人	1,187人	1,278人
	健診回数	9,935回	9,803回	9,719回	9,659回	9,587回	10,320回
確保方策		実施場所：産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内） 実施体制：兵庫県内協力医療機関及び助産所で受診…助成券 兵庫県内協力医療機関及び助産所以外で受診…償還払い 検査項目：妊婦健康診査にかかる検査項目					

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができる①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用、②給食費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

【確保方策の考え方】

教育保育給付認定のこどもの保護者のうち、生活保護世帯等を対象に、①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用の補助を実施しています。また、令和元年（2019年度）10月以降、施設等利用給付認定のこどもの保護者のうち、年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず、第3子以降を対象に、②給食費のうち副食材料費に要する費用の補助を実施しています。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設が事業を安定的かつ継続的に運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

【確保方策の考え方】

平成 28 年度（2016 年度）から地域型保育事業施設を対象に、事業を円滑に実施していくことができるよう、保育内容や指導法等の総合的な指導を行っています。

また、地域型保育事業における、連携施設のあっせん等についても、必要に応じて実施できるよう検討します。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の養育環境を整え、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスクなどの高まりを未然に防止するための事業です。

【量の見込みの考え方】

令和 7 年度（2025 年度）以降の量の見込みは、各年度の全児童数（0～17 歳）に占める対象世帯数に、推計児童数（0～17 歳）と平均利用日数を乗じて算出しています。

なお、対象児童数や平均利用日数については、令和 6 年度（2024 年度）の見込みをもとに算出しています。

【確保方策の考え方】

必要時に速やかに利用できるよう、訪問事業の委託先を複数確保します。

年度	令和 7 年 (2025 年)	令和 8 年 (2026 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 10 年 (2028 年)	令和 11 年 (2029 年)	【参考】 令和 6 年 (2024 年)
量の見込み①	178 人	177 人	174 人	173 人	171 人	180 人
確保方策②	178 人	177 人	174 人	173 人	171 人	180 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑰ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

【量の見込みの考え方】

令和 8 年度に複数の拠点整備・運営をめざして、制度設計を進めます。

【確保方策の考え方】

令和 8 年度に複数の拠点整備・運営をめざして、制度設計を進めます。

⑱ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱えている保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築をはかるための事業です。

【量の見込みの考え方】

令和7年度（2025年度）以降の量の見込みは、各年度の全児童数（0～17歳）に占める対象世帯数に、推計児童数（0～17歳）を乗じて算出しています。

なお、対象児童数については、令和6年度（2024年度）の見込みをもとに算出しています。

【確保方策の考え方】

こども若者相談センターとこども支援課が連携し、講習会などを実施します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	50人	49人	48人	48人	48人	50人
確保方策②	50人	49人	48人	48人	48人	50人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑲ 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊産婦の子育てに関する様々な疑問などに対し、保健師や助産師等の専門職による情報提供等を行い、必要なサービスにつなげるなど、相談支援を行います。

【量の見込みの考え方】

令和7年度以降の量の見込みは、過去の利用実績（面談数）及び0歳児人数（見込み）を素に算出しています。

【確保方策の考え方】

保健センターの専門職による相談支援等を実施します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	1,584回	1,563回	1,550回	1,540回	1,529回	1,646回
確保方策②	1,584回	1,563回	1,550回	1,540回	1,529回	1,646回
②-①	0	0	0	0	0	0

⑳ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

国の手引きを参照し、令和5年度に実施した子育て世帯向けのアンケート結果などに基づき、量の見込等を算出しています。（ひと月あたり「10時間/人」として算出）

なお、対象数については、令和6年度実績をもとに算出しています。

【確保方策の考え方】

令和8年度から制度実施に向けて、国制度を注視しつつ、市内の様々な就学前教育保育施設と連携などを図りながら、必要な施設・受入数の確保に取り組みます。

年齢別時間数	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2028年度)
〈ひと月あたり必要受入時間数〉		7,224	7,080	7,018	6,961
0歳		2,517	2,495	2,480	2,461
1歳		2,412	2,383	2,361	2,343
2歳		2,295	2,202	2,177	2,157
〈ひと月あたり受入確保時間数〉		-	-	-	-
0歳		-	-	-	-
1歳		-	-	-	-
2歳		-	-	-	-

㉑ 産後ケア事業

【事業概要】

育児不安や心配事、産後の体調不良などを抱えながらも支援者がいない家庭を対象に、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊などを提供することで、専門家からの的確なアドバイスを通じて、これからの育児がよりよく過ごせるよう支援する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和7年度以降の量の見込は、過去4年度分の利用実績（延べ日数）をもとに算出しています。

【確保方策の考え方】

指定の病院、助産院等と連携し、実施します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	820人	820人	820人	820人	820人	820人
確保方策②	820人	820人	820人	820人	820人	820人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第 6 章

就学前教育保育施設のあり方

I 就学前施設の現状・課題、方向性

(1) 現状・課題

平成27年(2015年)4月、国において「子ども・子育て支援新制度」が創設され、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められてきました。

本市においても、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園の整備を進め、4つのこども園を開設し、市立幼稚園と市立保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく、質の高い幼児教育保育を提供できる環境を整えてきました。

また、待機児童解消をめざして、民間施設を主軸として定員拡大を進めてきた結果、市立と私立合わせて、市内60の園所(令和6年(2024年)4月時点)が本市の就学前教育保育を担う状況となり、令和4年度(2022年度)からは、待機児童ゼロを達成しています。

今後は、乳幼児期における教育保育が「子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)であり、この重要な役割を市内のすべての就学前教育保育施設がしっかりと果たすことができるよう、市全体として、就学前教育保育の質の向上を図る必要があります。近年、園所における重大な事件や事故が全国で繰り返し発生しており、市立・私立に関わらず、こどもの安全を確保するとともに質の高い教育保育が求められています。

(2) 就学前教育保育施設の方向性

質の高い教育保育等を提供するためには、教育保育に関わる保育教諭等の研修や、配慮を要することに関わる保育教諭等の資質向上などに取り組む必要があります。また、小学校への円滑な接続に向けて、就学前教育保育施設と小学校等との連携が求められます。

市のすべてが就学前教育保育施設が、質の高い教育保育の提供をめざして互いに学びあうなど連携する仕組みをつくるために、教育保育の質向上の取り組みの拠点となる施設を位置付けます。

2 検討経過

本市では、「川西市子ども・若者未来計画」に基づき、「就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点」の具体化に向けた取り組みを進めるため、令和5年(2023年)6月に、子ども・若者未来会議に「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」を設置しました。同部会において、幼児教育保育に携わる専門家など様々な立場から、拠点施設としての機能や役割、具体的な取り組みなどについて慎重に審議を重ねていただき、令和5年(2023年)12月に子ども・若者未来会議から提言書をいただきました。

同提言書を踏まえ、本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、市立認定こども園が拠点施設として担う機能や取り組み内容、体制などを示すとともに、拠点施設として位置づけられない認定こども園のあり方などについて、「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方(素案)」として示しました。

同拠点施設のあり方素案では、市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには、私立・市立の隔たりなく、すべての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが大切であり、市立認定こども園が市教育委員会と連携を図りつつ、拠点施設としての役割を果たしていくこととしています。

3 川西市における就学前教育保育の拠点施設

(1) 拠点施設とは

本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、すべての施設が連携を深め、相互に協力し、取り組みを進める必要があります。拠点施設は、就学前教育保育の質の向上という目的に向けて、私立・市立や施設の種別に関わりなく、すべての就学前教育保育施設と連携・協力しながら、その役割と機能を果たし、取り組みを進める施設です。

(2) 拠点施設が担うべき機能

拠点施設が担うべき機能は、次の3つの機能を基本とします。

① コーディネート機能

拠点施設が中心となり、担当する地域の園所や小学校、関係団体との連携・調整を推進します。(園所間での研修実施、園所と小学校との連携や接続など)

② シェアリング機能

市や市教育委員会がめざす教育保育方針や国・県から示される方針などについて、速やかに周知徹底及び浸透を図り、市の施設全体が教育保育について共通認識を持ち、ベクトルを合わせた取り組みができるよう導きます。

③ セーフティネット機能

障がいを持つ子どもをはじめ支援が必要な子どもについて、希望する園所での受け入れや教育保育の質の向上を図るため、先導的な役割を果たします。(経済的に困窮している世帯の子どもや外国にルーツをもつ子どもなども含む)

シェアリング機能については、こどもの人権、安全管理や不適切保育の防止など、市のすべての施設が共通認識しなければならない部分について、求められる教育保育の水準を示し、羅針盤的な役割を果たしていきます。すべての施設が、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、こどもの最善の利益を考え、こどもと保護者、家庭を支えていくために、拠点施設が中心となり、取り組みを進めていきます。

また、シェアリング機能は、教育保育の質の向上の基盤となるところであり、その重要性に鑑み、拠点施設の取り組みの中心に据えて進めていくとともに、私立園所の特色ある教育保育や独自性などにも配慮していきます。

セーフティネット機能については、障がい児など支援が必要な子どもへの教育保育の質の向上を図るために、市立園所がこれまで培ってきた経験やノウハウを私立園所と共有するなど、連携をさらに強化する必要があると、市立園所が先導的な役割を果たしていきます。

こどもを中心に、保護者・家庭と園所が相互に理解を深めることが、こどもの成長にとって望ましいことから、保護者などに寄り添い、子育て支援の充実に向けた地域環境を整備することも、拠点施設の重要な役割の一つです。すべての施設が、保護者と一緒にこどもの立場に立った教育保育を考え、保護者と信頼関係を深めていけるよう、拠点施設の取り組みを検討します。

これら拠点施設が担うべき3つの機能は切り離すことが出来ないものであり、相互に関連させながら取り組むことで一層の効果を発揮できるよう検討を進めます。

（３）拠点施設として位置づける施設

市立就学前教育保育施設の果たすべき役割は、①教育的役割（一定の質が確保された教育保育を推進することに加え、こどもたちを取り巻く環境が変化する中で、その時々々の社会の状況において求められる教育保育に関する研究や実践に、積極的に取り組む役割）、②福祉的役割（保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、様々な困難を抱える家庭や障がい、アレルギー等、特別な支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割）、③施設間連携（それぞれの施設と各学校との円滑な接続や地域との連携を図るため、就学前教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割）としています。

拠点施設が担うべき３つの機能は、市立就学前教育保育施設の果たすべき役割とほぼ同じ内容となっていること、支援が必要なこどもを市立園所で多く受け入れており、これまで培ってきた経験やノウハウなどを有していることなどから、「市立認定こども園」を拠点施設として位置づけます。

ただし、将来的に、私立園所が拠点施設としての機能を担う必要性が生じたときには、拠点施設のあり方について丁寧に検討を行うこととします。

（４）取組体制

本市は南北に長い地形であり、拠点施設が担う３つの機能を効果的かつ効率的に発揮するために、市域を南部・中部・北部の３つのエリアに分けることとします。拠点施設は各エリアの市立認定こども園が担い、市教育委員会に統括的・調整的機能を置いて、全体の平準化を図る役割を担っていきます。なお、エリア分けについては「エリアごとの拠点施設配置図」（※P143）のとおりとします。

さらに、小・中学校との接続や支援が必要なこどもの教育保育については、私立園所と連携して取り組みを進める上で重要な要素となるため、各エリアに設置する拠点施設が中心となり、私立園所と顔が見える関係性を築けるような体制を構築していきます。

なお、拠点施設間において定期的に情報共有する機会を設けるなど、複数設置することの利点を活かしつつ、拠点施設間で取り組みに大きな違いが生じることなどがないよう仕組みを検討します。

（５）人材の配置及び育成

拠点施設と市教育委員会が連携を図り、公私園所と密接に関わりを持ちながら取り組みを進めるために、人員配置や体制について十分に配慮します。具体的には、質の高い教育保育を実践しながら、拠点施設が担うべき機能を果たしていくために、原則として、各拠点施設に専任の「（仮称）乳幼児教育保育アドバイザー」を配置します。各拠点施設の（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーには、豊富な教育保育の経験を有する市の保育教諭等を配置するなど、職員自身の希望やキャリアパスを視野に入れ、人材の活用に繋げていきます。

（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーがその役割を十分に果たすためには、アドバイザーとしての資質、能力を高め、安心して専門性を発揮できる環境を整備することが重要であるため、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーには、教育保育に関する専門性だけでなく、施設種別ごとの運営や特徴を知り、各施設の多様なニーズに対応し、調整する力が求められます。

そのため、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーとして実践を積み重ね、経験値を高めていくために、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーを対象とする研修等の実施やアドバイザー同士が学び合える仕組みづくりを進めます。また、必要に応じてスーパービジョンを受ける機会を設けることなど、アドバイザーを支える体制について検討を行います。そして、拠点施設の果たすべき具体的な役割とあわせて、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーが担う業務について検討を進め、その内容を明確にしていきます。

また、市教育委員会が担う役割は多岐にわたり、かつ重要なものであるため、原則として、幼保小接続を担い、拠点施設間の連携や調整、教育保育の質向上を担当する「指導主事」等を配置します。

さらに、保育教諭の専門性、経験、意欲など保育者のあり方が教育保育の質の向上に大きく影響するため、ベテランの保育教諭を核として丁寧に職員を育成していく環境づくりをより一層進めていきます。保育教諭や（仮称）乳幼児教育保育アドバイザー等については、将来的な見通しを立てたうえで、計画的に職員を育成するとともに、市立認定こども園が拠点として役割を継続的に果たすためには、保育教諭の世代別のバランスが重要であることから計画的な職員採用を行うなど、適切な人材の配置と育成に努めていきます。

（6）市教育委員会及び拠点施設が取り組む内容と体制

拠点施設の取り組みは、「準備段階 ⇒ 初期段階 ⇒ 展開段階」と段階を経て、計画的に進めることとします。

●各段階に応じた取組内容

① 準備段階（令和7年度（2025年）～8年度（2026年度））

拠点施設が担うべき3つの機能の共通理解、取り組みの実施に向けて、市教育委員会が主導し、公私園所と連携し、取り組みプランを整理、見える化します。なお、準備段階では、○公私園所のニーズの把握など公私の連携、○障がい児支援の取り組み等、既存資源の整理など組織内の連携、○全市でめざすビジョンの研究や研修体系の整理、保護者や地域の参画の検討などについて、検討及び実施していきます。

② 初期段階（令和9年度（2027年度）～）

拠点施設が果たすべき3つの機能を、各エリアに位置づけた複数の市立認定こども園が担い、エリア内の各施設と連携を図りながら取り組みを進めます。

③ 展開段階

拠点施設を軸とした教育保育の質の向上に向けた体制が着実に機能している段階においては、必要に応じて取組状況にあわせた拠点施設の見直しを行います。

●市教育委員会と拠点施設の取組内容

① 市教育委員会

拠点施設をはじめ市全体の統括的・調整的な役割を担い、特別支援教育、栄養管理、保健医療、危機管理等の専門的なテーマは、市教育委員会等の各部署に配属されている専門職等と十分な連携を図っていくこととします。

また、実効性のある取り組みを進めるため、「準備段階」においては、市教育委員会が主導的な役割を担いつつ、拠点施設や公私園所、その他関係機関と連携を図りながら進めていくこととします。特に、本市がめざすビジョンや基底となるカリキュラムの策定については、市教育委員会が主導的役割を果たしつつ、公私園所はもとより、学識経験者、保護者などが参画する策定委員会を設置するなど、様々な主体の参画による取り組みを検討します。

加えて、それぞれの施設で取り組んでいる幼児教育保育の質の向上に向けた優れた取り組みを、他の各施設で共有する仕組みや、拠点施設の実践を評価する仕組みの構築についても併せて検討していきます。

さらに、教育保育の質の向上に向けた取り組みについては、拠点施設と連携しながら、保護者や地域、市民に広く知らせることで、教育保育に多様な主体の参画を促していきます。

2 拠点施設

「初期段階」においては、各拠点施設の（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーが中心となり、巡回訪問や公開保育、合同研修、研究発表などの実施を通して、拠点施設が果たすべき3つの機能（シェアリング機能・セーフティネット機能・コーディネート機能）を担うこととします。

（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーは市教育委員会の指導主事等と連携を密にしながら、国や市の方針を各エリアでシェアするとともに、各エリアの公私園所の取り組みや実践を市教育委員会と共有するなど、双方向の関わりにより教育保育の質を高めていくこととします。

また、拠点施設には、相談や研修の場所、乳幼児教育保育に関する図書等を備えたコーナーを設置するなど、環境面の整備も併せて検討を進めていきます。

(7) 拠点施設の配置

拠点施設の配置にあたっては、小・中学校との接続や連携等を考慮した上で、市域を南部・中部・北部の3つのエリアに分け、施設数の多い南部エリアと中部エリアについては複数を配置します。

複数配置をする南部エリアと中部エリアについては、市教育委員会等との窓口的な役割を行う基幹園を設定することで、効率的・効果的な運用を図っていきます。

令和10年度（2028年度）に開設をめざしている久代幼稚園と川西南保育所を一体化する認定こども園については、南部エリアにはすでに加茂こども園と川西こども園があるため、拠点施設として位置づけないこととします。

●各エリアの拠点施設

南部	加茂こども園（基幹園）、川西こども園	（施設数：22）
中部	川西北こども園、（仮称）多田こども園【令和10年度開設予定】	（施設数：24）
北部	牧の台みどりこども園	（施設数：12）

※施設数…幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所、地域保育園、企業主導型保育事業所
（令和6年（2024年）4月時点）

南部エリアについては、エリア内に2つの拠点施設があることから、加茂こども園を基幹園として設定し、拠点施設間での役割分担などについて、準備段階で整理・検討を行います。

中部エリアについては、令和10年度（2028年度）に開設予定の（仮称）多田こども園の運営が安定するまでの間は、川西北こども園が拠点施設としての役割を担うこととし、その後は（仮称）多田こども園を基幹園として設定し、2施設で拠点施設の機能を担うこととします。

北部エリアについては、施設数は他のエリアと比較して少ないものの、エリアが広いと、中部エリアと連携協力するなど必要に応じて取り組みを工夫・検討するものとします。

【参考】エリアごとの拠点施設配置図（p20 再掲及び一部加筆）



4 拠点施設とならない認定こども園のあり方

市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには、私立・市立の隔たりなく、すべての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが大切であり、市立認定こども園が市教育委員会と連携を図りつつ、拠点施設としての役割を果たしていきます。

そのためには、(仮称)乳幼児教育保育アドバイザーの配置をはじめとした人的配置の拡充など、拠点施設としての機能強化を図り、市全体の教育保育の質の向上に向けた実効性のある取り組みを進めていかなければなりません。

また、今後も待機児童ゼロの継続はもとより、入所保留児童の解消もめざすためには、就学前教育保育施設を拡充し、定員を増やすことが必要です。しかし、質の向上ならびに定員の拡充を両立させるためには、多額の費用が必要です。財源確保は教育保育の質の向上を議論する上で欠かすことの出来ない重要な観点です。質と量の両立に向けては、私立・市立が互いに役割を担いながら連携して進める必要があります。

今後、市立施設は拠点施設を中心とした教育保育の質の向上に向けた取り組みを進めることとし、市立施設において長年培ってきた経験とノウハウを市全体の教育保育の質向上につなげていきます。

一方、保育サービスの拡充については、民間による整備・運営を基本的な方針とし、これまで取り組みを進めてきたことから、今後、拠点施設とならない認定こども園については、民間法人による整備・運営を進めていきます。

なお、公私の役割分担により生み出される財源については、拠点施設の機能強化やこども・子育て支援施策、子育てサービスの充実などに投資することで、こどもたちの幸せにつながる施策を展開していきます。

5 市立就学前教育保育施設のあり方

(1) 現在の状況・課題

① 市立幼稚園の利用状況

いずれも定員に満たず、児童数は減少傾向が続いています。(下表以下の「定員」は利用定員)

市立幼稚園の利用状況(各年5月1日時点)

単位:人

施設名	年齢別	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
久代幼稚園 (定員90)	4歳児	22	11	11	11	9
	5歳児	22	26	10	12	12
	合計	44	37	21	23	21
多田幼稚園 (定員60)	4歳児	14	15	5	7	6
	5歳児	13	16	16	6	12
	合計	27	31	21	13	18
東谷幼稚園 (定員90)	4歳児	15	13	8	2	0
	5歳児	14	16	14	8	0
	合計	29	29	22	10	0

※東谷幼稚園は、令和6年度(2024年度)は休園

② 市立保育所の利用状況

弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

市立保育所の利用状況（各年5月1日時点）

単位：人

施設名	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
川西南保育所（定員80）	81	81	84	84	85
小戸保育所（定員90）	89	84	89	90	88
多田保育所（定員110）	112	110	114	117	119
川西中央保育所（定員60）	63	69	70	75	75

③ 市立認定こども園の利用状況

2・3号認定については、弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

市立認定こども園の利用状況（各年5月1日時点）

単位：人

施設名		令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
加茂 こども園	1号(定員170)	131	122	122	102	97
	2・3号(定員60)	79	71	71	72	75
川西 こども園	1号(定員70)	36	44	53	48	42
	2・3号(定員60)	78	75	72	74	74
川西北 こども園	1号(定員100)	54	36	53	63	72
	2・3号(定員80)	79	74	85	89	87
牧の台 みどり こども園	1号(定員70)	72	67	68	69	82
	2・3号(定員60)	69	68	67	67	67

※・網掛け、斜体部分は、市立認定こども園移行前です。

・前期計画に基づき、2号認定定員の確保を行う観点から、2施設について、1号認定定員の一部を2号認定定員へ切替えました。（令和6年4月）変更後の内訳は、加茂こども園（1号155、2・3号75）、川西こども園（1号55、2・3号75）となっています。

④ 課題

各施設ともに耐震基準は満たしていますが、整備後約40～50年が経過し、施設の老朽化が著しい状況です。こどもたちの快適な就学前教育保育環境を確保するため、各施設の状況などを踏まえつつ、適切な老朽化対策を検討する必要があります。

(2) 市立就学前教育保育施設の役割

1. 教育的役割

市立就学前教育保育施設は一定の質が確保された教育保育を推進することに加え、こどもたちを取り巻く環境が変化する中で、その時々での社会の状況において求められる教育保育に関する研究や実践に、積極的に取り組むことが求められます。

2. 福祉的役割

保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、様々な困難を抱える家庭や障がい、医療的ケア、アレルギー等、支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割を果たす必要があります。特別な支援を要する児童や困難を抱える家庭等への支援については、希望する施設で就学前教育保育を受けることができるよう、私立就学前教育保育施設と連携を図ることが重要です。

3. 施設間連携

私立・市立の就学前教育保育施設の施設間の連携・協力や、学校等との円滑な接続、地域との連携を図るため、就学前教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

(3) 市立幼稚園・市立保育所の一体化方針

久代幼稚園と川西南保育所を一体化した（仮称）川西久代南こども園と多田幼稚園と多田保育所を一体化した（仮称）多田こども園について、以下のとおり一体化方針を定めることとします。

幼稚園・保育所の一体化を実施するにあたり、拠点施設を中心に市立施設・私立施設が相互に連携を深めるとともに、より一層、教育保育の質向上に向けた取り組みを進めていきます。

① 整備場所

施設については、久代幼稚園・川西南保育所、多田幼稚園・多田保育所のいずれの園所も老朽化していることから、既存施設の活用は行わず、新設することとします。

整備場所については、周辺交通などの安全性、教育保育環境、保護者の利便性、在園児への影響などを総合的に勘案して検討します。

○（仮称）川西久代南こども園については、市営久代団地跡地（久代3丁目地内）に新設

○（仮称）多田こども園については、多田保育所（東多田1丁目16-20）の敷地に新設

なお、（仮称）多田こども園については、現施設の建替えのため保育所の仮設園舎が必要となります。仮設園舎の設置にあたっては、在園児への影響ができるだけ少なくなるよう、設置場所等の検討を進めていきます。

② 定員

今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、待機児童の状況などを勘案しながら、決定することとします。

③ 整備・運営主体

（仮称）川西久代南こども園については、民間法人による整備・運営とします。

（仮称）多田こども園については、市が整備・運営し、中部の拠点施設とします。

④ 開設時期

（仮称）川西久代南こども園、（仮称）多田こども園ともに、令和10年度（2028年度）からの開設をめざし、事業を進めていきます。

（４）市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針

① 市立幼稚園

市立幼稚園は、入園児童が減少しており、今後も顕著な増加が見込めないことから、市立保育所と統合して幼保連携型認定こども園に移行します。

施設名	事業計画
久代幼稚園	・一体化方針に基づき、取り組みを進めます。 ・令和10年度（2028年度）に、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。 ・今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
多田幼稚園	・一体化方針に基づき、取り組みを進めます。 ・令和10年度（2028年度）に、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。 ・今後、1クラスが5人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2クラスともに5人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
東谷幼稚園	・令和6年度（2024年度）末をもって閉園

② 市立保育所

市立保育所については、市立幼稚園と一体化して幼保連携型認定こども園に移行する施設を除いて、現状のまま継続して運営します。

施設名	事業計画
川西南保育所	・一体化方針に基づき、取り組みを進めます。
多田保育所	・一体化方針に基づき、取り組みを進めます。
小戸保育所	・継続して運営します。
川西中央保育所	・継続して運営します。

③ 市立認定こども園

市立幼保連携型認定こども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の機能に加え、就学前教育保育の拠点施設として、私立園所等と連携・協力しながら教育保育の質向上の取り組みを進めます。

施設名	事業計画
加茂こども園 川西こども園 川西北こども園 牧の台みどりこども園	・就学前教育保育に関する拠点施設として、継続して運営します。

（５）園区（市立幼稚園・市立認定こども園Ⅰ号）の見直し

就学前児童が減少傾向にある中で、市立・民間施設含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討する観点から、園区（市立幼稚園・市立認定こども園Ⅰ号）の見直しを検討します。

（６）閉園後の施設活用・転用

閉園後の施設については、「川西市公共施設等総合管理計画」や当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。

第7章

計画の推進体制

I 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

本計画は、川西市における総合的なこども施策（子ども・子育て支援、次世代育成支援、子ども・若者支援、こどもの貧困対策等）にかかる指針であり、推進にあたっては、こどもや子育て支援、教育、福祉、保健、医療、労働などの分野に関連する部局と十分な連携を図り、全庁において横断的に取り組むべき個別計画として位置づけています。

部局間の連携においては、法改正等を踏まえ、母子保健・児童福祉の両部局が連携・協働を深め、一体的に相談支援を行うことで、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して切れ目ない支援を進めます。さらに、重層的支援体制により、対象者別の福祉制度を実施しつつ、縦割りを脱して重層的に対象者やその家族の生活に関する様々な課題に対して包括的な支援を進めることとしています。

また、本計画に記載している事業は、市の予算編成過程を経て、最終的に市議会の議決を受け実施を決定することとなりますが、いずれの事業も、本市において重要な事業であることから、市の財政状況等と整合を図りつつ事業の推進に努めていくこととします。

(2) 関係機関・団体や企業等との連携と協働

計画の推進にあたっては、行政のほか、民間事業者、NPO 法人、子育て支援団体など、各主体が一体となって取り組む必要があります。

本計画の課題解決に向け、継続的かつ充実した支援が行えるよう、それぞれの連携を強化し、協働による多方面からの支援を推進します。

(3) 計画の広報

計画における施策を着実に実行するため、各事業に関し、各団体が主体的に取り組み、多くの人と情報を共有し理解を広める必要があります。

広報にあたっては、広報誌やホームページ、SNS、アプリやチラシなど多様な媒体を活用し、ターゲットを意識した効果的な PR を行うほか、特色ある事業については、積極的にプレスリリースを行います。

(4) 評価指標

本計画における施策の評価指標を、別表のとおり設定し、PDCA サイクル（※）に沿って施策を実施し、計画の進行管理を行います。

※PDCA サイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている

マネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



【PDCA サイクルの内容】

	内容
①計画 (Plan)	■計画の策定 各種調査等を通じて市の課題を把握し、必要と思われる施策を設定するとともに、成果目標や教育保育の提供体制などを定めます。
②実行 (Do)	■計画の実行 ・策定した計画に基づいて施策を進めていきます。
③評価 (Check)	■施策の進捗評価 ・毎年度、成果目標の達成状況や各施策の実績・進捗状況を評価の上、施策実行における課題や今後の方向性などを把握します。 ・第6章（就学前教育保育施設のあり方）に関しては、進捗をその都度報告することとし、継続的・定期的な評価を行います。 ■川西市子ども・若者未来会議での評価報告並びに内容の検討 ・評価結果については、川西市子ども・若者未来会議で報告し、検証や分析を行います。
④改善 (Act)	■評価に基づく施策内容の修正 ・一連の評価を通じて把握した課題等を踏まえ、対応方法の検討や新規事業の立案を行います。 ■全体評価に基づく中間見直し ・全体評価の結果を踏まえ、必要な場合は令和9年度（2027年度）に実施予定の中間見直しに反映します。

【別表：評価指標】

(1) 計画全体の評価指標

No.	指標	方向性※	基準値 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和11年度) (2029年度)	根拠等
1	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合		49.1%	73.0%	市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民対象
2	合計特殊出生率	-	1.15	-	女性の年齢5歳階級別出生数÷各年の10月1日現在の女性人口
3	充実感を持って生きている若者の割合		65.8%	80.0%	市民実感調査 ※29歳までの市民対象

(2) 基本目標等に関する評価指標

No.	指標	方向性※	基準値 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和11年度) (2029年度)	根拠等
4	妊娠から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合		86.1%	89.0%	乳幼児健康診査時アンケート調査
5	育児について相談相手のいる親の割合		92.3%	98.0%	同上
6	保育所待機児童数(国基準)		0人 (R4)	0人	各年度4月1日現在の待機児童数(国基準)
7	保育所待機児童数 (入所保留児に対する定員不足数)		76人 (R5)	0人	各年度4月1日現在の入所保留児に対する定員不足数
8	留守家庭児童育成クラブ待機児童数		28人	0人	各年度5月1日現在の待機児童数
9	不登校児童・生徒のうち学校等の学習や生活に関する支援ができていない児童・生徒の割合		35.1%	100.0%	長期欠席報告
10	「学ぶこと(わからないことを調べたり、考えを发表或ししたりすること)が楽しい」と思う児童・生徒の割合		75.1%	85.0%	全国学力・学習状況調査
11	「こども・若者の意見や考えが、社会やまちづくりに反映されていると思いますか」に「反映されている」「少しは反映されている」と思うこども・若者の割合		62.9%	70.0%	市意見表明に関するアンケート調査

※…矢印は、基準値から目標値をめざすため、

「上げる」 「下げる」 「現状維持」 を意味しています。